

I かいぎ ほうこく
会議の報告

＊＊＊＊＊

だいきだいひょうしゃ
第13期代表者

＊＊＊＊＊



しゃしんさつえいじ まくはす
※写真撮影時のみ、マスクを外しています

ねん がつむいか にち だい き かいくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ねんどだい かいだい にち しゅうごうしゃしん
2022年2月6日(日) 第13期外国人市民代表者会議2021年度第4回第2日 集合写真

＊＊＊ だいひょうしゃかいぎみつ きわど
代表者会議の3つのキーワード ＊＊＊

ようきゅう さんか
要求から参加へ

こべつ ふへん
個別と普遍

そうちりかい きょうせい
相互理解と共生

ようきゅう するだけではなく
せっきょくてき しせい さんか
積極的に市政参加・
しゃかい さんか
社会参加をしていく。

こべつ ちが なか
個別の違いの中から
だれ なっとう
誰をも納得させる
ふへんてき さが
普遍的なものを探す。

がいくじん にほんじん
外国人も日本人も
たが りかい つと
お互いの理解に努め、
きょうせい はか
共生を図る。

がいくじん す
にほんじん す
「外国人の住みやすいまちは、日本人も住みやすい」

かいぎかいさいがいよう
会議開催概要

会期	開催日 ／場所	議事概要	代表者	傍聴者
第1回 1	第1日 通算① 2021年 4月11日 14:00～16:30 国際交流センター	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントへの参加について ・実行委員会について ・市の審議会等委員について ・部会審議 国際コミュニティ部会： 行政主導でのオンラインコミュニティの構築について 安心生活部会：防災・災害について 	20人	ひとり 1人
第2回 2	第2日 通算② 2021年 5月23日 14:00～17:00 国際交流センター	<ul style="list-style-type: none"> ・提言について ・部会審議 国際コミュニティ部会：参考人からのコメント、意見交換、 オンラインアンケートの結果、今後の方向性について 安心生活部会：参考人からのコメント、意見交換 オンラインアンケートの結果、今後の方向性について ・実行委員会報告(臨時会、ニュースレター) 	19人	7人
第3回 3	第1日 通算③ 2021年 6月20日 14:00～17:00 国際交流センター	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者の欠員と補充について ・臨時会について ・部会審議 国際コミュニティ部会：振り返りと提言候補の絞り込み 安心生活部会：振り返りと提言候補の絞り込み ・実行委員会報告(臨時会、ニュースレター) 	21人	ふたり 2人
第4回 4	第2日 通算④ 2021年 9月12日 13:30～17:00 ※オンライン かいぎ 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・部会審議 国際コミュニティ部会：提言候補の絞り込み 安心生活部会：提言候補の絞り込み 	20人	11人

会期	開催日 ／場所	議事概要	代表者	傍聴者
第3回	第1日 通算⑤ 10月17日 14:00～16:45 国際交流センター	参考人の招致について ・部会審議 国際コミュニティ部会：提言候補の内容理解、提言内容の整理、 今後の方向性について 安心生活部会：提言候補の絞り込み 実行委員会報告（ニュースレター）	21人	14人
臨時会	通算⑥ 11月14日 14:00～16:15 国際交流センター	部会審議 国際コミュニティ部会：提言（案）の検討、視察について 安心生活部会：提言（案）の検討	20人	2人
第3回	第2日 通算⑦ 12月5日 14:00～16:30 国際交流センター	2021年度年次報告書について 部会審議 国際コミュニティ部会：提言（案）の確認 安心生活部会：提言（案）の確認	22人	4人
第4回	第1日 通算⑧ 1月16日 14:00～16:40 国際交流センター	代表者の欠員と補充について 提言の取組状況について 2021年度年次報告書について 部会審議 国際コミュニティ部会：提言（案）の確認 安心生活部会：提言（案）の確認	19人	4人
第4回	第2日 通算⑨ 2月6日 14:00～16:40 国際交流センター	2021年度年次報告書について 部会審議 国際コミュニティ部会：提言の最終確認 安心生活部会：提言の最終確認 第13期の提言について 振り返り	19人	5人

2 調査審議の内容

【1】会議の運営

1 年間日程の決定と実行委員会の設置

2021年度の年間日程は、2020年度第2回第2日の会議で決定し、実行委員会の設置について

では、2021年度第1回第1日の会議で決定しました。

実行委員会については、臨時会の開催方法について検討するため、臨時会実行委員会を設置しました。また、会議の広報を目的に市民文化局が発行するニュースレターの編集に協力するため、ニュースレター編集委員会を設けました。代表者は全員がどちらかの委員会に参加するようにしました。

各委員会は、代表者会議が開催される前の時間帯を利用して開催し、そこで協議した内容を会議で報告し、代表者会議全体で審議・決定しました。

(各委員会の活動については、III 各種活動状況 2 3 を参照)



全体会の様子

2 正副委員長部会長会議の開催

代表者会議の円滑な運営を図るため、事前に正副委員長部会長会議を開催し、次回会議の進行、部会の審議内容・資料等について確認しました。なお、今年度も昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、会議会場への入室時に、検温、問診票の提出、アルコール消毒を実施し、マスクの着用や会場の換気、座席間の距離を空ける等の感染症対策を講じた上で、必要最低限の会議のみ開催しました。

<開催経過と主な議題>

①正副委員長部会長会議

かい 回	かいさい び 開催日	ぎ 議 だい 題
1	ねん 2022年 がつ 1月 21日 (金)	だい かいだい にちかいぎ しだい ぶかいしんぎ 第4回第2日会議次第、部会審議について

②部会長会議

かい 回	かいさい び 開催日	ぎ 議 だい 題
1	ねん 2021年 がつ 3月 29日 (月)	だい かいだい にちかいぎ しだい ぶかいしんぎ 第1回第1日会議次第、部会審議について
2	がつと お か 5月 10 日 (月)	だい かいだい にちかいぎ しだい ぶかいしんぎ 第1回第2日会議次第、部会審議について
3	がつなのか 6月 7 日 (月)	だい かいだい にちかいぎ しだい ぶかいしんぎ 第2回第1日会議次第、部会審議について
4	がつ 8月 26日 (木)	だい かいだい にちかいぎ しだい ぶかいしんぎ 第2回第2日会議次第、部会審議について
5	がつむいか 10月 6 日 (水)	だい かいだい にちかいぎ しだい ぶかいしんぎ 第3回第1日会議次第、部会審議について
6	がついつか 11月 5 日 (金)	りんじかいかいぎ しだい ぶかいしんぎ 臨時会会議次第、部会審議について



国際コミュニティ部会



安心生活部会

【2】調査審議で出された意見

調査審議で出された意見について部会ごとに検討を進め、提言に向けて審議テーマを絞り込みました。

1 國際コミュニティ部会

(1) 異文化交流と地域貢献に関する意見

- ① 様々な取組があるが、外国人に情報が届いていない。
- ② 外国人市民が経験を共有する場があるとよい。
- ③ 既にある支援組織や活動を活用して、地域活動したい外国人を支援できるとよい。

(2) 多文化共生ラウンジ（仮）に関する意見

- ① 市民館や図書館に設置してはどうか。
- ② 多文化共生推進課が主催した企画で通訳ボランティアをしたが、その際に話を聞いた人たちはコミュニティやネットワークもなく、困ったときに相談できる人もいなかつたので、ラウンジのような場所があるとよい。
- ③ 国際交流センターもあるが、もっと身近なところにラウンジがあるとよい。
- ④ 外国人にとってはラウンジのような場所があると安心できる。
- ⑤ 最初から全市的に設置するのではなく、まずはパイロットケースからはじめるとよいのではないか。

(3) オンライン化に関する意見

- ① ホームページは改善できないか。
- ② PDFだと機械翻訳ができない。
→PDFにしないと1ページの情報量が増えてしまう。
- ③ AIチャットボットを多言語化してはどうか。

2 安心生活部会

(1) 防災・災害に関する意見

- ① 防災行政無線に外国語を追加することはできないか。
→外国語を追加することで、日本人に情報が伝わらないリスクをどうするか。

(2) 多言語ツールに関する意見

- ① 子どもの成長の遅れについて、日本で相談できないために、母国に帰って相談する人がいる。
- ② 「障害」や「高齢」などスポットがあたりにくい部分のツールを作るとよい。
- ③ ガイド方式ではなく、「日本語と多言語を併記」のツールがよい。
- ④ 人口が多い国籍・地域=その言語のニーズがある、というわけではない（データがないので正確にはわからない）。

(3) オリエンテーションに関する意見

- ① 広報の仕方は工夫が必要、代表者自身もSNSなどで協力できる。
- ② オリエンテーションを実施する体制を整える必要がある。
- ③ 役所の手続きがオリエンテーションの会場でできるとよい。
- ④ 「川崎市の魅力」は、観光スポットだけではなく、川崎市独自の取組（外国人市民代表者会議）も魅力といえる。
- ⑤ 出前型や、企業や学校の行事と合わせてできるとよい。

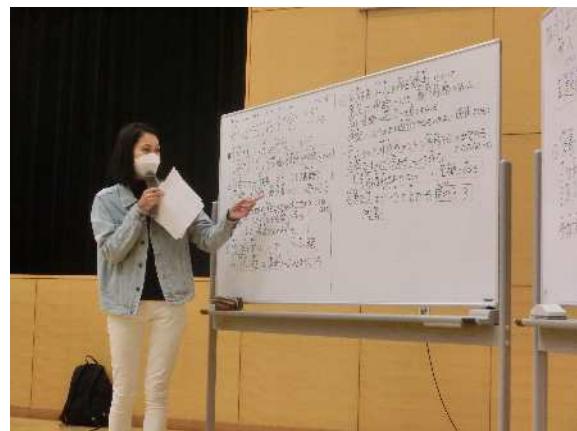
3 専門家の招致

国際コミュニケーション部会 第1回第2日（2021年5月23日）

東海大学観光学部 本田 量久 教授

安心生活部会 第1回第2日（2021年5月23日）

東洋大学ライフデザイン学部 南野 奈津子 教授



部会報告の様子

【3】臨時会

1 臨時会の開催

代表者会議では、代表者以外の人の意見や専門家の意見を聞き、審議の参考にするために、臨時会をオープン会議として年に1回開催しています。しかし、今年度も新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、オープン会議としての開催は見送りました。その代わり、臨時会を通常の会議として開催し、調査審議の時間を設けることにしました。



II 提言

かわさきしちょう ふくだ のりひこさま
川崎市長 福田 紀彦 様

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議
いいんちょう べれーら らひる さんけーた
委員長 ペレーラ ラビル サンケータ
ふくいんちょう ちょうりょう
副委員長 張亮

だいきかわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ていげん
第13期川崎市外国人市民代表者会議の提言について

だいきかわさきしがいこくじんしみndaいひょうしゃかいぎ
第13期川崎市外国人市民代表者会議は、2年間にわたる調査審議に基づき、「保育に関する多言語支援」、「オリエンテーション」、「多文化共生ラウンジ（仮）」の3つのテーマについて提言をまとめました。

わたし だいひょうしゃ あんしんせいかつぶかい こくさい こみゅにていぶかい わ さまざま もんだい
私たち代表者は、安心生活部会と国際コミュニティ部会に分かれて様々な問題について審議を行い、その内容を全体会で確認してきました。また、この2年間はオープン会議が実施できませんでしたが、専門家の話を聞いたり、オンラインアンケートを行ったりするなど、多くの意見をいただきながら審議を深め、今回の提言となりました。

あんしんせいかつぶかい ていげん ほいくかん たげんごしえん がいこくじんしみん
安心生活部会が提言としてまとめた「保育に関する多言語支援」については、外国人市民の保育に関する手続きをサポートするための多言語支援の充実という観点から、また「オリエンテーション」については、新たに転入してきた外国人市民が、自立した市民として安心した生活を送れるようになるための支援という観点から、提言をまとめました。

こくさい こみゅにていぶかい ていげん たぶんかきょうせいらうんじかり がいこくじんしみん
国際コミュニティ部会が提言としてまとめた「多文化共生ラウンジ（仮）」については、外国人支援と多文化共生の推進を目的とし、中間支援の役割をはたす地域の拠点づくりの推進という観点から、提言をまとめました。

しちょう かんけいきかん みなさま ていげん しゅし りかい しせい
市長をはじめ関係機関の皆様には、それぞれの提言の趣旨についてご理解いただき、市政に反映してくださいますようお願いいたします。

わたし だいきだいひょうしゃ こんごしせい みまも がいこくじんしみん みづか ちから はつき ちいき
私たち第13期代表者も今後の市政を見守りつつ、外国人市民が自らの力を發揮し地域社会に貢献できるように、これからも積極的に地域での活動に取り組んでいきます。

【1】日本語を母語としない外国人市民の保育に関する手続きをサポートするために、多言語による

支援の充実を図る。

1 代表者会議が作成した「教育・保育給付認定（変更）申請書」と「保育所等利用（変更）申込書兼児童台帳」の多言語記入ガイドを活用する。

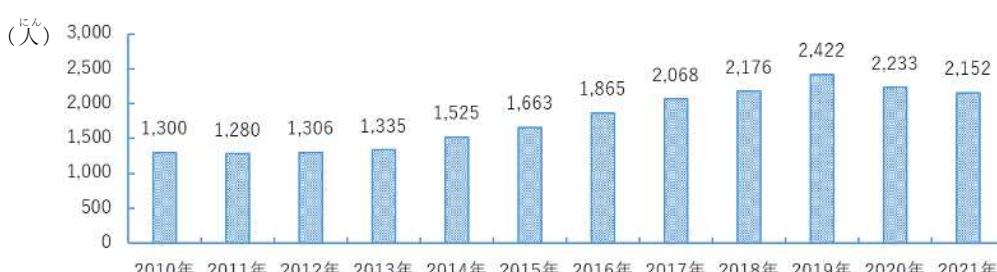
【背景・理由】

これまで代表者会議では、第11期では保育、災害に関する多言語ツール、第12期では母子保健事業に関する多言語ツールを作ってきました。どれもすぐに市に活用していただき、提言が実現したことを嬉しく思っています。また、私たち自身、実際に過去の提言で作ったツールを使ったことで手続きがスムーズにできたり、役所の窓口でツールが使われた外国人市民の役に立っているところを目にしたり、行政と外国人市民の橋渡し役になれていることを実感しており、このようなことから第13期としても多言語ツールを作成することを決めました。

今回、私たちは多言語ツールを作成するに当たって、「保育」を選びました。第11期、第12期で市に提言したように、外国人市民にとって子育てに関する不安は大きく、苦労している問題の一つです。また、第11期、第12期の提言は、翌年度には取組状況が「A」になっていることからも、現場でも高いニーズがあるのだと思います。

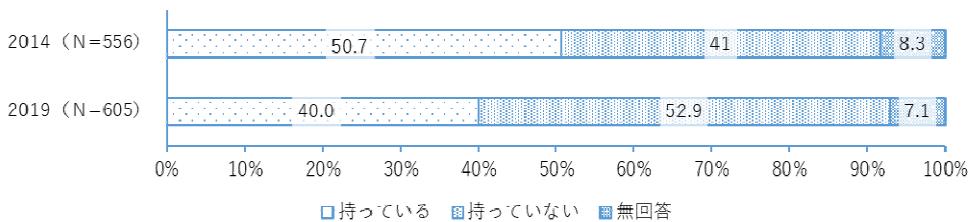
川崎市ではとくに、0～5歳の外国籍の子ども（乳幼児）の数が増加傾向にありますが、2014年度、2019年度に市が実施した「川崎市外国人市民意識実態調査」からは、外国籍の子どもの割合が日本国籍をもつ子どもの割合より増加していることがわかつており、両親ともに外国籍の世帯が今後も増加していくことが推測されます。

0～5歳の外国人住民人口の推移（2010年～2021年：各年12月末日現在）



出所：川崎市統計情報

子どもの日本国籍の有無



出所：川崎市外国人市民意識実態調査（2019）

外国人住民人口の推移（在留資格別）

	在留資格	2014年 外国人住民人口	2019年 外国人住民人口	2014年から2019年の 外国人住民人口の推移		おや 親の国籍
				かず 数	ぞうかりつ 増加率	
①	日本人の 配偶者等	2,425人	2,269人	-156人	93.6%	片親のみ がいこくせき 外国籍
②	永住者の 配偶者等	412人	687人	+2,037人	177.7%	両親 ともに がいこくせき 外国籍
	家族滞在	2,208人	3,970人			

出所：川崎市外国人市民意識実態調査（2019）

保育の申請書類は、日本人でも難しいと感じる方が多いと思いますが、外国人市民の場合には、ふだん日本語でコミュニケーションが十分にとれていても、あまり聞きなれない言葉や専門用語を理解して申請書を記入することは非常に大変です。また、この申請書は、子どもの保育所等への入所に関わる大切な書類です。各区役所にはタブレット端末が設置され通訳サービスを導入することで、多言語で相談ができる体制をつくっていただき感謝していますが、窓口へ行く前や窓口での、申請書を記入するサポートが必要だと考えました。

以上のことから、私たちは次のことを市長に提言します。

1 多言語記入ガイドの活用

今回、私たちは、保育所等入所申込みに必要な「教育・保育給付認定（変更）申請書」と「保育所等利用（変更）申込書兼児童台帳」の多言語記入ガイドを作成しました。手続き

をする中で、窓口で申請書の内容と一緒に確認したり、子どもの様子を聞き取りしたりすることがあることから、申請者である外国人市民だけではなく、職員にとっても分かるよう日本語を併記したガイドにしました。外国人市民がガイドを利用することで、記入方法などの説明に要する対応時間の減少につながり、窓口での申請をスムーズに受け付けることができるようになり、行政手続の迅速化につながると思います。この記入ガイドは、日本語が一定程度できる外国人市民にとっても正確な情報を記入するのに役立つものだと思います。個別対応の中で一部の方が活用するだけでなく、多くの外国人市民に知っていただき、活用されることを願っています。

きょういく ほいくきゅうふにんてい へんこう しんせいしょ
 「教育・保育給付認定(変更)申請書」の多言語記入ガイド

This is the English version of the 'Nursery School Usage Financial Benefit (Change) Application' form. It includes sections for personal information, household information, financial status, and application details. A large red box highlights the 'Type of Assistance' section, which asks if the applicant is applying for the first time or changing their application. Below this, another red box highlights the 'Financial Status' section, which includes a table for monthly income and expenses.

This is the Japanese version of the same application form. It follows the same structure as the English version, with sections for personal information, household information, financial status, and application details. Red boxes highlight the 'Type of Assistance' section and the 'Financial Status' section, mirroring the layout and content of the English version.

This is the Chinese version of the 'Nursery School Usage Financial Benefit (Change) Application' form. The layout and sections are identical to the English and Japanese versions, including the 'Type of Assistance' and 'Financial Status' sections highlighted with red boxes.

This is the Korean version of the 'Nursery School Usage Financial Benefit (Change) Application' form. The layout and sections are identical to the English, Japanese, and Chinese versions, including the 'Type of Assistance' and 'Financial Status' sections highlighted with red boxes.

「ほいくしょとうりょう へんこう もうしこみしょけんじどうだいちょう
 「保育所等利用（変更）申込書兼児童台帳」の多言語記入ガイド

第3回提出
 保育所等利用（変更）申込書兼児童台帳
 Nursery School Usage Application (Change) and Child Record

お問い合わせ用紙面の提出は、この用紙面の提出と並行して、必ずお問い合わせ用紙面を提出して下さい。
 Please submit this application form along with the inquiry form.

お問い合わせ用紙面	お問い合わせ用紙面	お問い合わせ用紙面
お問い合わせ用紙面	お問い合わせ用紙面	お問い合わせ用紙面

お問い合わせ用紙面

お問い合わせ用紙面	お問い合わせ用紙面	お問い合わせ用紙面
お問い合わせ用紙面	お問い合わせ用紙面	お問い合わせ用紙面

お問い合わせ用紙面

お問い合わせ用紙面	お問い合わせ用紙面	お問い合わせ用紙面
お問い合わせ用紙面	お問い合わせ用紙面	お問い合わせ用紙面

【2】外国人市民が自立した市民として、安心して生活が送れるよう支援する。(2017年度提言)

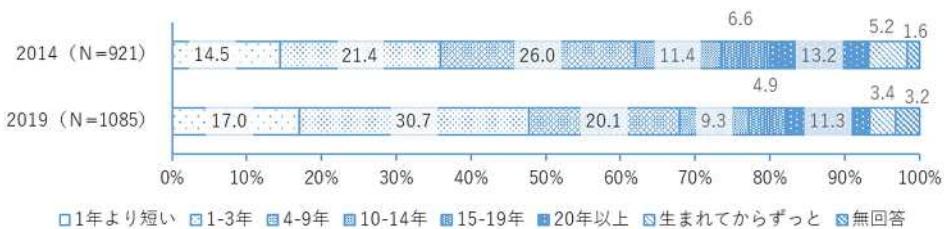
の再提言)

1 新たに転入してきた外国人市民を主な対象に、行政の制度や情報、生活を送る上でのルールやマナー、知っておくとよい役立つ情報、川崎市の魅力などを説明するオリエンテーションを開催する。

【背景・理由】

川崎市に住む外国人住民人口は、2021年12月末日時点で43,854人で、川崎市全体の2.8%を占めています。新型コロナウイルス感染症の影響を受け2020年と2021年は減少していますが、それ以前の過去4年間では1年に約3,000人の増加が見られました¹。2014年度、2019年度に市が実施した「川崎市外国人市民意識実態調査」からは、市内居住年数が3年未満の外国人市民の割合が増加しており、新規転入者が増加していることがわかつています。こうした中で、代表者会議では「どこに行けば情報がもらえるのかわからない」といった意見がよく出ます。それは、新規転入者が増加しているのですから当然のことだと思います。実際、私たち代表者も、調査審議を進めていくなかで、新たに知ることはたくさんあります。外国人市民にも自ら調べて情報をとりにいく姿勢は必要ですが、転入者の日本語レベルもさまざまで、その一歩を踏み出せない人も多くいます。

市内居住年数 2014年調査と2019年調査の比較



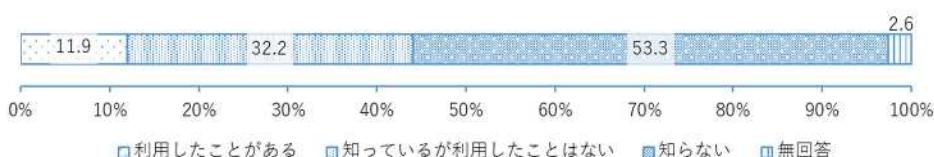
出所：川崎市外国人市民意識実態調査（2019）

川崎市はとても魅力のあるまちで、川崎大師や日本民家園などの観光スポットはもちろ

¹ 2016年～2019年の12月末日現在の外国人住民人口（川崎市統計情報より）

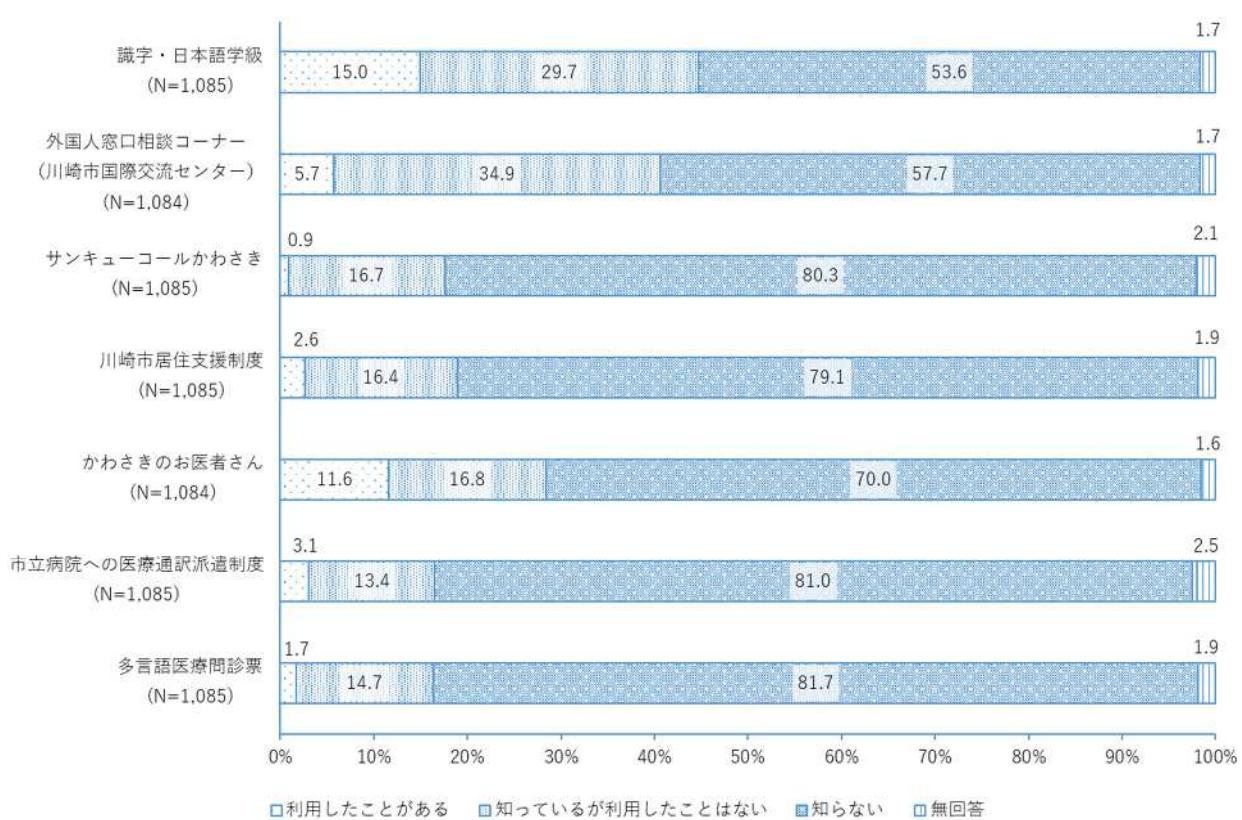
ほか とりくみ がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ かわさきし おお みりょく
 んですが、他にもさまざまな取組があり、この外国人市民代表者会議も川崎市の大きな魅力
 ひと い しんきてんにゅうしゃ ぞうか とりくみ じゅうぶん
 の1つと言えます。しかし、新規転入者が増加していることもあり、せっかくの取組が十分
 し げんじょう
 に知られていないのが現状です。

川崎市国際交流センターの認知・利用状況 (N=1,083)



出所：川崎市外国人市民意識実態調査（2019）

市のサービス・制度の認知・利用状況



出所：川崎市外国人市民意識実態調査（2019）

なか ねん そうむしょう さくてい ちいき たぶん かきょうせいすいしんぶらん
 こうした中、2006年に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」では、
 てんにゅう はや じき おりえん てーしょん じっし ぎょうせいじょうほう がくしゅう
 転入後できるだけ早い時期にオリエンテーションを実施し、行政情報などを学習する

機会を設けることを推奨しています。さらに、オリエンテーションは一度だけではなく、継続して行政情報を提供していくことが効果的としています。ただし、転入してすぐだとまだ余裕がない場合もありますので、生活が少し落ち着くタイミングで参加できるように、定期的に開催されるとよいのではないかと思います。

他都市では、宮城県仙台市や静岡県袋井市、茨城県などで国際交流協会が中心となって生活オリエンテーションを実施しています。募集型や出前型などやり方はさまざまですが、他都市の事例を参考にしつつも、地域によってニーズは異なるため、川崎市の特性に合ったオリエンテーションの方法が見つかるとよいと思います。

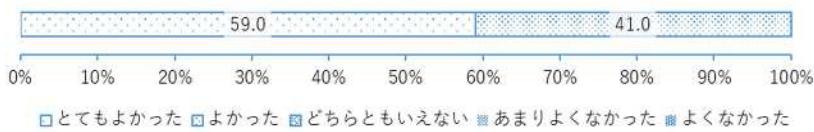
また、私たちは2021年度に市民文化局市民生活部多文化共生推進課が試行的に行なったオリエンテーションに参加しました。2017年度に提言したアイデアがベースとなっており、とても分かりやすい内容でした。さまざまな実施方法があるかとは思いますが、2017年度にポイントとしていた、説明後の個別の質問時間を多言語で対応できたのは、とてもよかったです。日本語での説明では理解できなかった部分を質問できたり、このために持参した質問事項を解決できたりした参加者もいました。そして、実際にオリエンテーションに参加して分かったことは、母語で話をしていると、何気ない会話の中から自分が気づいていない困りごとを発見できることです。オリエンテーションは外国人市民が情報を得るための窓口なので、その場で解決できることは多くはないかもしれません。ですが、参加者が必要とする窓口や専門機関へつなぐことができれば、川崎市で自立した市民として生活する大きな一歩になるはずです。もちろん、参加者の中には、日本語能力も転入理由も、さまざまな方が参加することが推測されます。多様な外国人市民に対応するためにも、多言語で自由に質問できる時間については十分に確保していただきたいです。

参加者を対象としたアンケートでは、「必要な内容がまとめられていた」「自分では知っていると思っていたが詳しく理解できていなかった」という声がありました。「今日のオリエンテーションはどうでしたか」という問い合わせにはすべての人がよかったです。参加者からも高評価をいただいているので、引き続き開催していただきたいと思います。参加者からも高評価をいただいているので、引き続き開催していただきたいと思

2) 募集型は、あらかじめ場所や定員を設定し、参加者を募集する方法。出前型は、企業や日本語学校などから要請を受け、要請元でオリエンテーションを実施する方法

います。

今日のオリエンテーションはどうでしたか (N=22)



以上のことから、私たちは次のことを市長に提言します。

1 オリエンテーションの開催

私たちは試行的に行ったオリエンテーションに参加したことで、改めてオリエンテーションは必要なものだと実感しました。2017年度の提言は、明確な理由を元に出した内容とアイデアです。実施するうえではぜひ参考にしていただきたいです。ただし、あくまでも1つのアイデアですので、オリエンテーションを実施していく中で、参加者からの意見を取り入れながらよりよいものをつくっていただきたいです。外国人市民が自立した市民として、安心した生活を送ることができるように、オリエンテーションを実施していただけるよう願っています。このことによって、共に生きる地域社会のさらなる発展につながるとよいと思います。

【3】外国人支援と多文化共生の推進を目的とし、中間支援の役割をはたす地域の拠点づくりを

すいしん ねんどていげん さいていげん
推進する。(2015年度提言の再提言)

- 1 「多文化共生ラウンジ（仮）」を設置する。

【背景・理由】

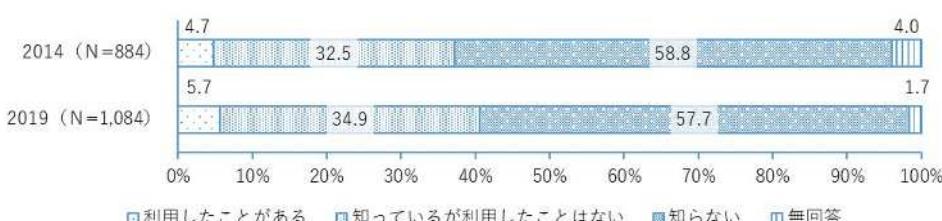
私たち第13期の外国人市民代表者会議（以下「代表者会議」という。）では、ともに地域社会を構成する一員として、どうすれば川崎市が誰にとっても安心して生活できる住みや

すいまちになるか、どうすれば川崎市が目指す多文化共生社会の実現に近づき、そこに私たちが貢献できるか、ということを意識しながら調査審議を進めてきました。

だれ 誰にとっても安心して生活できるまちづくりという意味では、代表者会議では期が変わつても、どのテーマでも必ず直面する問題があります。それは、「どこに行けば情報がもらえるのかわからない」「そもそもどんな制度や情報があるのかわからない」「必要な情報が必要な人に届いていない」といったものです。外国人市民の悩みや困りごとは多岐にわたるもので、必ずしも役所での手続きに関わるものだけではありませんし、生活の中でふとした時に出てくるものもあります。

たしかに、川崎市はさまざまな情報の多言語化を進めています。区役所や市民館、図書館には「外国人市民情報コーナー」もあります。川崎市国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）には11言語対応の相談窓口もありますし、オンライン相談も開始するなど、その充実も図られています。しかし、外国人市民情報コーナーにはすべての多言語資料が揃っているわけではありませんし、置いてある資料について説明してくれる職員がその場にいるわけではありません。また、国際交流センターやその相談窓口の認知・利用度は低く、市が2014年度と2019年度に実施した「川崎市外国人市民意識実態調査（以下「調査」という。）」でも残念ながら「知らない」という回答が半数を超えていました。

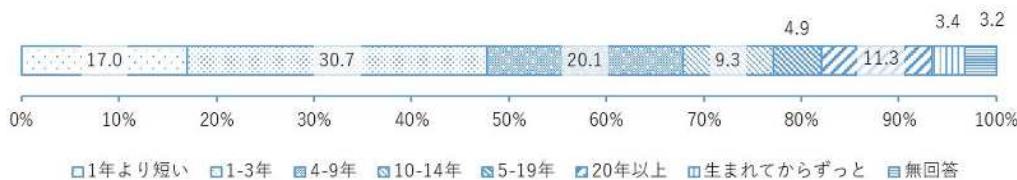
川崎市国際交流センターの相談窓口の認知・利用度



出所：川崎市外国人市民意識実態調査（2019）

「どこに行けば情報がもらえるのかわからない」や「国際交流センターが知られていない」といった問題は、常に新たな人々が転入してきているということによる部分も大きくあると思います。実際、2019年度の調査では、市内居住年数が3年以内の人が47.7%という結果でした。新たに転入してきた人たちに対する効果的なアプローチの1つは、住民登録をする区民課の窓口での情報提供だと思います。しかし、日本人の場合も同じだと思いますが、情報は「困った時」や「必要になった時」に探しはじめるということも少なくありません。

市内居住年数



出所：川崎市外国人市民意識実態調査（2019）

この間、区役所には多言語対応のためにタブレット端末が導入されるなど、外国人市民の利便性は向上している部分もあります。しかし、先ほども述べたように、私たちの悩みや困りごとは区役所での手続きに関するものだけではありません。また、最初から相談したいことが明確になっていれば相談窓口に行きますが、識字・日本語学級などの現場でも見られるように、実際には何気ない会話の中で相談に発展するというケースも多くあります。そのため、私たち外国人市民が必要としているのは、ふとした時に母語（あるいは、やさしい日本語）で気軽に相談や話ができる場所なのです。

一方で、多文化共生の推進に関しては、川崎市は2005年に全国に先駆けて「川崎市多文化共生社会推進指針」（以下「指針」という。）を策定し、多文化共生社会の実現に向けてさまざまな取組を進めてきました。しかし、行政の取組だけではなく、市民も含めた多文化共生の社会や意識のさらなる発展のためには、理念として多文化共生を掲げるだけではなく、地域の中にその意義を実際に感じることができる場所があることが不可欠で、それは外国人だけではなく日本人にとっても同じだと考えます。

以上のような問題意識から、代表者会議では2015年度に「多文化共生ラウンジ（仮）（以下

「ラウンジ」という。)の設置」を提言しました。ラウンジには、外国人市民への情報提供・情報発信、相談窓口といった役割とともに、そうした場があることで国際理解や異文化交流といった多文化共生を推進したり、さらに行行政と市民、相談者と相談機関・支援機関、市民同士をつなぐ中間支援の役割が期待されます。行政と市民をつなぐことは、市の取組を必要な人により効果的に届けるためにも重要ですし、そのことは2015年度に改定された指針において、新たに「施策推進の地域拠点づくり」が重点課題の1つとして設けられたことにもあらわれています。また、私たち外国人市民は支援してもらうだけの受け身の存在ではありません。私たちの審議の中では、どうすれば外国人市民が自分たちの能力を活かして市や地域に貢献できるか、という議論もしました。すべてを行政に頼るのではなく、外国人市民同士で、また日本人市民と一緒に協力し合うことで解消できる問題も多くあると思いますし、ラウンジはその受け皿としても役立つと思います。もし、ラウンジが設置されれば、私たちもそうした取組に積極的に関わり、協力するつもりです。

以上のことから、私たちは次のことを市長に提言します。

1 「多文化共生ラウンジ(仮)」の設置

ラウンジの基本的なコンセプト等については、2015年度の提言を含めてすでに述べたところです。私たちとしては、ぜひこの提言を実現して欲しいと考えていますので、以下ではその必要性について次の3点に絞ってあらためて述べたいと思います。

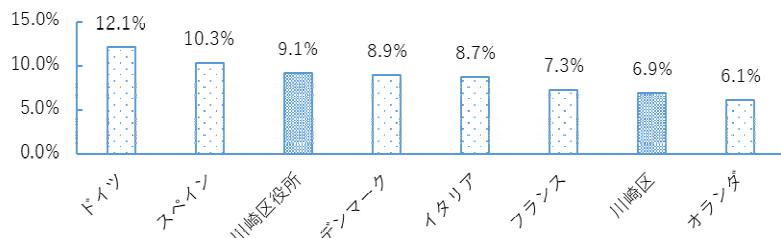
(1) 外国人住民の居住実態

2021年12月末日現在の川崎市における外国人住民の人口比率は、2.8%です。2021年6月末現在の日本全体の外国人住民人口比率は、2.3%なので、川崎市は日本の中でも外国人住民の人口比率が平均よりも高い自治体になります。また、川崎市には7つの区がありますが、川崎区の外国人住民人口比率は6.9%で、とくに川崎区役所の管区¹では9.1%とさらに高くなっています。これは、スペインやデンマーク、イタリアといったヨーロッパの後発的移民国と呼ばれる国と同程度のものです。現在はコロナ禍で外国人住民の人口も減少していますが、コロナが終息すれば再び外国人住民の人口も増加していくことが

¹ 川崎区には、川崎区役所、大師支所、田島支所があり、それぞれが所管する地域を管区といふ。川崎区役所の管区は、JRと京急の川崎駅を含む地域である。

みこ
見込まれます。

がいこくじんじゅうみんじんこうひりつ ひかく 外国人住民人口比率の比較

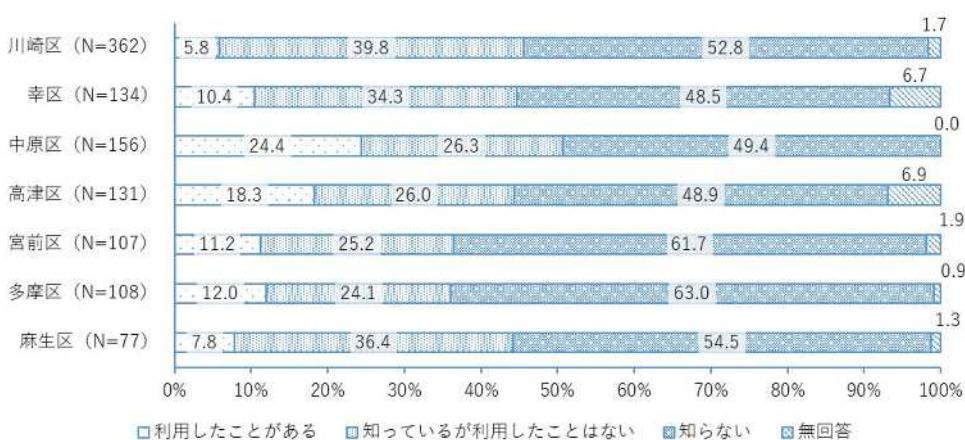


出所：川崎市統計情報およびOECD, 2021, *International Migration Outlook 2021*, Paris: OECD Publishing.

さくせい
をもとに作成

以上のように、川崎区役所の管区における外国人住民の人口比率は川崎市の中でも突出して高いです。その一方で、川崎区の国際交流センターの認知・利用度は国際交流センターのある中原区や近隣の高津区と比べて「利用したことがある」の割合は低いです。また、「知らない」の割合はそれほど大きく違わないにもかかわらず、「知っているが利用したことはない」の割合はやや高く、このことはやはりアクセス面での課題が大きな要因の1つだと考えます。

川崎市国際交流センターの区別の認知・利用度

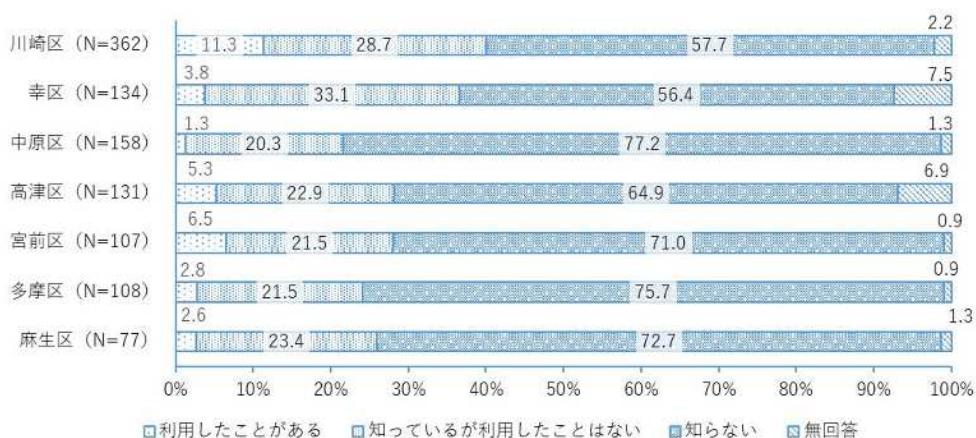


出所：川崎市外国人市民意識実態調査（2019）

こくさいこうりゅうせんたーの相談窓口はオンラインにも対応するなど、相談窓口の充実も図られ

ているところではありますが、やはり気軽に立ち寄れる場所にそうした窓口があることが重要ですし、そのような場所は外国人市民が多い場所にこそ優先的に設けられる必要があると考えます。川崎区には外国人の困りごとに対応してくれる場所としてふれあい館がありますが、駅からやや離れていることもありアクセス面での課題を抱えています。それでも、川崎区ではふれあい館を「利用したことがある」の割合が高いことから、潜在的なニーズがあることが読みとれます。

ふれあい館の区別の認知・利用度



出所：川崎市外国人市民意識実態調査（2019）

(2) コロナ禍で浮かび上がった課題

相談窓口の必要性は、現在のコロナ禍であらためて浮き彫りになった部分も大きいです。昨年実施された特別定額給付金やさまざまな支援金、ワクチン接種の情報など、新たな情報が次々と出てくる中でどうしても最新の情報を多言語で手に入れることは難しく、私たちがあらためて言葉の壁を感じているところです。また、制度に関する情報は多言語化されても手続きでは日本語を使わなければならないことがほとんどで、日常生活では不便がないような人でも申請書の記入などで苦労することは多いです。代表者会議ではこれまでいくつかの多言語ツールを作成してきましたが、コロナ禍のようなイレギュラーな事態には対応できません。たくさんある制度の中から適したものを見つけて紹介してくれたり、複雑な制度をかみ砕いて説明してくれたり、申請書の記入を手伝ったりしてくれるような場所と人がこのコロナ禍であらためて必要だと感じました。もちろん、そうした場所は

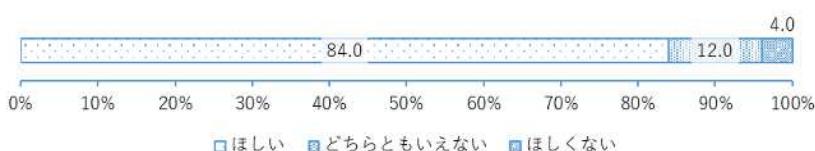
コロナが終息したあとも外国人支援と多文化共生の拠点として、重要な役割を果たすことができると考えます。

また、なかなか母語で情報にアクセスできないことや経済的な状況の悪化などから精神的にも不安や孤独を感じたり、人と接する機会の減少などから家にこもりがちになり、孤立してしまったりしている外国人市民も少なくありません。母語ではなかったとしても、短い時間でも対面で人と話をするだけでも不安が解消されることもあります。ラウンジに行けば「あの人に会える」といった顔の見える関係性、地域の中で安心を感じられる場所の必要性も、このコロナ禍であらためて実感したことの1つです。

(3) 交流できる場所

繰り返しになりますが、ラウンジは外国人のためだけの、外国人を支援するためだけの場所ではありません。現在はコロナ禍でなかなか対面での交流が難しいということはあります、コロナが終息すれば私たちの多くは日本人との交流も望んでいます。今年度、多文化共生推進課が取り組んだいくつかの企画で実施したアンケートでは「地域の身近な場所に日本人や外国人と交流できる場所がほしいですか」という質問に対し、8割を超える人が「ほしい」という回答でした。

日本人や外国人と交流できる場所のニーズ (N=25)



また、外国人市民の中には独自のコミュニティやネットワークをもっている人もいます
が、都市部という川崎市の特徴・性格からそうしたコミュニティやネットワークをもたない人も多くいます。災害時の対応やこれから進んでいくであろう外国人市民の高齢化に
対応するために、外国人市民と地域とのつながりをつくること、外国人市民を地域社会の中に包摂することは、行政にとっても重要な課題であると思います。こうした地域の基礎になるのは町内会・自治会といった単位かもしれません、外国人市民にとっては最初から町内会・自治会に加入、参加するのはハードルが高く感じる部分もあります。一方で、

町内会・自治会にあっても、外国人市民とどうやって関係性を築いていくのか、ということを個別の町内会・自治会で対応するのは難しい部分もあるかと思います。そうした意味でも、まずはラウンジがあることで日本人と外国人が交流をはじめるきっかけの場所になるのではないかと考えます。

今回、私たちは再提言するに当たって市内の複数か所への設置やラウンジ同士の連携やネットワークづくりに関しては、提言に盛り込みませんでした。それは、こうした要望が現時点では現実的ではないと考えたからです。ラウンジの設置は簡単なことだとは思っていませんが、私たちとしてはとにかく1か所、まずは最もニーズの高いであろう川崎区に設置することで、その意義や有効性を実感してもらいたいと考えています。再提言ではありますが、私たちの強い願いのこもった提言ですので、ぜひ前向きに検討し、実現していただきたいと思います。

かくしゅかつどうじょうきょう

III 各種活動狀況

1 市長・市議会への報告

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎじょううれいだいじょうだいこういいんちょうまいとしだいひょうしゃかいぎちょうさ
川崎市外国人市民代表者会議条例第11条第1項「委員長は、毎年、代表者会議の調査
しんぎけつかほうこうおよだいこうしちょうぜんこうきてい
審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない」及び第2項「市長は、前項の規定
による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする」に
もとしちょうしづかいねんどだいひょうしゃかいぎほうこう
基づき、市長、市議会に2020年度の代表者会議の報告をしました。

1 市長への報告

ねんがつにちだいきペレーララビルサンケータ委員長、張亮副委員長、
まえだきよみこくさいこみゆにていぶかいぶかいちょうこだまのんていしゃーあんしんせいかつぶかいぶかいちょう
前田喜与美国際コミュニティ部会部会長、児玉ノンティシャー安心生活部会部会長
ふくだのりひこしちょうねんどねんじほうこくしょていしゅつねんかんかつどうないようほうこう
が福田紀彦市長へ2020年度年次報告書を提出し、1年間の活動の内容について報告し
ました。

しちょうしんがたころなういるすかんせんじょうえいきょうしんぎじょうきょう
市長からは、「新型コロナウイルス感染症の影響でなかなか審議がしづらい状況
があつたと思うが、そのような中でも工夫をしながら調査審議していただいたことに
はとても意義があると思う。」とのコメントがありました。



2 市議会への報告

ねんがつにちしみんぶんかきょくしづかいせいふくぎちょうねんどねんじほうこくしょていしゅつ
2021年4月23日に市民文化局が市議会正副議長へ2020年度の年次報告書を提出し、
がつにちしづかいぶんきょういいんかいしみんぶんかきょくしみんせいかつぶたぶんかきょうせいすいしんか
5月13日には市議会文教委員会において市民文化局市民生活部多文化共生推進課が
ねんじほうこくがいようせつめい
年次報告の概要を説明しました。

がつにちペレーララビルサンケータ委員長と張亮副委員長が文教
いいんかいさんこうにんしうつせきねんじほうこくしょねんどかつどうせつめい
委員会に参考人として出席し、年次報告書をもとに、2020年度の活動について説明し
ました。この参考人招致は、文教委員会が代表者会議からの意見を聞き、審議等の参考
まいとしおこな
するために毎年行われているものです。

ぶんきょういいんかいいいんちょうねんめほんねんどかつやくひつづきたい
文教委員会委員長から、「2年目となる本年度の活躍にも引き続き期待をさせていた
だきたいと思います。」とのコメントをいただきました。

2

りんじかい きかく うんえい 臨時会の企画・運営

りんじかい おーぶんかいぎ だいひょうしゃかいぎ りんじかいぎ だいひょうしゃいがい がいこくじんしみん
臨時会（オープン会議）は、代表者会議の臨時会議として、代表者以外の外国人市民や
ほんじんしみん かたがた いけん せんもんか はなし き しんぎ い もくべき
日本人市民の方々からのいろいろな意見や専門家の話を聴いて、審議に活かすことを目的に、
かこ だいひょうしゃかいぎ かいさい こんねんど しんがた ころ なう い る す かんせんしょうかんせん
過去の代表者会議で開催されてきました。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症感染
かくだいぼうし りんじかい おーぶんかいぎ かいさい つうじょう かいぎ かいさい
拡大防止のため、臨時会をオープン会議としては開催せず、通常の会議として開催すること
にしました。

1 じっこういいん 実行委員

べれーら らひる さんけーた じっこういいんちょう ちよう りょう ふくじっこういいんちょう あで いて いあ
ペレーラ ラヒル サンケータ（実行委員長）、張亮（副実行委員長）、アディティア
わるまん かい いーもんたん しゅー ちえんろん しん ばすか ばはどーる ぼーる
ワルマン、カイイーモンタン、許成龍、シンバスカバハドゥール、ポール
うつざる くまる ぼそ みげる あんへる まえだ きよみ むはまど あいまん
ウツザル クマル、ボソミゲル アンヘル、前田喜与美、ムハマドアイマン
ありふ ゆでく まる ちん り かんかん れい ばーまん けびん んで いあえ まり
アリフ、ユデクマルチン、李歓歡、レイバーマンケビン、ンディアエマリ
かてりん
カテリン

2 じっこういいんかい かいさい 実行委員会の開催

かいさいひ ねん がつ にち にち がつはつか にち
開催日 2021年 5月23日（日）、6月20日（日）
かくかい かいぎ まえ おこな しんがた ころ なう い る す かんせんしょう じょうきょう ふ
各回の会議の前に行いました。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、
おーぶんかいぎかいさい かひ だいたいあん はな あ にんずう せいげん かいさい
オープン会議開催の可否や代替案などについて話し合いました。人数を制限して開催する、
おんらいん かいさい あん つうじょう かいぎ かいさい さんこうにん しううち
オンラインで開催する、という案のほか、通常の会議として開催し、参考人を招致する、
といった案がでした。

3

にゅーすれたー へんしゅう ニュースレターの編集

にゅーすれたー だいひょうしゃかいぎ ひろ がいこくじんしみんおよ ほんじんしみん し
ニュースレターは、代表者会議をより広く外国人市民及び日本人市民に知ってもらうこと、
だいひょうしゃかいぎ せってん がいこくじんしみん ほんじんしみん こうりゅう きかい きほんほうしん
代表者会議を接点として外国人市民と日本人市民の交流の機会とすることを基本方針とし
て、編集委員会で毎号の編集内容を話し合い、市が発行しています。

1 へんしゅういいん 編集委員

すかーふ さら でいな いいんちょう きん かいか ぐえん ていと うちゃん こだま
スカーフ サラ デイナ（委員長）、金海花、グエンティトウチャン、児玉
のんていしゃー すちえた すりに ვასან ちよ ちよ かいん どうまやす
ノンティシャー、スチエタスリニヴァサン、チヨチヨカイン、ドウマヤス
アリヤン、バテネフアルチヨム、尹智夏、劉愛玲、和田惠麗奈

2 編集委員会の開催

開催日 2021年 5月23日 (日)、6月20日 (日)、10月17日 (日)

各回の会議の前に行いました。5月23日 (日) は No. 71 の、6月20日 (日) は No. 71 と
No. 72 の、10月17日 (日) は No. 73 の記事とレイアウトの検討をしました。

3 今年度発行のニュースレターと主な内容

No.71 9月1日発行

1ページ： 第14期代表者の募集案内

2ページ： 2020年度の活動内容を市長・市議会に報告、2021年度の代表者会議の日程

3ページ： 部会審議の報告、多文化共生総合相談ワシントップセンターのリニューアル

4ページ： いろいろな保育サービス

No.72 12月22日発行

1ページ： 部会審議の報告、2021年度の代表者会議の日程

2ページ： マイナンバーカードを知っていますか？

3ページ： 川崎市のおすすめの公園・緑地

4ページ： 日本の学校・教育制度について

No.73 3月31日発行

1ページ： 第13期外国人市民代表者会議 提言

2ページ： 委員長からのあいさつ

3ページ： 代表者会議を振り返って

4ページ： 編集後記、第14期代表者会議第1回第1日の日程

発行部数：日本語 2,500部、韓国・朝鮮語、中国語、英語、スペイン語、ポルトガル語、

タガログ語、ベトナム語、各500部

配布先：区役所・支所、市民館、図書館、行政サービスコーナー、国際交流センター、

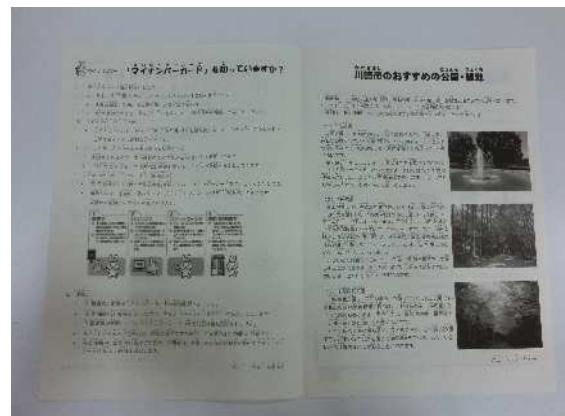
市立保育園、市立小・中・高等学校、市内県立高等学校・大学・朝鮮学校等、

日本語教室等外国人に関わる団体、エスニックメディア、他都市の外国人市民

施策担当部局など。なお、代表者会議のホームページにも掲載

4 まとめ

さくねんど しんがた ころ なう いる すかんせんしょう えいきょう かつどう せいげん ねん かい はつこう
昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で活動が制限されたことから年2回の発行で
したが、今年度は、ニュースレターを通して代表者会議をより広く知って欲しいという
だいひょうしゃ つよ おも ねん かいはつこう こんねんど にゅー づれ たー
代表者の強い思いから、年3回発行することにしました。今年度のニュースレターでは、
まいなんばーかーど し にほん がつこう きょういくせいど おお
「マイナンバーカードを知っていますか？」や「日本の学校・教育制度について」など、多
ひとし せいど じょうほう たいひょうしゃじしん しら きじ がつ
くの人が知っておくとよい制度や情報を、代表者自身が調べて記事にしました。また、9月
ついたち はつこう ほいく きー びす がつ はじ ほいくえん もう こ
1日に発行したNo.71の「いろいろな保育サービス」では、10月から始まる保育園の申し込み
あ ほいくえん ようちえん にんてい えん ちが しょうかい たぶんか
に合わせ、「保育園」「幼稚園」「認定こども園」の違いを紹介しました。ほかには、「多文化
きょうせいそうごうそだんわんすとつぶせんたーりにゅーある がいこくじんしみん やくだ たいむり一
共生総合相談ワンストップセンターのリニューアル」など、外国人市民に役立つタイムリー
じょうほう せつきょくてき はっしん
な情報も積極的に発信しました。



4 行事への参加

かこ だいひょうしゃかいぎ かいぎいがい かくしゅぎょうじ さんか せつきょくてき しみん
過去の代表者会議では、会議以外にも各種行事に参加することにより、積極的に市民と
こうりゅう ふか こんねんど さくねんど ひ つづ しんがた ころ なう いる すかんせんしょう
の交流を深めてきました。しかし、今年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症
かんせんかくだいぼうし れいねんさんか いんたーなしょなる ふえすて いばる かわさき
感染拡大防止のため、例年参加しているインターナショナル・フェスティバルinカワサキ、
しまんまつ たぶんか ふえすた ちゅうし ぎょうじ さんか
かわさき市民祭り、多文化フェスタさいわいが中止になったため、行事には参加できません
でした。

5

代表者の活動状況

「要求から参加へ」をキーワードに、代表者は会議での調査審議のほか、代表者会議の
代表者という立場で行政の各種委員等の活動を行っています。

いいんかいとう 委員会等	じmuきょく 事務局・主催者	だいひょうしやめい 代表者名
かわさきしせいしょねんもんだいきょううざい 川崎市青少年問題協議会	みらいきょくせいしょねんしえんしつ こども未来局 青少年支援室	ゆんじは 尹智夏
かわさきしせいじんしききかくじっしいんかい 川崎市成人式企画実施委員会	みらいきょくせいしょねんしえんしつ こども未来局 青少年支援室	れいばまん レイバーマン ケビン
かわさきしこくさいこうりゅうせんたーかつようすいしんいいんかい 川崎市国際交流センター活用推進委員会	こうざい かわさきしこくさいこうりゅうきょううかい (公財)川崎市国際交流協会	ばねふあるちょむ バテネフ アルチョム (～2021年12月) こだまのんていしゃー 児玉 ノンティシャー
がいこくじんしみん にほんごすび一ちこんてすと 外国人市民による日本語スピーチコンテスト しんさいん 審査員	こうざい かわさきしこくさいこうりゅうきょううかい (公財)川崎市国際交流協会	ペレーララヒルサンケータ ペレーラ ラヒル サンケータ

代表者としてではなく、個人としても学校、市民館等の講師をするなど、積極的に社会
参加をしています。

1 國際理解教育講師など（民族文化講師など）

だいひょうしやめい 代表者名	かつどうばしょ 活動場所
れいばまん レイバーマン ケビン	みやざきだいしょがっこう 宮崎台小学校

2 地域などの活動

だいひょうしやめい 代表者名	かつどうないよう 活動内容	じっしだんたい しゅさいしゃ じmuきょく 実施団体・主催者・事務局
グエン テイトウチヤン こだま のんていしゃー 児玉 ノンティシャー すえたすりにヴあさん スチエタ スリニヴァサン どうまやすありやん ドウマヤス アリヤン ぼそみげるあんへる ボソミゲル アンヘル 李 歆歎	つうやくばらんていあ 通訳ボランティア	しみんぶんかきょくしみんせいかつぶ 市民文化局市民生活部 たぶんかきょうせいすいしなか 多文化共生推進課
しゅー ちえんろん 許 成龍 ぼそみげるあんへる ボソミゲル アンヘル れいばまん レイバーマン ケビン	つうやくばらんていあ 通訳ボランティア	さいわいくやくしょ 幸区役所まちづくり推進部 しようがいがくしゅうしえんか 生涯学習支援課
ちよちよかいん チョ チョ カイン	てらこやせんせい 寺子屋先生	みやまえしょうがっこう 宮前小学校

*この報告は本人の申し出により作成しました。

6

専門調査員の活動状況

かわさきしがいこくじんしょんしゃくせんもんちょうさいん
川崎市外国人市民施設専門調査員として代表者会議、正副委員長部会議に出席し
たほか、次のような活動を行いました。

1 情報収集、調査

- ① 市長報告同席 (2021年4月23日)

2 広報・啓発・講師等・交流活動

- ① 川崎市外国人市民代表者会議ニュースレター No. 71、72、73 編集
- ② 川崎市外国人市民代表者会議ホームページ(日本語版・英語版) 随時情報更新
- ③ 川崎市ホームページ 外国人市民施設担当のページ 随時情報更新
- ④ 生活オリエンテーション講師 (2021年6月26日、11月21日、2022年1月22日、2月12日)
- ⑤ 幸市民館識字ボランティア研修講師 (2021年6月17日、9月9日)
- ⑥ 上丸子小学校総合的な学習の時間講師 (2021年7月2日)
- ⑦ 外国につながる子どもの夏休み宿題教室 (2021年7月30日、31日)
- ⑧ 川崎区役所サービス向上研修講師 (2021年8月4日)
- ⑨ 市民文化局人権・男女共同参画室自主考查講師 (2021年8月25日)
- ⑩ 企業向け〈やさしい日本語〉研修講師 (2022年1月24日)
- ⑪ 社会教育職員研修講師 (2022年2月10日)

3 資料・報告書作成

- ① 川崎市外国人市民代表者会議議事録
- ② 防災・災害について (2021年4月11日)
- ③ 提言について (2021年5月23日)
- ④ 部会審議で出た主な意見と論点の整理 (2021年5月23日)
- ⑤ オンラインアンケートの結果について (2021年5月23日)
- ⑥ 代表者の欠員と補充について (2021年6月20日、2022年1月16日)
- ⑦ 臨時会について (2021年6月20日)
- ⑧ 振り返りと提言候補の絞り込みについて (2021年6月20日)
- ⑨ 提言候補の絞り込み (2021年9月12日)
- ⑩ 参考人の招致について (2021年10月17日)
- ⑪ 横浜市の国際交流ラウンジについて (2021年10月17日)
- ⑫ 提言の再提言について (2021年10月17日)
- ⑬ 提言案 多文化共生ラウンジ(仮)の設置 (2021年11月14日、12月5日、2022年1月16日、2月6日)

4 庁内会議等への出席

- ① 川崎市多文化共生社会推進協議会 (2021年5月20日、7月1日、8月27日、11月26日、
2022年2月2日、3月18日)
- ② 川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会 (2021年12月23日、2022年2月3日)
- ③ 川崎市地域日本語教育推進連絡調整会議 (2022年2月1日、3月9日)

5まとめと課題

この2年間、第13期の代表者会議は、新型コロナウイルス感染症の影響で大きな制約を受けながらの活動となりました。昨年度に引き続き、オンラインでの開催となった会議が1回あったほか、オープン会議も開催することができませんでした。

よい提言をまとめるためには、活発な議論が欠かせませんが、議論のための予備知識の学習も含めて、そうした機会や時間が従来よりも確保できなかつたことは事実です。そのような中で、今回は「保育に関する多言語支援」「オリエンテーション」「多文化共生ラウンジ(仮)」という3つの提言が出されました。このうち、「オリエンテーション」と「多文化共生ラウンジ(仮)」は、それぞれ2017年度と2015年度の再提言です。「再提言」と聞くと、第13期としての審議が不十分だったために、独自の提言をまとめることができなかつたのかと思われるかもしれません、けつしてそのようなことはありません。

「オリエンテーション」も「多文化共生ラウンジ(仮)」も、コロナ禍であっても、あるいはコロナ禍だからこそ、その必要性や重要性を再確認した部分もあり、提言はそうした新たな意義を加えるかたちでまとめられたとても前向きなものだと思います。また、「保育に関する多言語支援」は代表者たち自身が多言語ツールを作成するというもので、これは第11期から続いている取組です。提言でも述べられているとおり、過去の提言で出された多言語ツールが活用され、実際に外国人市民の役に立っていることを、代表者たち自身も実感できているのはとてもよいことだと思います。

もっとも、代表者たちにとって「まだできる」「もっとできる」という悔いの残る2年間だったかもしれません。専門調査員としても、はたして十分にサポートできたのかと反省する部分もあります。それでも、限られた状況のなかでもしっかりと提言をまとめた代表者たちの前向きな姿勢には、力強さと逞しさを感じ、私自身も多くのこと学ばせてもらいました。

専門調査員 高橋 誠一

IV 資料

がいこくじんじゅうみんじんこうとうけい
外国人住民人口統計

かわさきし こくせき ちいきべつ がいこくじんじゅうみんじんこうすい
川崎市の国籍・地域別外国人住民人口の推移 かくつきまつじげんざいにん
(各月末日現在・人)

	2011.3 (H23)	2012.3 (H24)	2013.3 (H25)	2014.3 (H26)	2015.3 (H27)	2016.3 (H28)	2017.3 (H29)	2018.3 (H30)	2019.3 (H31)	2020.3 (R2)	2021.3 (R3)	2021.12 (R3)
1	10,611 ちゅうごく (中国)	10,486 ちゅうごく (中国)	9,716 ちゅうごく (中国)	9,956 ちゅうごく (中国)	10,787 ちゅうごく (中国)	11,527 ちゅうごく (中国)	12,905 ちゅうごく (中国)	14,182 ちゅうごく (中国)	15,410 ちゅうごく (中国)	16,606 ちゅうごく (中国)	15,807 ちゅうごく (中国)	15,182 ちゅうごく (中国)
2	9,066 かんごく ちょうせん (韓国・朝鮮)	8,654 かんごく ちょうせん (韓国・朝鮮)	8,060 かんごく ちょうせん (韓国・朝鮮)	7,922 かんごく ちょうせん (韓国・朝鮮)	7,812 かんごく ちょうせん (韓国・朝鮮)	7,842 かんごく ちょうせん (韓国・朝鮮)	7,979 かんごく ちょうせん (韓国・朝鮮)	7,558 かんごく (韓国)	7,621 かんごく (韓国)	7,663 かんごく (韓国)	7,355 かんごく (韓国)	7,130 かんごく (韓国)
3	3,836 ふいりびん (フィリピン)	3,852 ふいりびん (フィリピン)	3,564 ふいりびん (フィリピン)	3,653 ふいりびん (フィリピン)	3,771 ふいりびん (フィリピン)	3,898 ふいりびん (フィリピン)	4,037 ふいりびん (フィリピン)	4,226 ふいりびん (フィリピン)	4,441 ふいりびん (フィリピン)	4,700 ふいりびん (フィリピン)	4,651 ふいりびん (フィリピン)	4,700 ふいりびん (フィリピン)
4	1,155 いんど (インド)	1,038 いんど (インド)	962 いんど (インド)	936 べとなむ (ベトナム)	1,294 べとなむ (ベトナム)	1,868 べとなむ (ベトナム)	2,309 べとなむ (ベトナム)	2,857 べとなむ (ベトナム)	3,448 べとなむ (ベトナム)	4,398 べとなむ (ベトナム)	4,625 べとなむ (ベトナム)	4,406 べとなむ (ベトナム)
5	1,123 ぶらじる (ブラジル)	930 ぶらじる (ブラジル)	774 ぶらじる (ブラジル)	807 いんど (インド)	774 いんど (インド)	841 たいわん (台湾)	938 ねばーる (ネパール)	1,129 ねばーる (ネパール)	1,295 ねばーる (ネパール)	1,541 ねばーる (ネパール)	1,556 ねばーる (ネパール)	1,590 ねばーる (ネパール)
6	779 べいこく (米国)	746 べいこく (米国)	773 べとなむ (ベトナム)	756 ぶらじる (ブラジル)	745 たいわん (台湾)	826 いんど (インド)	937 たいわん (台湾)	1,069 いんど (インド)	1,208 いんど (インド)	1,431 いんど (インド)	1323 いんど (インド)	1,275 いんど (インド)
7	649 べとなむ (ベトナム)	695 べとなむ (ベトナム)	682 べいこく (米国)	650 べいこく (米国)	733 べいこく (米国)	779 いんど (インド)	915 たいわん (台湾)	1,033 たいわん (台湾)	1,115 たいわん (台湾)	1,237 たいわん (台湾)	1,127 たいわん (台湾)	1,099 たいわん (台湾)
8	568 たい (タイ)	553 べるー (ペルー)	492 べるー (ペルー)	590 たいわん (台湾)	712 ぶらじる (ブラジル)	740 ねばーる (ネパール)	828 べいこく (米国)	959 べいこく (米国)	1,018 べいこく (米国)	1,078 べいこく (米国)	1,098 べいこく (米国)	1,060 べいこく (米国)
9	567 べるー (ペルー)	535 たい (タイ)	491 たい (タイ)	515 たい (タイ)	542 たい (タイ)	733 ぶらじる (ブラジル)	749 ぶらじる (ブラジル)	783 ぶらじる (ブラジル)	816 ぶらじる (ブラジル)	877 ぶらじる (ブラジル)	876 ぶらじる (ブラジル)	826 ぶらじる (ブラジル)
10	326 ねばーる (ネパール)	360 ねばーる (ネパール)	429 たいわん (台湾)	487 べるー (ペルー)	531 ねばーる (ネパール)	579 たい (タイ)	616 たい (タイ)	644 たい (タイ)	679 たい (タイ)	682 いんどねしあ (インドネシア)	669 たい (タイ)	638 たい (タイ)
その他	3,140	3,272	3,179	3,299	3,629	3,944	4,205	5,147	5,584	6,195	6,081	5,948
がいこくじんそうすう 外国人総数	32,146	31,121	29,122	29,571	31,330	33,577	36,418	39,587	42,635	46,408	45,168	43,854
がいこくじんひりつ 外国人比率	2.25%	2.17%	2.17%	2.03%	2.13%	2.26%	2.43%	2.62%	2.80%	3.06%	2.93%	2.85%

かわさきし がいこくじんじゅうみんじんこう こくせき ちいきべつ
川崎市の外国人住民人口 (国籍・地域別)

ねん がつまつじつけんざい
2021年12月末日現在

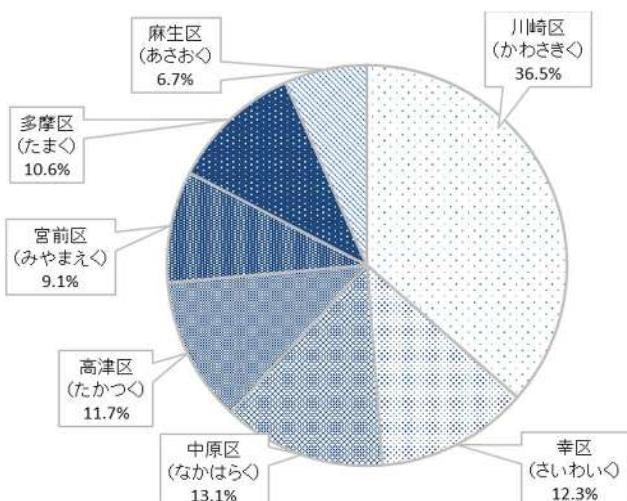
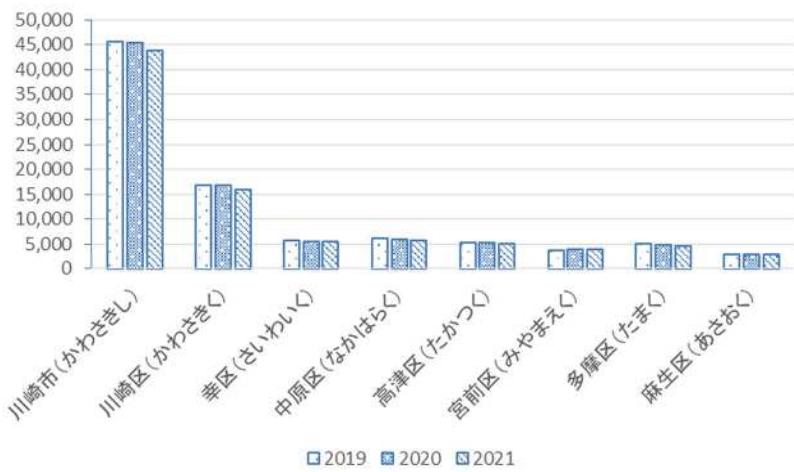
No.	こくせき 国籍/地域	にん 人	No.	こくせき 国籍/地域	にん 人	No.	こくせき 国籍/地域	にん 人
1	中国	15,182	49	あいの らんど アイルランド	23	97	ぶるきなふあそ ブルキナファソ	3
2	韓国	7,130	50	すいす スイス	22	98	えちおびあ エチオビア	3
3	フィリピン	4,700	51	けにあ ケニア	21	99	らとびあ ラトビア	3
4	ベトナム	4,406	52	じやまいか ジャマイカ	19	100	もるどば モルドバ	3
5	ネパール	1,590	53	べるぎー ベルギー	17	101	すろはきあ スロバキア	3
6	インド	1,275	54	もろっこ モロッコ	17	102	たんざにあ タンザニア	3
7	台湾	1,099	55	ばらぐあい パラグアイ	17	103	とりにだーととばこ トリニダート・トバゴ	3
8	米国	1,060	56	おーすとりあ オーストリア	16	104	じんはぶえ ジンバブエ	3
9	ブラジル	826	57	かざふすたん カザフスタン	16	105	あるばにあ アルバニア	2
10	タイ	638	58	しりあ シリア	16	106	ちゅうおうあふりか 中央アフリカ	2
11	インドネシア	628	59	はんがりー ハンガリー	15	107	じょーじあ ジョージア	2
12	ペルー	474	60	こーとじほわーる コートジボワール	14	108	ればのん レバノン	2
13	朝鮮	439	61	らおす ラオス	14	109	みくろねしあ ミクロネシア	2
14	ミャンマー	336	62	ほるとがる ボルトガル	14	110	はらお パラオ	2
15	英國	329	63	ぶるがりあ ブルガリア	13	111	ばれすちな バレスチナ	2
16	バングラデシュ	303	64	こんごみんしゅきょうわこく コンゴ民主共和国	13	112	ぱなま パナマ	2
17	フランス	268	65	ちり チリ	12	113	すーだん スー丹	2
18	スリランカ	265	66	あせるばいじやん アゼルバイジャン	11	114	あんごら アンゴラ	1
19	マレーシア	260	67	ふいんらん フィンランド	11	115	あるめにあ アルメニア	1
20	カナダ	205	68	あるじえりあ アルジェリア	9	116	ばはま バハマ	1
21	モンゴル	200	69	きるぎす キルギス	9	117	ばーれーん バーレーン	1
22	ロシア	171	70	まり マリ	9	118	ばるばどす バルバドス	1
23	オーストラリア	162	71	さうじあらびあ サウジアラビア	9	119	ぼすにあへるつえごひな ボスニア・ヘルツェゴビナ	1
24	ドイツ	153	72	せるひあ セルビア	9	120	どみにかきょうわこく ドミニカ共和国	1
25	パキスタン	95	73	ぎりしゃ ギリシャ	8	121	えるさるはどる エルサルバドル	1
26	カンボジア	89	74	のるうえー ノルウェー	8	122	がんびあ ガンビア	1
27	イラン	84	75	いすらえる イスラエル	7	123	がいあな ガイアナ	1
28	イタリア	77	76	ぶーたん ブータン	6	124	あいすらんど アイスランド	1
29	スペイン	71	77	こすたりか コスタリカ	6	125	いらぐ イラク	1
30	アルゼンチン	63	78	きゅーぱ キューバ	6	126	くうえーと クウェート	1
31	ポーランド	57	79	ちえこ チエコ	6	127	れぞと レソト	1
32	トルコ	53	80	でんまーく デンマーク	6	128	りべりあ リベリア	1
33	メキシコ	51	81	えくあどる エカドル	6	129	まだがすかる マダガスカル	1
34	ガーナ	50	82	えすとにあ エストニア	6	130	もーりしゃす モーリシャス	1
35	シンガポール	49	83	ふいじー 斐濟	6	131	もざんびーく モザンビーク	1
36	コロンビア	48	84	ぎにあ ギニア	6	132	にからぐあ ニカラグア	1
37	ニュージーランド	43	85	べねずえら ベネズエラ	6	133	るわんだ ルワンダ	1
38	ナイジェリア	41	86	へなん ベナン	5	134	さもあ サモア	1
39	スウェーデン	35	87	ぐあてまら グアテマラ	5	135	しえられおね シェラレオネ	1
40	ウズベキスタン	35	88	はいち ハイチ	5	136	とーご トーゴ	1
41	ルーマニア	33	89	べらるーし ベラルーシ	4	137	とるくめにすたん トルクメニスタン	1
42	セネガル	33	90	かめるーん カメールーン	4	138	うるぐあい ウルグアイ	1
43	ウクライナ	33	91	くろあちあ クロアチア	4	139	ざんびあ ザンビア	1
44	ボーランド	30	92	よるだん ヨルダン	4		むこくせき 無国籍	9
45	チュニジア	28	93	りとあにあ リトアニア	4		くらん 空欄※	28
46	エジプト	27	94	まらうい マラウイ	4			
47	オランダ	26	95	うがんた ウガンダ	4			
48	南アフリカ共和国	24	96	あふがにすたん アフガニスタン	3			

しゃつしょう けいかいたいざいしゃ
※出生による経過滞在者
ごうけい にん
合計 43,854人

くべつ おも こくせき ちいきべつ がいこくじんじゅうみんじんこう
区別・主な国籍・地域別 外国人住民人口

ねん がつまつじつけんざい
2021年12月末日現在

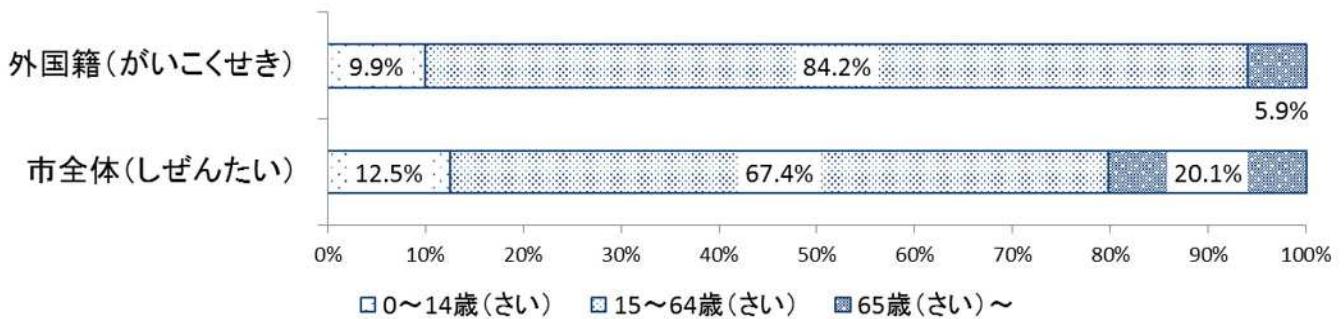
	かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	みやまえく 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しそんたい 市全体
1	5,836 ちゅうごく (中国)	2,178 ちゅうごく (中国)	1,932 ちゅうごく (中国)	1,470 ちゅうごく (中国)	1,116 ちゅうごく (中国)	1,554 ちゅうごく (中国)	1,096 ちゅうごく (中国)	15,182 ちゅうごく (中国)
2	2,974 かんこく (韓国)	810 かんこく (韓国)	1,021 かんこく (韓国)	770 かんこく (韓国)	581 かんこく (韓国)	570 かんこく (韓国)	404 かんこく (韓国)	7,130 かんこく (韓国)
3	1,964 ベトナム (ベトナム)	578 ふいりびん (フィリピン)	472 ふいりびん (フィリピン)	652 ふいりびん (フィリピン)	513 ふいりびん (フィリピン)	504 ふいりびん (フィリピン)	197 ベトナム (ベトナム)	4,700 ふいりびん (フィリピン)
4	1,812 ふいりびん (フィリピン)	506 ベトナム (ベトナム)	343 ベトナム (ベトナム)	533 ベトナム (ベトナム)	369 ベトナム (ベトナム)	494 ベトナム (ベトナム)	169 ふいりびん (フィリピン)	4,406 ベトナム (ベトナム)
5	571 いんど (インド)	326 ねばーる (ネパール)	269 たいわん (台湾)	210 べいこく (米国)	168 べいこく (米国)	215 ねばーる (ネパール)	128 いんど (インド)	1,590 ねばーる (ネパール)
6	499 ねばーる (ネパール)	153 いんど (インド)	268 ねばーる (ネパール)	199 ねばーる (ネパール)	111 いんどねしあ (インドネシア、台湾)	160 べいこく (米国)	118 べいこく (米国)	1,275 いんど (インド)
7	489 ぶらじる (ブラジル)	125 たいわん (台湾)	235 べいこく (米国)	159 たいわん (台湾)	—	111 たいわん (台湾)	92 たいわん (台湾)	1,099 たいわん (台湾)
8	300 ペルー (ペルー)	75 ペルー、米国	143 いんど (インド)	143 いんど (インド)	81 いんど (インド)	74 ぶらじる (ブラジル)	74 ばんぐらでしゅ (パンゲラデシュ)	1,060 べいこく (米国)
9	232 たいわん (台湾)	—	107 いんどねしあ (インドネシア)	94 いんどねしあ (インドネシア)	73 たい (タイ)	73 いんどねしあ (インドネシア、スリランカ)	72 いんどねしあ (インドネシア)	826 ぶらじる (ブラジル)
10	230 たい (タイ)	57 たい (タイ)	95 たい (タイ)	81 たい (タイ)	71 ぶらじる (ブラジル)	—	47 たい (タイ)	638 たい (タイ)
た こくせき 他の国籍	1,080	515	874	826	775	838	541	5,948
ご うけい にん 合計(人)	15,987	5,398	5,759	5,137	3,969	4,666	2,938	43,854
わりあい 割合(%)	36.5	12.3	13.1	11.7	9.1	10.6	6.7	100.0



くべつ ねんれいべつ がいこくじんじゅうみんじんこう
区別・年齢別 外国人住民人口

ねん がつまつじつけんざい
2021年12月末日現在

	かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	みやまえく 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体	
0~4歳	人	730	270	183	179	144	159	104	1,769
	%	4.6	5.0	3.2	3.5	3.6	3.4	3.5	4.0
5~9歳	人	713	235	161	161	128	125	100	1,623
	%	4.5	4.4	2.8	3.1	3.2	2.7	3.4	3.7
10~14歳	人	418	167	102	87	70	64	58	966
	%	2.6	3.1	1.8	1.7	1.8	1.4	2.0	2.2
15~19歳	人	371	114	103	86	76	85	53	888
	%	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.8	1.8	2.0
20~24歳	人	1,400	352	416	442	361	618	366	3,955
	%	8.8	6.5	7.2	8.6	9.1	13.2	12.5	9.0
25~29歳	人	2,085	701	1,092	897	614	1,015	548	6,952
	%	13.0	13.0	19.0	17.5	15.5	21.8	18.7	15.9
30~34歳	人	2,212	863	1,081	914	569	773	411	6,823
	%	13.8	16.0	18.8	17.8	14.3	16.6	14.0	15.6
35~39歳	人	1,888	662	708	592	489	467	331	5,137
	%	11.8	12.3	12.3	11.5	12.3	10.0	11.3	11.7
40~44歳	人	1,326	519	550	478	350	354	225	3,802
	%	8.3	9.6	9.6	9.3	8.8	7.6	7.7	8.7
45~49歳	人	1,050	411	366	327	306	266	213	2,939
	%	6.6	7.6	6.4	6.4	7.7	5.7	7.2	6.7
50~54歳	人	1,119	340	303	319	290	264	179	2,814
	%	7.0	6.3	5.3	6.2	7.3	5.7	6.1	6.4
55~59歳	人	860	299	262	216	209	217	141	2,204
	%	5.4	5.5	4.5	4.2	5.3	4.7	4.8	5.0
60~64歳	人	600	161	162	163	132	101	71	1,390
	%	3.8	3.0	2.8	3.2	3.3	2.2	2.4	3.2
65歳~	人	1,215	304	270	276	231	158	138	2,592
	%	7.6	5.6	4.7	5.4	5.8	3.4	4.7	5.9



2 提出資料一覧

会議で配布した資料のうち、主に調査審議に関連するものを挙げます。（）は提出日です。

【1】情報・統計

1 国際コミュニティ部会関係

- ① 行政主導でのオンラインコミュニティの構築について（2021年4月11日）
- ② 川崎市多文化共生社会推進指針（抜粋）（2021年4月11日）
- ③ 異文化交流と地域貢献について（2021年6月20日）
- ④ オンライン化について（2021年6月20日）
- ⑤ 2015年度提言：多文化共生ラウンジ（仮）（2021年6月20日、10月17日）
- ⑥ 横浜市の国際交流ラウンジについて（2021年6月20日、10月17日）
- ⑦ AIチャットボットの多言語化について（2021年9月12日）
- ⑧ 提言の再提言について（2021年10月17日）

2 安心生活部会関係

- ① 防災・災害について（2021年4月11日、6月20日）
- ② 医療・保険、保育園と幼稚園について（2021年6月20日）
- ③ 介護保険・高齢者について（2021年6月20日）
- ④ 介護保険に限らない多言語ツールの作成について（2021年6月20日）
- ⑤ オリエンテーションについて（2021年6月20日、9月12日、10月17日）
- ⑥ 2017年度提言：オリエンテーション（2021年6月20日）
- ⑦ 多言語ツールの作成について（2021年9月12日、10月17日、11月14日）
- ⑧ コミュニティリーダーについて（2021年9月12日）
- ⑨ 教育・保育給付認定（変更）申請書（提言サンプル）（2021年11月14日）
- ⑩ 保育所等利用（変更）申込書兼児童台帳（提言サンプル）（2021年11月14日）
- ⑪ SDGsについて（2022年1月16日）

【2】話し合いのまとめ等

- ① 前回会議のまとめ（随時）
- ② 各部会の審議のまとめ（随時）

【3】議事録

- ① 2021年度川崎市外国人市民代表者会議第1～4回議事録（随時）

【4】年次報告・ニュースレター等

- ① 2021年度年次報告書について（2021年12月5日）
- ② 外国人市民代表者会議 年次報告＜2021年度＞（案）（2021年12月5日、2022年1月16日、2月6日）
- ③ ニューズレターNo. 71、72、73（随時）

【5】実行委員会

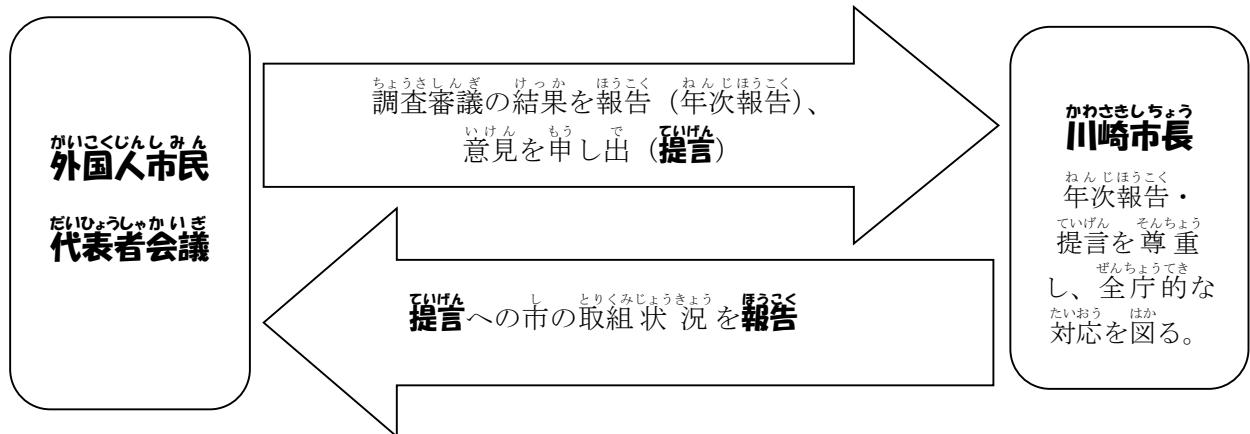
- ① 臨時会実行委員会（2021年5月23日、6月20日）
- ② ニューズレター編集委員会（2021年5月23日、6月20日、10月17日）

【6】その他

- ① イベントの参加について（2021年4月11日）
- ② 実行委員会について（2021年4月11日）
- ③ 市の審議会等委員について（2021年4月11日）
- ④ 提言について（2021年5月23日）
- ⑤ オンラインアンケートの結果について（2021年5月23日）
- ⑥ 代表者会議の欠員と補充について（2021年6月20日、2022年1月16日）
- ⑦ 参考人の招致について（2021年10月17日）
- ⑧ 提言の取組状況について（2022年1月16日）

3 提言への市の取組状況

【1】提言への市の取組状況の調査及び調査結果の報告について



代表者会議は1996年の第1期から、調査審議の結果を市長に報告するとともに、意見を申し出ています（提言）。市は条例により、代表者会議からの意見の申出を尊重することとされており、各提言について担当局を決めて取組を行っています。

提言への市の取組がどのように進んだのか、毎年10月1日時点の状況を調査し、代表者会議に報告しています。

今年度、調査し、報告をするのは、2020年度調査で取組状況が「B (=取組中・検討中)」だった提言についてです。

取組状況

A : 担当局が「一定の成果を得た」としたもの

→ その提言に対して現時点で可能な取組を実行し、提言された時点と比べて状況が改善されたなど、ある程度の成果が得られたと担当局が判断したもの

※取組状況報告は、「A」となった年度で終了します。

B : 担当局が「取組中・検討中」としているもの

→ まだ十分に成果が得られていないので、取組が継続中のもの。また、どのように取り組むか検討中のもの

※今年度の取組状況を報告するとともに、来年度も取組状況を調査し、報告します。

ていげんいちらん
【2】これまでの提言一覧

ねんど 年度	ばんごう 番号	ない 内 容	たんとうきょく 担当局	とりくみじょうきょう 取組状況
1996	①～1	がいこくじん にほんじん こ そうご りかい きょういく すいしん 外国人と日本人の子どもの相互理解教育の推進	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2002年度 A
	①～2	がいこくじんきょういくけんきゅうきょうかいたう せいび 外国人教育研究協議会等の整備	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2004年度 A
	①～3	が い ど ら い ん さく せいとう ①～1のためのガイドライン作成等	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2004年度 A
	①～4	きょういん にほんじん がいこくじん ほ し や こんだん ば とう せ つち 教員、日本人・外国人保護者の懇談の場等設置	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2006年度 A
	②～1	じゅうたくじょうれい せいてい 住宅条例の制定	まちづくり 局	ねんど 2002年度 A
	②～2	じゅうたくじょうれい こ う か ほ う ほ う けんとう 住宅条例の効果をあげる方法の検討	まちづくり 局	ねんど 2002年度 A
	③～1	がいこくじん し みん む じょう ほ う こ 一 な 一 せ つ ち 外国人市民向け情報コーナーの設置	し みん き よく 市民 局	ねんど 2002年度 A
	③～2	がいこくご しりょう りす と はいふ 外国語による資料などのリスト配布	し みん き よく 市民 局	ねんど 2003年度 A
	③～3	がいこくご しりょう たい し みん い けん き と 外国語の資料に対する市民意見を聞き取る	し みん き よく 市民 局	ねんど 2007年度 A
1997	①～1	り ゆ う が く せ い し ゅ う が く し ゅ う い き ん せ い ど じ ゆ う じ つ 留学生修学奨励金制度の充実	し みん き よく 市民 局	ねんど 2002年度 A
	①～2	り ゆ う が く せ い じ ゆ う た く か く ほ 留学生の住宅の確保	し みん き よく 市民 局	ねんど 2005年度 A
	①～3	り ゆ う が く せ い が く せ い か い か ん け ン せ つ け ン と う 留学生の学生会館の建設の検討	し みん き よく 市民 局	ねんど 2005年度 A
	②	し ゆ つ に ゆ う こ く か ん り ぎ ょ う せ い か い ぜ ん ほ う ま だ い じ ん よ う ぼ う 出入国管理行政の改善を法務大臣に要望	し みん き よく 市民 局	ねんど 2002年度 A
	③～1	がいこくじん し みん ど う じ ゆ う た く に ゆ う き ょ し え ん 外国人市民等の住宅入居支援	まちづくり 局	ねんど 2002年度 A
	③～2	に ゆ う き ょ さ べ つ け い は つ け ン ち じ よ う ぼ う 入居差別をなくす啓発を県知事に要望	まちづくり 局	ねんど 2003年度 A
	③～3	に ゆ う き ょ こ う て き ほ し ょ う に ん き こ う せ つ り つ 入居の公的保証人機構の設立	まちづくり 局	ねんど 2002年度 A
	④～1	こ く さ い こ う り ゆ う き ょ う か い き か く う ん え い がいこくじん し みん さ き か く 国際交流協会の企画運営への外国人市民の参画	そ う む き よ く 総務 局	ねんど 2002年度 A
	④～2	こ く さ い こ う り ゆ う き ょ う か い と う ろ く ぼ ら ん て い あ じ ゆ う じ つ 国際交流協会の登録ボランティアの充実	そ う む き よ く 総務 局	ねんど 2002年度 A
	④～3	がいこくじん し みん む が い ど は い ふ か つ よ う 外国人市民向けガイドの配布活用	そ う む き よ く 総務 局	ねんど 2002年度 A
1998	①～1	あ す く る こ う ほ う アスクルの広報	そ う む き よ く 総務 局	ねんど 2002年度 A
	①～2	ぶんかせんたーしそくいん こくさいりかいけんしゅう こども文化センター職員の国際理解研修	そ う む き よ く 総務 局	ねんど 2002年度 A

	①～3	がつこうしせつ かつよう じぎょう 学校施設を活用した事業	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんがっこう じゅけんしかく じょせい もんぶだいじん ようぼう 外国人学校の受験資格・助成を文部大臣に要望	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	がいこくじんこうれいしや ねんきんしきゅう くに ようぼう 外国人高齢者への年金支給を国へ要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2020年度 A
	③～2	がいこくじんこうれいしやふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	④～1	ボランティアネットワークの構築	そ う む き ょ く 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～2	ボランティア団体等の情報管理	そ う む き ょ く 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～3	こくさいこうりゅうきょうかい きかくうんえい がいこくじんしみん さんかく 国際交流協会の企画運営への外国人市民の参画	そ う む き ょ く 総務局	ねんど 2002年度 A
1999	①～1	がいこくじんきょういくき ほんほうしん すいしん 外国人教育基本方針の推進	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねんど 2005年度 A
	①～2	だんたい たぶんかりかい すいしん PTA団体の多文化理解の推進	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねんど 2003年度 A
	①～3	ちいきじゅうみん こくさいり かいきょういく 地域住民の国際理解教育	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんそだんまどぐち ぼすた 一さくせい 外国人相談窓口のポスター作成	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	しょくいんにんよう こくせきじょうこう かんぜんてっぽい 市職員任用の国籍条項の完全撤廃	そ う む き か く き ょ く 総務企画局	B
	③～2	みんかんきぎょう しゅうろうさべつかいしょうじょう けいはつ 民間企業の就労差別解消等の啓発	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	④	しゅつにゆうこくかんりぎょうせい かいぜん ほうむだいじん ようぼう 出入国管理行政の改善を法務大臣に要望	しみん・こども局	ねんど 2009年度 A
2000	①～1	ほご じゅうようせい にんしき ふか 母語の重要性の認識を深める	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねんど 2005年度 A
	①～2	ほご おし ほらんてい あかつどう しえん 母語を教えるボランティア活動の支援	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねんど 2005年度 A
	①～3	こうできしせつ かつよう ほらんてい あかつどう しえんたいせいせいひ 公的施設の活用などボランティア活動の支援体制整備	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねんど 2005年度 A
	②～1	がいこくじんほーむへるばー ようせいとう 外国人ホームヘルパーの養成等	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	②～2	かいごほけんせいど こうほう じゅうじつ 介護保険制度の広報の充実	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	②～3	がいこくじんこうれいしやふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
2001	①～1	ほごしゃ じょうきょう はいりよ しえん 保護者の状況に配慮した支援	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねんど 2006年度 A
	①～2	じどう がくしゅうげんご にほんごのうりょく たか しえん 児童へ学習言語としての日本語能力を高める支援	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねんど 2005年度 A
	②～1	てんにゅうご ひと じょうほうていきょう 転入後まもない人への情報提供	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A
	②～2	ちいきせいかつ ひつよう じょうほうし すて む こうちく 地域生活に必要な情報システムの構築	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A

2003	①～1	市立学校における国際理解教育の推進	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2008年度 A
	①～2	多文化理解教室・多文化理解コーナーなどの設置	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2006年度 A
	②～1	外国人保護者への定期的な情報と相談機会の提供	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2018年度 A
	②～2	外国人保護者の相談窓口担当者の設置等	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2018年度 A
	③～1	住民投票制度への外国人市民の参加	そうごうきかくきょく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	③～2	事前申請を必要としない投票資格制度	そうごうきかくきょく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	④～1	市営住宅に関する外国人市民向け広報の充実	きょく まちづくり局	ねんど 2008年度 A
	④～2	県営住宅に関する広報の充実を県に要望	きょく まちづくり局	ねんど 2005年度 A
	④～3	市営住宅の応募相談窓口の充実	きょく まちづくり局	ねんど 2008年度 A
	(5)	公的年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2018年度 A
2005	①～1	学習言語を学べる体制づくり	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2020年度 A
	①～2	身近な地域で行う学習支援	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2020年度 A
	②～1	意見表明をしやすい環境整備	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	②～2	地方参政権を国に働きかける	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	③～1	外国人市民情報コーナーの改善	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	③～2	外国人市民向け多言語資料の配布	しみん きょく 市民・こども局	ねんど 2015年度 A
	③～3	身近な場所での多言語相談窓口の開設	そ う む き ょ く 総務局	ねんど 2007年度 A
2007	①～1	高校進学に必要な基礎的学力のサポート	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2020年度 A
	①～2	高校進学情報の周知	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2018年度 A
	①～3	高校入学後の支援	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2018年度 A
	②～1	外国人市民向け防災啓発資料の作成・配布	そ う む き ょ く 総務局	ねんど 2008年度 A
	②～2	災害時の情報伝達体制の整備	そ う む き ょ く 総務局	ねんど 2008年度 A
	③～1	外国人市民向け区役所提供情報の統一	しみん きょく 市民・こども局	ねんど 2015年度 A
	③～2	区役所庁舎内の案内表示	しみん きょく 市民・こども局	ねんど 2008年度 A

	③～3	イラストや絵文字を活用した情報の作成・提供	しみん 市民・こども局	きょく 2008年度 A
2009	①～1	こうとうがっこうにゅうしき てきおう がくしゅうしょん しょく 高等院校入試に適応するための学習支援の仕組みの整備	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2016年度 A
	①～2	とくべつ こうとうがっこうにゅうしきいど どうにゅう ぼしゅうでいいん かくだい 特別な高等学校入試制度の導入と募集定員の拡大	きょういくいいんかい 教 育 委員会	B
	②～1	みんぞくぶんかこうし じぎょう じっせんしゅう さくせい 民族文化講師ふれあい事業の実践集の作成	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2014年度 A
	②～2	がいこく こ ぶんかななど たぶんかりか いきょういく 外国につながる子どもたちの文化等を多文化理解教育 に取り入れる	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2014年度 A
	③～1	いりとうそだん つそしゃはけん しょん 医療相談や付き添い者派遣などの支援	しみんぶんかきょく 市民文化局	ねんど 2020年度 A
	③～2	し ほ 一 む め べ ー じ いりょうじょうほう りんくしゅう つく 市のホームページに医療情報のリンク集を作る	しみん 市民・こども局	きょく ねんど 2011年度 A
	③～3	がいこくじん じゅしん かんきょうせい び 外国人が受診しやすい環境整備	けんこうふくしきょく 健康福祉局 びょういんきょく 病院局	ねんど 2011年度 A ねんど 2012年度 A
	④～1	しょくいんどう せんもんでき けんしゅう じっし 職員等への専門的な研修の実施	そ う む き か く き ょく 総務企画局 しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	④～2	がいこくじん そだんまどぐちとう せんもんでき じんざい かつよう 外国人相談窓口等での専門的な人材の活用	しみんぶんかきょく 市民文化局	ねんど 2020年度 A
2011	①～1	がいこくじんしみん じったい はあく ちょうさ じっし 外国人市民の実態を把握する調査の実施	しみんぶんかきょく 市民文化局	ねんど 2020年度 A
	①～2	ちょうさ けつか こうひょう だいひょうしゃ かいぎ ほうこく しさく 調査結果の公表、代表者会議への報告、施策での かつよう 活用	しみん 市民・こども局	きょく ねんど 2015年度 A
	②～1	しゃかいほしょうきょうてい かくじゅう くに ようぼう 社会保障協定の拡充を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2020年度 A
	②～2	ねんきん だつたいいちじきんせい かいぜん くに ようぼう 年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2018年度 A
	②～3	ねんきんせい わ しりょうさくせい くに ようぼう 年金制度の分かりやすい資料作成を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2020年度 A
	③～1	すべ じどうせいと ねん かいいじょうたぶんかりか いきょういく すいしん 全ての児童生徒に年1回以上多文化理解教育を推進	きょういくいいんかい 教 育 委員会	B
	③～2	たぶんかりか いきょういく たよう くに ぶんか と い 多文化理解教育に多様な国・文化を取り入れる	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2020年度 A
	④～1	もんだい て び さくせい いじめ問題の手引き作成	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2018年度 A
	④～2	ぼ ご そだん かんきょうせい こうほう 母語で相談できる環境整備とその広報	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2020年度 A
2013	①～1 ～(1)	うえるかむせつとかしょう さくせい くやくしょまどぐち ていきょう 「ウェルカムセット(仮称)」作成、区役所窓口での提供	かくく やくしょ 各区役所	ねんど 2015年度 A

	①～1 ～(2)	うえるかむせつとかしょうえいごばんじょうほうくわ 「ウェルカムセット(仮称)」に英語版の情報を加える がいこくじんしみんじょうほうこーなーあんない 外国人市民情報コーナーの案内	かくくやくしょ 各区役所 しみんぶんかきょく 市民文化局	ねんど 2016年度 A
	①～1 ～(3)	じゅうようじょうほうちゅうちょうきてきたげんごかすいしん 重要な情報について中長期的に多言語化を推進する	しみんぶんかきょく 市民文化局	ねんど 2020年度 A
	①～2 ～(1)	くやくしょおとずがいこくじんしみんまどぐちあんない 区役所を訪れた外国人市民への窓口案内	かくくやくしょ 各区役所	B
	①～2 ～(2)	しえいごはっこうしようめいしょしゅうち 市が英語で発行できる証明書の周知	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	②～1	にほんがっこうきとういくしくせいどたげんご 日本の学校や教育の仕組み・制度についての多言語 しりょうていきょうせつめい	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2015年度 A
	②～2	がいこくじんほごしゃちいきほごしゃなどこうりゅうばしょ 外国人保護者が地域の保護者等と交流できる場所や きかいていきょう機会の提供	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2015年度 A
	③	しゅつにゅうこくかんりょうせいかいぜんくにはたら 出入国管理行政の改善を国に働きかける	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
2015	①～1	たぶんかきょうせいらうんじかりしないふくすうしょせつち 「多文化共生ラウンジ(仮)」を市内の複数か所に設置	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	①～2	らうんじどうしそうごれんけいねつとわーく ラウンジ同士の相互連携やネットワークづくり	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	②～1	がいこくごほんぼしけんこうてちょうまだぐちていきょうこうほうしゅうち 外国語版母子健康手帳の窓口での提供、広報・周知 ぞくしんの促進	みらいきょく こども未来局	ねんど 2018年度 A
	②～2	こそだがいどぶつくたげんごかすいしん 子育てガイドブックの多言語化の推進	かくくやくしょ 各区役所	B
	③～1	かわさきしりつこうこうとくべつにゅうしせいどどうにゅう 川崎市立高校における特別な入試制度の導入	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	③～2	ざいきんわくかくじゅうかいぜん 在県枠の拡充と改善	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2021年度 A
	③～3	ういたいせいせいかじゅうじつ 受け入れ体制の整備と充実	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	④～1	にゅうきょさくつかいしょうそうだんまだぐちせつち 入居差別解消のための相談窓口の設置	まちづくり局	ねんど 2019年度 A
	④～2	かわさきしじゅうたくきほんじょうれいしゅうち 川崎市住宅基本条例の周知	まちづくり局	ねんど 2019年度 A
	④～3	かわさきしきじゅうじえんせいどりょうそくしん 川崎市居住支援制度の利用促進	まちづくり局	ねんど 2019年度 A
	⑤～1	にほんごかんがいどらいんさくせい 「やさしい日本語」に関するガイドラインの作成	しみんぶんかきょく 市民文化局	ねんど 2021年度 A
	⑤～2	レホームページ内「やさしい日本語」ページの改善 市ホームページ内「やさしい日本語」ページの改善	しみんぶんかきょく 市民文化局 そむきかくきょく 総務企画局	B
2017	①	がいこくじんしみんむおりえんてーしょんかいさい 外国人市民向けオリエンテーションの開催	しみんぶんかきょく 市民文化局	B

	②～1	代表者会議が作成した多言語版の「受付シート」の活用	そうmuきかくきょく 総務企画局	ねんど 2018年度 A
	②～2	CLAIR が作成した「多言語避難者登録カード」の活用	そう muきかくきょく 総務企画局	ねんど 2018年度 A
	②～3	CLAIR が作成したツールを避難所運営マニュアルに記載	そう muきかくきょく 総務企画局	ねんど 2018年度 A
	②～4	代表者会議が作成した多言語版の「り災証明書交付願《記入ガイド》」の活用	そう muきかくきょく 総務企画局	ねんど 2018年度 A
	③～1	代表者会議が作成した多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チエックリスト」の活用	こども未来局	ねんど 2018年度 A
	③～2	多言語に対応した相談の機会を設ける	各区役所	ねんど 2019年度 A
2019	①～1	問診票の「多言語記入ガイド」の活用	こども未来局	みらいきょく 2020年度 A
	①～2	母子保健事業に関わる情報の多言語化の推進	こども未来局	みらいきょく 2021年度 A
	②	日本語指導が必要な子どもへの支援体制の整備	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2020年度 A
	③～1	外国人労働者の就労について国に働きかける	けいざいろうどうきょく 経済労働局	B
	③～2	外国人を雇用する事業主等への啓発等の充実	けいざいろうどうきょく 経済労働局	B
	③～3	外国人労働者への啓発や情報提供の充実	けいざいろうどうきょく 経済労働局	B

※担当局名称について

取組状況【A】: Aとなった年度当時の名称

取組状況【B】: 2021年10月1日現在の担当局の名称

【3】 提言への取組状況

これまでに出されたすべての提言及びそれに対する市の取組状況報告を掲載しました。

取組状況が「A (=一定の成果を得た)」の提言については、Aとなった年度の取組状況

報告、取組状況が「B (=取組中・検討中)」の提言については、2021年10月1日現在

の取組状況報告を掲載しています。

*提言への取組状況のうち、白い枠の中に記載されているのは2021年度に調査した項目、グレー

の枠の中に記載されているのは2020年度以前にAになった項目です。

ねんど ていげん 1996年度・提言①

きょういくいいんかい がいこくじん にほんじん こ そ う ご り か い ふ か き う い く そ う
教育委員会に、外国人と日本人の子どもの相互理解を深める教育を総
ごうてき すいしん たいせい せいび
合的に推進する体制を整備する。

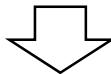
し な い こ う う つ が つ こう ざ い せ き が い こ く じ ん こ へ ん け ん さ べ つ こ と ぶ ン か し ゅ う か ン り か い
1 市内公立学校に在籍する外国人の子どもたちへの偏見と差別をなくし、その異なる文化や習慣を理解
あ い で ん て い い け い せ い じ ん け ん そ ん ち ょう が い こ く じ ん こ に ほ ん じ ん こ
し、アイデンティティの形成と人権を尊重することは、外国人の子どもだけではなく、日本人の子どもの
せ い ち ょう ゆ た に ん し き き う い く い い ん かい が い こ く じ ん に ほ ん じ ん こ そ う ご り か い ふ か
成長を豊かにするものであることを認識し、教育委員会に、外国人と日本人の子どもの相互理解を深め
き う い く そ う う て き す い し ン た い せ い せ い び
る教育を総合的に推進する体制を整備する。

お お さ か ふ ふ か か く し が い こ く じ ん き う い く け ん き う き う が い ち ゅ う す い し ン た い せ い せ い び
2 あわせて、大阪府や府下の各市にある外国人教育研究協議会(注)のような推進体制を整備する。

が い こ く じ ん き う い く た ん ど う ぶ し ょ が い こ く じ ん ほ ご し や こ た い に ほ ん が つ こ う き う い く せ い ど
3 外国人教育の担当部署は、外国人保護者・子どもに対する、日本の学校教育制度についての
お り え ん て 一 し ょ ん が い こ く じ ん に ほ ん じ ん こ そ う ご り か い す い し ン が い ど う い ン さ く せ い と う お こ な
オリエンテーションや、外国人と日本人の子どもの相互理解を推進するためのガイドラインの作成等を行
う。そのときは、外国人保護者の意見が反映できるよう、その参加を保障する。

か く が つ こ う き う い い ふ に ほ ん じ ん ほ ご し や が い こ く じ ん ほ ご し や こ ん だ な ば と う ひ ら そ う ご り か い
4 また、各学校においても、教員、日本人保護者と外国人保護者との懇談の場等を開き、相互の理解と
こ う り ゆ う ふ か つ と 交 互 が 深 ま る よ う に 努 め る。

ち ゆ う が い こ く じ ん き う い く け ん き う き う ぎ か い き う い く い い い ん か い い た く け ん き う き か ん が い こ く じ ん き う い く け ん き う き う ぎ か い け ン き う す い し ン も く て き
(注) 外国人教育研究協議会は、教育委員会の委託研究機関として、外国人教育の研究、推進を目的と
か い い い ン せ ン し き う し ょ く い い ン た い し ょ う か く が つ こ う ひ と り が い こ く じ ん き う い く た ん ど う し や お き う ざ い さ く せ い せ い び
して いる。会員は全市の教職員が対象で、各学校に1人の外国人教育担当者を置き、教材の作成・整備、
教職員研修、研究・交流集会の開催等を行っている。



ね ん ド 2002 年 度 A
1 ね ん ド き う い く い い い い な い ぶ か ん け い か く か き う ぎ き か ん が い こ く じ ん き う い く す い し ン ち ょ う
1997年度から教育委員会内部に関係各課の協議機関として、「外国人教育を推進するための調
さ け ン き み う か い い ぎ せ つ ち が い こ く じ ん き う い く そ う う て き す い し ン は か
査研究会議」を設置し、外国人教育の総合的な推進を図ってきた。
か わ さ き し が い こ く じ ん き う い く き ほ な ほ し な た ぶ ン か き う せ い し や か い
「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」(1998年4月28日改定)に基づく
き う い く す い し ン つ と 教育の推進に努めてきた。
が い こ く せ き じ どう せ い と し う う が く じ う き う は あ く き ほ ン ち う う さ し ン ろ ち う う さ じ っ し が い こ く じ ん き う い く
外国籍児童生徒の就学状況を把握するため、基本調査、進路調査を実施しており、外国人教育
そ う う て き す い し ン ま ど ぐ ら ね ん ド じ ん け ン き う せ い き う い く た ん ど う か く じ う が い こ く じ ん き う い く
を総合的に推進する窓口として、1998年度に人権・共生教育担当を拡充した。
こ ン ご か わ さ き し が い こ く じ ん き う い く き ほ な ほ し な い つ そ う て い ち や く は か が い こ く じ ん き う い く
今後も「川崎市外国人教育基本方針」のより一層の定着を図っていく。

ね ん ド 2004 年 度 A
2,3 か く し し つ が つ こ う こ く さ い り か い き う い く た ん ど う し ゃ お か い が い き こ く が い こ く じ ど う せ い と き う い く こ く さ い き う い く
2 各市立学校に国際理解教育担当者を置き、海外帰国・外国人児童生徒教育について国際教育
け ン き み う か い と う け ン し ゅ う に ほ ン ご し ど う と う き う り よ く し ゃ け ン し ゅ う お こ な な か し な い が い こ く じ ン き う い く す い し ン
研究会等の研修や、日本語指導等協力者の研修を行う中で、市内における外国人教育の推進
は か を 図 つ て き て い る。
ぜ ン し こ く さ い り か い た ン ど う し ゃ こ う せ い い ん こ く さ い か す い し ち い き れ ン く き う ぎ か い せ つ ち
また、全市の国際理解担当者を構成員とする「国際化推進地域連絡協議会」を設置した。
ね ん か わ さ き し が い こ く じ ン き う い く き ほ な ほ し な し ゆ ざ い に ち か ン こ く ち う せ ン じ ン き う い く せ い い ね ん
3 1986年に「川崎市外国人教育基本方針—主として在日韓国・朝鮮人教育—」を制定し、1998年に
か わ さ き し が い こ く じ ン き う い く き ほ な ほ し な た ぶ ン か き う せ い し や か い か い て い が い こ く じ ン
「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」と改訂した。また、「外国人
ほ ご し ゃ む し ゅ う が く は ん ど ぶ つ く げ ン ご さ く せ い が つ う き う い く せ い ど せ つ み が い こ く じ ン
保護者向け就学ハンドブック」を6言語で作成し、学校教育制度について説明しているほか、外国人
せ い と ほ ご し ゃ こ う う が つ こ う し が く せ い じ っ し 生徒・保護者への高等学校進学説明会を実施した。

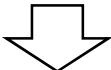
中学校国際教育研究部会の主催で国際教育座談会を7月に多摩市民館で開催した。座談会には従来より教職員、帰国生徒とその保護者が参加しているが、近年は外国人生徒・保護者にも参加の呼びかけをしており、参加するようになってきた。また、毎年開催しているスクールインターナショナルフェスティバルでは、今年度はプログラムとして外国人児童の母語によるスピーチも取り入れるなど、外国人と日本人の児童生徒、保護者と教員との交流の場となってきた。このように教員、日本人保護者、外国人保護者等が交流を深める催しも定着してきているが、今後もあらゆる機会を利用し、理解を深める取組を続けていく。

ねんど ていげん 1996年度・提言②

にゅうきょさべつ きんし じょうこう もこ かしょう かわさきしじゅうたくじょうれい せいてい
入居差別を禁止する条項を盛り込んだ「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。

みんかんちんたいじゅうたく にゅうきょ かん がいこくじんとうだれ たい にゅうきょ べつ きんし じょうこう もこ かしょう
1 民間賃貸住宅の入居に関して、外国人等誰に対しても入居差別を禁止する条項を盛り込んだ「仮称・
かわさきしじゅうたくじょうれい せいてい
川崎市住宅条例」を制定する。

ばあい きべつ どりょくぎ むし お ちんたいにん た からけいしや けいはつしどう
2 この場合、差別をなくすための努力義務を市に負わせるだけでなく、賃貸人その他関係者に啓発指導
おこな とう じょうれい こうか さまざま ほうほう けんどう
を行う等、条例の効果をあげるための様々な方法を検討する。



1, 2

ねんど
2002年度 A

へいせい ねん がつ かわさきしじゅうたくほんじょうれい しこう だい じょうだい こう なんびと せいとう
1 2000(平成12)年4月に川崎市住宅基本条例を施行し、第14条第1項において、「何人も、正当な
りゆう こうれいしや しょうがいしや がいこくじんとう しない みんかんちんたいじゅうたく にゅうきょ かい せいやく
理由なく、高齢者、障害者、外国人等であることをもって市内の民間賃貸住宅の入居機会の制約、
きょじゅう あんてい そこ 住の安定が損なわれることがあってはならない」とした。

どうじょうだい こう しちょう だい こう きてい しゅし ふきゅう つと こうれいしやとう にゅうきょ かい せいやく
同 条第2項において、「市長は第1項の規定の趣旨の普及に努め、高齢者等の入居機会の制約、
きょじゅう あんてい そこ かんけいしや じじょう き ひつよう きょうりょくまた かいぜん もと
居住の安定が損なわれることがあったときは、関係者から事情を聞き、必要な協力又は改善を求
める」よう定めた。

かわさきしじゅうたくほんじょうれいだい じょうだい こう みんかんちんたいじゅうたく にゅうきょ かい かくほ みんかんちんたい
2 川崎市住宅基本条例第14条第3項において、「民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸
じゅうたく きょじゅう あんてい はか みんかんちんたいじゅうたく にゅうきょ さい ひつよう じょうほう ていきょう
住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して必要な情報の提供、
ほしょうせいど せいび にゅうきょご あんていてき きょじゅうけいぞくせいで せいびどう さだ
保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を定めた。

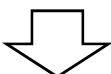
じょううれいせいていご たくちたてものとりひきぎょうだんたい たい じょうれい しゅし しゅうち てつてい ようせい じょうれい しゅし
条例制定後は、宅地建物取引業団体に対し、条例の趣旨の周知・徹底を要請し、条例の趣旨に
さんどう きょうりょくふどうさんでん とうろく すいしん にゅうきょ さい ひつよう じょうほう ていきょう
賛同する協力不動産店への登録を推進した。また、入居に際して必要な情報を提供するため、
こうれいしや しょうがいしや がいこくじんとう たい そうだんぎょうむ じっし
高齢者、障害者、外国人等に対し相談業務を実施した。

こんご 、たくちたてものとりひきぎょうだんたい せつきよくでき きょうりょく え きょうりょくふどうさんでんすう かくだい はか
今後も、宅地建物取引業団体の積極的な協力を得ながら、協力不動産店数の拡大を図っていく
く。

1996年度・提言③

外国語による広報を充実し、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。

- 1 川崎市や川崎市国際交流協会等が作成した外国語による資料、外国語訳をつけた資料等を区役所の外国人登録の窓口や市民館に集め、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。
- 2 外国語による資料等のリストを多言語で作成し、外国人市民に対して、積極的に配布する。
- 3 外国語の資料に関するアンケート用紙を窓口に用意して、資料に対する外国人市民の意見・要望を聞く。



1 2002年度 A
1998年度に各区の区役所・市民館・図書館に「外国人市民情報コーナー」を設置し、外国語による資料を配布、掲示している。

2 2003年度 A
「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」(基本方針)を策定し(1998年4月1日施行)この基本方針に基づき、各局・区が多言語の資料等を作成している。
各局・区が作成する外国語広報の現状調査を行い、調査結果を日本語(ルビつき)でリスト化し、今年度、配布する予定である。

3 2007年度 A
2006年度に引き続き、「川崎市の多言語広報資料一覧」の2007年度版に、アンケート欄を追加し、外国人市民情報コーナー等で配布した。また、ホームページ上にも掲載し、外国人市民が多言語資料について意見・要望を出しやすいようにした。
なお、市政一般についての問合せや意見を受け付ける川崎市総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」では、英語でも意見を出すことができる。
今後も、外国人市民にとって使いやすい資料の作成のため、意見聴取に努めていく。

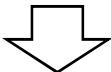
1997年度・提言①

留学生の生活実態に即し、留学生修学奨励金制度を見直す等、生活支援の方法を充実する。

1 川崎市留学生修学奨励金制度については、対象者の範囲を拡大し、他の奨学金の受給の有無や学業成績、ボランティア活動の有無等を審査基準に加味して選考し、生活実態に応じた金額を支給する。

2 留学生にとっては、住宅の確保と家賃負担が大きな問題となっているので、財団法人留学生支援企業協力推進協会と協力し、民間の企業等の空いている社宅や寮の提供を呼びかける。併せて公共施設の有効活用を検討する。

3 留学生の生活相談、情報提供の機能を持ち、あわせて、日本人の学生と「ともに学びあい、生活できる施設」として、既存の施設の有効活用を図る。将来的には、学生会館の建設を検討する。



1

2002年度 A

国際交流協会内に検討委員会を設置し、制度改正について検討を行った。その結果、支給対象者を市内にある大学に在籍する市内居住の留学生に加え、2001（平成13）年度から市内にある高等専門学校及び専修学校の専門課程に在籍する市内居住の留学生にまで拡大した。

2, 3

2005年度 A

留学生の住宅に関わる支援策については、前年度、市内企業に留学生への住宅貸与についてアンケートを実施し、学校に情報を提供した。今年度、経過調査を行ったところ、学校から問合せを受けた企業1件、実際の入居は0件であった。

3 川崎市国際交流協会において、留学生の生活相談・住宅相談業務を行っているが、今後もより一層の充実を図っていく。

1997年度・提言②

がいこくじんしみん しみん ちいきしゃかい さんか こうけん あんてい
外国人市民が市民として地域社会に参加し、貢献できるためには安定し
た在留資格が必要であり、そのために入出国管理行政の改善を法務
大臣に働きかける。

1 多言語による広報の充実

(1) 在留資格の更新、在留資格の変更、外国人登録、再入国許可等の外国人に関する諸手続きについて、パンフレット等を多言語で作成し、地方入出国管理局及び支局や自治体にも配布して、情報提供を積極的に行う。

2 基準の緩和

(1) 出入国管理に関する様々な手続きや申請について、家族による代理申請や居住地以外での申請を認め、あわせて、審査期間の短縮を図る。

(2) 就労を予定する在留資格については、「投資・経営」・「法律・会計業務」の在留資格が最長3年であり、他は1年となっているので、これを一律に最長3年とする。

(3) 「家族滞在」の在留資格の人は、扶養を受ける人として原則的に就労することが予定されていないとされているが、家族が安定した生活を送るために、また、就労することによって日本社会を知り、経済活動を通して社会に貢献できることを考慮し、資格外就労の許可の基準を緩和する。

(4) 国連の人権に関する諸条約、特に、子どもの権利条約の第10条（家族再会のための出入国）の趣旨を尊重し、日本での親及び子ども等の家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を緩和する。

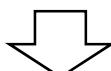
(5) 再入国許可制度を廃止し、在留期間内においては、何時でも出国し、再入国できるようにする。

3 入管行政の透明化

(1) 在留期間の更新や在留資格の変更、資格外就労許可等について、不許可の場合、その理由、不足の要件等を明示する。

(2) 適法に長期間滞在する外国人には、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準を明確にし、基準をみたす人には、申請者全員に付与する。

(3) また、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準に、「留学生」としての在留期間を加算する。



1, 2, 3

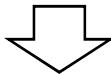
ねんど 2002年度 A

まいとし がいこくじんとうろくせいいど かいぜん かん ほうむだいじん せいれいしていと しょうぼう おこな こんご 每年、外国人登録制度の改善に関する法務大臣への政令指定都市要望を行ってきた。今後も、がいこくじんしみん あんしん せいかつ おく しゅつにゅうこくかんりぎょうせい かいぜん ほうむだいじん ようぼう 外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を法務大臣に要望していく。

ねんど ていげん 1997年度・提言③

かしょう かわさきしじゅうたくじょうれい せいてい じょうれい こうかあ
**「仮称・川崎市住宅条例」の制定において、条例の効果を上げるための
さまざま ほうほう けんとう ねんどていげん ほそくいん
様々な方法を検討する。(1996年度提言の補足意見)**

- がいこくじん こうれいしや しょうがいしや ぼし たしかていなど じゅうきょ ちんたい ふどうさんぎょうしや おおや しょうれい しえん
**1 外国人や高齢者、障害者、母子・多子家庭等にも住居を賃貸する不動産業者や大家さんを奨励・支援
する方法を検討し、外国人その他の入居希望者がすみやかに探せるように、住宅ストックを確保する。**
- ふどうさんぎょうしや しんきとうろくおよ こうしんさい にゅうきょさべつ けいはつ きょうか けんちじ はたら
2 不動産業者の新規登録及び更新の際に、入居差別をなくすための啓発を強化することを県知事に働きかける。
- がいこくじん にゅうきょさべつ う ひと じゅうたくさが さい いちばん ねつく ほしょうにんもんだい
かいつけ じちたい ふどうさんぎょうしや だいがく せんもんがっこう しみんだんたいとう こうせい こうてき ほしょうにんきこう
**3 外国人をはじめ入居差別を受けている人が住宅探しの際に、一番のネックになっている保証人問題を
解決するために、自治体、不動産業者、大学、専門学校、市民団体等で構成される公的な保証人機構
の設立を検討する。**



1	ねndo 2002年度 A
ねんど こくさいこうりゅうきょうかい にゅうきょご がいこくじんきょじゅうけいぞくしえん つうやくばらんていあ 2000年度に国際交流協会において、入居後の外国人居住継続支援のため、通訳ボランティアの とうろくせいど かいし 登録制度を開始した。 ねんど せつりつ がいこくじん さぼーとせんたー きょうりょく れんけい そうだんたいせい 2001年度に設立された「かながわ外国人すまいサポートセンター」と協力・連携し、相談体制を きょうか 強化している。 ざい じちたい こくさいかきょうかい がいこくじん じゅうたくまにゅある さくせいきょうりょくおよ ざい にほん また、(財)自治体国際協会の「外国人のための住宅マニュアル」の作成協力及び(財)日本 ちんたいじゅうたくかんりきょうかい がいこくじん きょじゅうあんてい がいどらいん さくせいきょうりょく おこな 賃貸住宅管理協会の「外国人の居住安定のためのガイドライン」の作成協力をを行っている。	

2	ねndo 2003年度 A
かながわけん たい ねんど ねんどていげん ないよう けん じゅうたくせいさく はんえい いらい 神奈川県に対し、1996年度、1997年度提言の内容について県の住宅政策に反映するよう、依頼した。 がいこくせき りゆう にゅうきょ きよひ じれい しない たくちたてものとりひきぎょうだんたい また、外国籍を理由に入居を拒否する事例があり、市内の宅地建物取引業団体に、このようなこと かめいふどうさんてん たい しどう いらい がないよう、加盟不動産店に対する指導を依頼した。 あわ たくちたてものとりひきぎょうだんたい たい しどう かんとくげんばん かながわけん たい こんご 併せて、宅地建物取引業団体に対する指導監督権限のある神奈川県に対し、今後このようなこと だんたい けいはつ きょうか はたら がないよう団体への啓発を強化するよう働きかけた。	

3	ねndo 2002年度 A
ねん がつ かわさきしじゅうたくきほんじょうれい しこう だい じょうだい こう こうれいしゃとう みんかんちんたい 2000年4月に「川崎市住宅基本条例」を施行し、第14条第3項において、「高齢者等の民間賃貸 じゅうたく にゅうきょきかい かくほ みんかんちんたいじゅうたく きょじゅう あんてい はか みんかんちんたいじゅうたく 住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への にゅうきょ さい ひつよう じょうほう ていきょう ほしょうせいで せいび にゅうきょご あんていき きょじゅうけいぞくせいで せいびとう 入居に際して、必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等 かかる じょうれい しこう どうじ じっし かわさきしきょじゅうしえんせいで そうせつ を掲げ、条例の施行とともに、これらを実施するため「川崎市居住支援制度」を創設した。	

1997年度・提言④

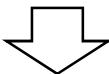
かわさき こくさいこうりゅうじぎょう すいしん
川崎市の国際交流事業を推進するために、外国人市民の参画をすすめる。

1 外国人市民が地域社会に参加し、国際交流をより推進するために、国際交流協会の企画・運営の仕組みに、外国人市民代表者会議とボランティア団体のメンバーを入れる。

2 国際交流協会の登録ボランティア制度と内容を広く知らせ、活動の範囲を広げる。また、ボランティアのネットワークを構築する。

なお、外国人市民向けガイドのダイジェスト版として、「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」(通称: チェックリスト)を作成、多言語に翻訳しました。外国人登録窓口で配付するなど、活用を希望します。

(→※提言④の3として扱う)



1, 2, 3

2002年度 A

1 国際交流協会の企画・運営の仕組みに入るための方法としては、国際交流協会の理事及び評議員への就任と、国際交流協会登録の民間交流団体で構成する「民間交流団体連絡協議会」の運営委員になることがある。

理事については、これまで外国人市民が就任しており、評議委員については、2001年6月から外国人市民が就任している。

「民間交流団体連絡協議会」については、希望すれば運営委員になれるが、2002年度は、希望者がいなかつた。

2 国際交流協会のホームページ更新に伴い、ボランティア制度のPR強化を図り、国際交流協会のイベントの場においてもボランティアのPRを行っている。

個人登録ボランティアは、国際交流協会が核となり、ネットワーク化が図られており、民間交流団体は、民間交流団体連絡協議会により、ネットワーク化されている。

3 「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」(「相談窓口の御案内」)を11言語で作成し、言語ごとに色分けして印刷し、各区役所・支所等の窓口に配布した。

また、外国人市民代表者会議の代表者とともに、各区役所・支所を訪問し、担当者に「相談窓口の御案内」の必要性を説明し、積極的な配布を依頼した。

1998年度・提言①

外国人の子どもたちを含む、すべての子どもたちが、安心して豊かな放課後を過ごせる場を保障する。

1 「アスクル」を、特に外国人に広く知らせるために、多言語でパンフレットを作り広報を充実すること。

2 外国人の親を持つ子どもたちの文化や言語の違いを認めながら、多くの異年齢の子どもたちと共に、楽しく遊び、安全に過ごせるように、こども文化センター職員の、国際理解研修を充実すること。

3 子どもたちにとって、安全でより身近な場所の一つとして学校があります。最近の少子化に伴う余裕教室の現状も踏まえながら、今後の課題として、学校施設を活用した事業について検討していくこと。

そのため、私達外国人市民代表者会議のメンバーは、パンフレットの多言語翻訳やこども文化センターの地域ボランティアなど、できることは積極的に協力します。



1, 2, 3

2002年度 A

1 2000年度に多言語によるパンフレットを配布し、その後も、各こども文化センターで必要に応じて対応している。

2 2000年度は「子どもの人権」について、2001年度は「子どもの権利に関する条例」についての研修を実施した。2002年度は「子どもの権利に関する条例」について内容を掘り下げ、具体的な対応事例の研修を実施した。

今後も、職員の意識の向上を図るとともに、子どもたちの健全な育成のための研修を充実させていく。

3 2000年10月から、小学校施設を活用した児童の健全育成モデル事業「わくわくプラザ」を各区1校実施し、2003年4月から市内の全市立小学校で「わくわくプラザ」事業を開始する。

今後は、外国籍の児童にも利用しやすいよう、印刷物にルビをふるなど、環境整備に努めるとともに、外国籍の児童を含め、障害のある児童や私立小学校の児童などが利用できるよう、配慮し、関係機関との調整を図っていく。

1998年度・提言②

がいこくじんがっこうそつぎょうせい こくりつだいがくじゅけんしかく みと
外国人学校卒業生の国立大学受験資格を認めることと、外国人学校へ
じょせい もんぶだいじん はたら
の助成について、文部大臣に働きかける。

1 外国人学校卒業生に対し、日本の国立大学の受験資格を認めること。

2 外国人学校に対し、日本の私立学校と同等程度の補助金を交付すること。

(経過報告)

この提言項目については、すでに、市長から総理大臣と文部大臣に宛てて要望書が提出されています。

代表者会議では10月までに論議していた経過があり、緊急の要望として1998年12月、市長に提出することを、正副委員長部会長会議で決定し文案を確認しました。その後市長に提出しましたが、予算に関わることも含めて加筆修正したものです。

要望書の内容については、第5回会議の代表者会議で追認を得ました。(1999年1月)

[参考]

(1) 川崎民族教育推進協議会から、市議会に対し「朝鮮高級学校卒業生の国立大学受験(入学)資格と朝鮮学校への助成金に関する陳情」が提出され、川崎市にも同じ趣旨の要望書が提出されました。(1998年6月)

(2) 市議会で審議の結果、12月議会において全会一致で陳情が採択され、国に意見書が提出されました。同時に、市長から、総理大臣と文部大臣に宛てて、要望書が提出されました。(1998年12月)



1, 2

2002年度 A

1998年12月に市長より、総理大臣と文部大臣へ要望書を提出した。

それと同時に市議会からも国に対し、意見書が出されている。

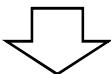
国は、大学入学受験検定及び中学校卒業程度認定試験の受験資格の弾力化について、規定を改正し施行した。(1999年9月3日)

1998年度・提言③

外国人高齢者への年金支給を国に働きかけ、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図る。

1 外国人高齢者に老齢福祉年金と同じような制度をつくることを国に働きかける。

2 川崎市は、国の法改正までの間、老齢福祉年金額を目標に、外国人高齢者福祉手当の支給額を増額すること。



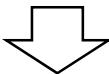
1 2020年度 A
在日外国人市民の無年金者に対する救済・改善措置の早期実現について、例年と同様、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に「国民年金に関する要望書」を提出している。今後予定されている年金制度改革について、国の動向を注視しつつ、引き続き、要望実現に向けて厚生労働省に働きかけを行う。

2 2002年度 A
川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で、1994年10月に創設した。制度開始時の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行い、2002年度は月額21,500円となっている。
今後とも、他都市の実施状況などを勘案しながら、努力していく。

1998年度・提言④

外国人市民の支援と地域における国際交流を充実し、「内なる国際化」
を推進する。(1997年度提言の補足意見)

- 1 協会は、地域社会における国際交流、外国人市民などに対する相談や支援のための活動の中心的な役割を果たすため、ボランティアや市民団体をつなぎ合わせた「ボランティアネットワーク」をいち早く構築する。
- 2 上記の目的を達成するため、ボランティアや市民団体のデータベース化をしたり、協会のスタッフと関係機関やボランティアの共同研修を実施するなど、情報や知識の共有化を図る。
- 3 協会の企画・運営に外国人市民や市民団体の意見を反映するため、「仮称：企画運営委員会」を発足させる、または、今ある「評議員会」に外国人市民を入れる仕組みをつくる。



1, 2, 3

2002年度 A

- 1 個人登録ボランティアは、国際交流協会を核としてネットワーク化が図られており、民間交流団体は、「民間交流団体連絡協議会」により、ネットワーク化されている。
2001年3月には、国際交流協会のホームページを更新し、民間交流団体の紹介を行うとともに、各団体のホームページへリンクできるようにした。
また、「川崎市関係ボランティア・市民活動推進機関ネットワーク会議」が2000年2月に発足し、国際交流協会も構成員となり、市内のボランティア活動や市民活動団体の育成、支援及び関係機関との情報交換を行っている。
- 2 国際交流協会では、ボランティアは個人登録、市民団体は民間交流団体として登録されており、データベース化が図られている。
また、ボランティアについては、各種の研修を実施し、情報や知識の共有及び資質の向上を図っている。
国際交流協会職員については、知識の向上を図り、複雑・専門化する相談業務に対応するため、定期的な研修を行っている。
- 3 国際交流協会の事業運営は、理事会で決議し、重要事項は評議員会で調査・審議することになっている。理事については、これまで外国人市民が就任しているが、評議員についても、2001年6月から外国人市民が就任している。

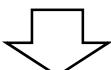
ねんど ていげん 1999年度・提言①

がっこう ほ ご し や ち い き じ ゆ う み ん な ら し み ん た ぶ ん か り か ん す い し ん
学校や保護者、地域住民、並びに市民の多文化理解を推進する。

1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」を学校内のみならず広く市全体で
すいしん ほ ご し や ち い き に ほ ん じ ん し め ん な ら が い こ く じ ん し め ん と も き ょ う ぎ ば も う
推進していくため、保護者や地域の日本人市民並びに外国人市民が共に協議する場を設けること。

2 各PTA団体が、多文化共生社会の実現をめざす視点を取り入れて活動することを期待する。

3 各学校が行う国際理解教育に、保護者や地域住民の参加を呼びかけていくとともに、地域の市民館
とう が い こ く じ ん し め ん に ほ ん じ ん し め ん そ う ご り か い は か が く し ゆ う じ ギ ょ う い っ そ う じ ゅ う じ つ
等でも外国人市民と日本人市民の相互理解を図るような学習事業を、より一層充実していくこと。



1

ねんど
2005年度 A

「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開を図るために、外国人教育に携わる市民と職員
による「外国人教育推進連絡協議会」を2000年度に設置した。協議会では、学校教育、社会教育
等の幅広い分野で多文化共生の社会をめざして継続的な取組を行っており、就学事務手続きに関
する内容の見直しや外国人児童生徒の学習支援についても協議を行っている。なお、「外国人教育
基本方針」に関しては、教員研修や全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進
連絡協議会」などで周知に努めている。

2

ねんど
2003年度 A

教育委員会がPTAに委託して実施しているPTA家庭教育学級において、多文化共生や国際理解
に関わる学習を実施している。2002年度は「異文化コミュニケーション・外国人を招いて食を通して
交流」などの学習会を行った。

3

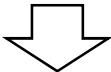
ねんど
2002年度 A

教育文化会館・市民館全館で「平和・人権尊重学級」を実施し、「多文化フェスタ」や様々な国々
の親子の交流活動等も行われている。
「識字学級」では、外国人と日本人ボランティアによる交流と日本語及び生活に関する学習を
実施した。
また、ふれあい館においても「人権尊重学級」「ふれあい成人学級」などを実施している。

1999年度・提言②

地域に住む外国人を含む多くの人に、外国人に関する相談窓口があることを広く広報する。

1 多言語で、外国人に関する、市民生活と教育の相談窓口を紹介するポスターを作成し広く様々な場所（外国人市民情報コーナー設置箇所を始め、学校や公共施設、市や町内の広報掲示板、等）に掲示し、多くの人に広報すること。



1

2002年度 A

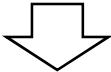
市民生活関係については国際交流協会に、教育関係については教育委員会に外国人に関する相談窓口があることを広報するために、6言語（日本語、韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル語、スペイン語）で表示したポスターを作成し、公共施設や広報掲示板などに掲示している。

1999年度・提言③

国籍による就職問題を中心とした差別の解消を図る。

1 川崎市の職員任用に係わる国籍条項の完全撤廃に向けた作業に着手すること。

2 民間企業の就労における差別解消や労働条件等の適正化について、啓発を推進すること。



1

2021年度 B

他都市の国籍要件や任用に関する運用状況について、引き続き確認作業を実施した。「外国籍職員の任用に関する運用規程」第2章別表については、今後必要に応じて所要の改正を行う予定であり、その際は庁内でその職務内容に係る調査を行うとともに、引き続き他都市の国籍要件等を確認していく。

2

2002年度 A

外国人の採用選考に当たっては、入管法等に抵触しない範囲で、国籍などにより差別されることなく、本人の適性と能力に応じて採用選考が行われるよう、啓発に努めている。
また、賃金・労働時間等の労働条件の均等待遇が遵守されるよう、市内の事業所に情報誌やパンフレットを配布するとともに、ホームページにより啓発に努めている。
啓発の一環として、街頭労働相談会等の機会をとらえ、外国人求職者や就労者への差別解消に向けて、労働手帳やパンフレットを配布した。

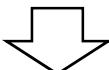
1999年度・提言④

がいこくじんしみん あんしん せいかつ おく しゅつにゅうこくかんりぎょうせい かいぜん
外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を
ほうむだいじん はたら ねんどていげん ほそくいん
法務大臣に働きかける。(1997年度提言の補足意見)

ねんどていげん う かわさきしちょう ほうむだいじん しゅつにゅうこくかんりぎょうせい かいぜん ようぼうしょ ていしゅつ
1997年度提言を受けて、川崎市長は法務大臣に出入国管理行政の改善について要望書を提出しました。

ねんがつ しゅつにゅうこくかんりおよ なんみんにんていもう がいこくじんとうろくほう かいいあん かけつ ざいりゆうきかん ざいりゆう
1999年8月に出入国管理及び難民認定法と外国人登録法の改定案が可決され、在留期間、在留
しかく とうろく だいりしんせいらら しもんおう せんぱいどう かいぜん み ふじゅうぶん てん
資格、登録の代理申請並びに指紋押なつ全廃等の改善が見られました。しかし、なお不十分な点が
あることから、1997年度提言の補足意見として次のことを再度、法務大臣に働きかけるよう市長に
ていげん 提言します。

- とうろく ざいりゆうとうがいこくじん かんけい しょてつづき たげんご こうほう じょうほううていきょう せつきよくてき おこな
1 登録や在留等外国人に関係ある諸手続きについて、多言語の広報・情報提供を積極的に行うとともに
まどぐち がいこくじんしみん せつ たんとうしゃとう こくさいりかいきょういく じんけんそんちういしき しんとう つと
に、窓口において外国人市民に接する担当者等の国際理解教育・人権尊重意識の浸透に努めること。
- こくさいじんけんき やくなら こ けんりじょうやく もと かぞくさいけつごう けんり ほしょう にゅうこく たいさい じょうけん
2 国際人権規約並びに子どもの権利条約に基づき、家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を
かんわ 緩和すること。
- さいにゅうこく きょかせいで はいし ざいりゆうきかんない しゅっこくおよ さいにゅうこく ほしょう
3 再入国 許可制度を廃止し、在留期間内の出国及び再入国を保障すること。
- がいこくじんしみん にほんじんしみん じんけん どうとう たちば がいこくじんとうろくほう ばっそく じゅうみんき ほんだいちょうほう
4 外国人市民も日本人市民も人権において同等の立場から、外国人登録法の罰則を、住民基本台帳法
なみ 並とすること。
- がいこくじんとうろくしょう じょうじけいたいぎ む はいし
5 外国人登録証の常時携帯義務を廃止すること。



1, 2, 3, 4, 5

2009年度 A

がいこくじんとうろくまどぐち がいこくじんしみんむりーふれつと かつよう てづきあんないるび
外国人登録窓口において、外国人市民向けのリーフレットを活用したり、手続案内にルビを付ける
はいりよ じどうこうふき がめんひょうじ えいごひょうじ といなどの配慮をしている。また、自動交付機の画面表示にも英語表示を取り入れている。
がいこくじんとうろくせいで かいぜん ほうむだいじん せれいせい いと しれんめい ようぼう おこな
これまで、外国人登録制度の改善について法務大臣に政令指定都市連名で要望を行ってきたが、
じゅうみんき ほんだいちょうほう にゅうかんほう おおはば かいせい がいこくじんとうろくせいで はいし がいこくじんじゅうみん じゅうみん
住民基本台帳法、入管法が大幅に改正された。外国人登録制度が廃止となり、外国人住民も住民
きほんだいちょう とうろくたいじょう がいこくじんじゅうみん かか とどけどう かんそか きろく とういつか はか
基本台帳の登録対象となるなど、外国人住民に係わる届出等の簡素化、記録の統一化が図られ、
りべんせい ま ざいりゆうきかん じょうげん えんちよう さいにゅうこくきょかせいで かんわ
利便性が増した。また、在留期間の上限が延長されたり、再入国許可制度が緩和されている。さ
とくべついじゅうしゃ かん がいこくじんとうろくしょうめいしょ か はつこう じょうじけいたい ふよう
らに特別永住者に関しては、外国人登録証明書に変わった発行され、常時携帯が不要となるなどの
かいぜん こんご しんせいで まどぐちたいせいとう せいび ひ づ がいこくじんしみん
改善がされることになった。今後は新制度のもとでの窓口体制等を整備し、引き続き外国人市民の
じんけんそんちうふたん けいげんおよ じゅうみんさー びす じゅうじつ はか
人権尊重、負担の軽減及び住民サービスの充実を図っていく。

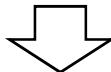
ねんど ていげん 2000年度・提言①

がいこくじん ほごしゃ もこ ほご まな きかい ほしょう
外国人の保護者を持つ子どもなどが母語を学ぶ機会を保障する。

1 母語の重要性の認識を深めることを、国際理解教育のなかで推進していくこと。

2 外国人の保護者を持つ子どもなどに母語を教えるボランティア活動を支援すること。

3 母語を学ぶ機会の保障のあり方については、ボランティア活動をする当事者の意向を尊重し、公的施設の活用など、支援体制の整備に努めること。



1, 2, 3

ねんど
2005年度 A

かわさきしがいこくじんきょういくきほんほうしん たぶんかきょうせい しゃかい きょうしょくいん けんしゅう
1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」についての教職員の研修の
なか ほご ほぶんか じゅうようせい にんしき たか がつきゅうしどう そうごうてき がくしゅう じかんとりくみとお
中で、母語・母文化の重要性の認識を高めており、学級指導や総合的な学習の時間の取組を通し
がいこくじん じどうせいと ほご ほぶんか しょうかい そうごりかい こうりゅう はか がっこう
て、外国人の児童生徒の母語・母文化を紹介しながら、相互理解や交流を図った学校もある。
にほんごしどうとうきょうりょくしやれんらくかい けんしゅう ぜんこう こくさいりかいきょういくたんとうしゃ こうせいいん こくさい
また、日本語指導等協力者連絡会の研修や、全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際
かすいしんれんらくきょうぎかい ほご じゅうようせい しゅうち はか
化推進連絡協議会」でも母語の重要性についての周知を図った。

ぼるとがるごがくしゅうぐる一ぶ ねんど たかつしみんかん ねんど こゆめ
2, 3 ポルトガル語学習グループについて、2001年度より高津市民館で、2004年度からは子どもも夢
ばーくかつどう ばーていきょうとう しえん おこな ねんど ぼーきょうしつ ちゅうごくご かんこく ちょうせんご
パークで活動の場の提供等の支援を行っている。

かんいたくじぎょう ねんど ぼーがくしゅうじぎょう じっし ねんど
また、ふれあい館への委託事業として2001年度から母語学習事業を実施しているほか、2004年度
きょういくぶんかかいがん しみんじしゅきかくじぎょう こたいしょう ぼーごきょうしつ ちゅうごくご かんこく ちょうせんご
からは教育文化会館の市民自主企画事業で子どもを対象とした母語教室（中国語、韓国・朝鮮語）
じっしこんねんど やくめいさんか じぎょう かくほごしゃどうし ねつとわーく
が実施されているが、今年度は約120名の参加があった。この事業を核に保護者同士のネットワーク
ひろも広がってきている。

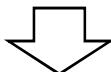
ねんど ていげん 2000年度・提言②

かいごほけんせいで がいこくじんこうれいしゃふくし じゅうじつ はか
介護保険制度と外国人高齢者福祉の充実を図る。

1 外国人のホームヘルパーを養成しやすい環境を整える。また、一般のヘルパー養成時にも、多文化理解の教育を実施する。

2 介護保険制度の広報及び通知を多言語で行うことをさらに充実する。

3 介護保険制度実施による外国人高齢者の生活に配慮し、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図る。



1, 2, 3

ねんど
2002年度 A

1 1999年から川崎市在宅福祉公社を通じて、社会福祉法人青丘社に3級ホームヘルパー養成研修を委託し、外国人高齢者に対する介護サービスの担い手として、60人近い方を養成した。2001年には、2級ホームヘルパー研修を開催し、40人の方を養成した。
今後も、外国人の高齢化が進む中で、外国人への対応ができる介護人材を引き続き養成していく。

2 介護保険の制度を外国人市民に理解してもらえるよう、2001年3月に5言語（中国語、韓国・朝鮮語、英語、ポルトガル語、スペイン語）によるパンフレットを作成し、2002年3月に改訂版を作成した。

3 川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で1994年10月に創設したものである。

制度開始の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行っており、2001年度に月額1,500円の引き上げを実施し、現在の支給額は月額21,500円となっている。

ねんど ていげん 2001年度・提言①

がっこう がいこくじん ほ ご し ゃ じ ど う せ い と た い し え ン じ ゆ う じ つ
学校における外国人保護者と児童生徒に対する支援を充実させる。

1 保護者への支援

とう かつよう た げ な ご じょう ほ う は つ し ん に ゆ う が く し ん ろ そ う だ ん じ ゆ う じ つ と う が い こ く じ ん ほ ご し ゃ じ ょ う き ょ う は い り よ
IT等を活用した多言語による情報発信、入学・進路相談の充実等、外国人保護者の状況に配慮した
きめ細かなコミュニケーションや交流が図れるよう支援する。

2 児童生徒への支援

に ほ ん ご し ど う と う き ょ り よ く し ゃ は け ん じ ぎ ょ う か く じ ゅ う し ゆ う ち ゆ う て き に ほ ん ご し ど う じ っ し と う に ほ ん ご の う り よ く ふ じ ゅ う ぶ ん
日本語指導等協力者派遣事業の拡充や集中的に日本語指導を実施する等、日本語能力が不十分な
じ ど う せ い と が く し ゆ う げ ん ご に ほ ん ご の う り よ く た か し え ン
児童生徒に、学習言語としての日本語能力を高める支援をする。

ことば ぶ ん か と う ひ と り ひ と り は い け い ち が そ ん ち ょ う き ょ う い く す い し ん が い こ く じ ん き ょ う し ょ く い い と う
言葉や文化等一人一人の背景に違いがあることを尊重した教育を推進するために外国人教職員等
の積極的な活用や、直接児童生徒の指導に携わる教職員の研修の充実を図る。



1

ねんど
2006年度 A

じ ゆ う し ろ い が い こ く じ ん こ か で い い よ う し ゆ う が く あ あ な い し ゆ う が く じ け ん こ う し ん だ な あ あ な い が い こ く じ ん ほ ご し ゃ よ う
従来より外国人の子どものいる家庭用に就学案内・就学時健康診断の案内・外国人保護者用
し ゆ う が く は あ な ど ぶ つ く げ ン ご さ く せ い は い ふ ち ゆ う が く こ う し う が く あ あ な い し り つ し ょ う が く こ う
就学ハンドブックを6言語で作成し、配布している。これまで中学校の就学案内は市立小学校に
か よ が い こ く せ き じ ど う は い ふ た い し ょ う ね ん い が い こ く せ き じ ど う ぜ ン か て い は い ふ
通っている外国籍児童へ配布していたが、対象年齢の外国籍児童のいる全家庭へ配布するようにし
に ゆ う が く さ い ひ つ よ う ば あ い そ う ご き ょ う い く せ ン た 一 き ょ う い く そ う だ な お こ な
た。また入学の際に、必要な場合は総合教育センターで教育相談を行っている。そのときには、
し ゆ う が く か か く し ゆ せ い か つ し ゑ ン が い ど し き じ が つ き う あ あ な い が い こ く じ ん ほ ご し ゃ ひ つ よ う
就学に関するものだけでなく、各種の生活支援ガイドや識字学級の案内など、外国人保護者に必要
じ ょ う ほ う か ぎ は い ふ
な情報をできる限り配布している。

し ゆ う が く か か く じ ょ う ほ う に ほ ん ご ば ご ち ゆ う が く せ い こ う つ こ う じ う が く こ う し ん が く せ つ み い か い
進路に関する情報としては、「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」を、
が つ か い い が い こ く じ ん ほ ご し ゃ し ん が く り か い き か い つ く な か が い こ く じ ん こ う こ う せ い
10月に開催し、外国人保護者が進学について理解する機会を作っている。この中で外国人高校生の
は な し き き か い せ つ て い し ん が く り か い ふ か は い い り よ か い が い ち ゆ う が く
話を聞く機会を設定するなど、進学についての理解が深まるよう配慮している。また、海外で中学
そ つ ぎ よ う ひ と し ん が く せ つ み い か い じ ょ う ほ う こ べ つ は い ふ を 卒 業 し た 人 へ の 進 学 説 明 会 の 情 報 も 個 別 に 配 布 し た。
い つ ほ う が つ こ う た い れ ん く た い や く し ゆ う か つ よ う し る び お こ な は た ら
一方で学校に対しては、連絡対訳集の活用やお知らせへのルビふりを行うよう働きかけてお
ほ ご し ゃ た い い つ て い じ ょ う ほ う い き よ う お こ な ほ ご し ゃ じ ょ う き ょ う
り、保護者に対して、一定の情報提供は行われるようになってきているが、保護者の状況に
は い い り よ こ み ゆ に け 一 し ょ ン こ う し ゆ う き か い せ つ て い ね ん ど あ ら た ぐ た い て き て い げ ン
配慮したコミュニケーション・交流の機会の設定については、2003年度に改めてより具体的な提言
で で い げ ン た い と り く み け い ぞ く て き す す が 出 て い る の で (提言②)、それに対する取組として、継続的に進めていく。

2

ねんど
2005年度 A

に ほ ん ご し ど う と う き ょ う り ょ く し ゃ け ん し ゆ う じ ゆ う じ つ じ ゅ ン か い そ う だ な い ん が つ こ う は け ン き ょ う り ょ く し ゃ
日本語指導等協力者への研修を充実させ、また、巡回相談員を学校に派遣して、協力者に
よ る き め 細 や か な 相 談 活 動 の 実 施 と、効 果 的 の 指 導 の た め の 支 援 を 行 っ た。
ね ん ど が い こ く じ ん じ ど う せ い と が く り よ く は し ょ う じ ゅ ン か い ひ じ ょ う き う し は い ち じ ぎ う じ っ し
2002年度より、外国人児童生徒の学力保障のための巡回非常勤講師配置事業を実施しているが、
こ ん ね ん ど ほ う じ ん き ょ う い く か つ ど う そ う ご う さ ほ 一 と せ ン た 一 いた く に ほ ん ご し ど う ふ く が く し ゆ う か つ ど う し ゑ え ン と う
今 年 度 よ り NPO法人教育活動総合サポートセンターに委託して、日本語指導を含む学習活動支援等
お こ な き う い く か つ ど う さ ほ 一 た 一 は い ち じ ぎ う か い し こ ン ご が く し ゆ う げ ン ご か く と く し ゑ え ン む き う い ん
を 行 う 「教 育 活 动 サ ポ ー タ ー 配 置 事 業 」を 開 始 し た。今 後 も、学 習 言 語 の 獲 得 支 援 に 向 け、教 員
し ゅ み ん ぼ ら ん て い あ れ し ケ い は か
と 市 民 ボ ラン テ ィ ア の 連 携 づ く り を 図 つ い く。

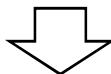
ね ん み ん ザ ク ぶ ん か こ う し じ ギ ょ う じ っ し が い こ く ご し ど う じ ょ し ゅ
1997年から「民族文化講師ふれあい事業」を実施し、また、外国語指導助手(Assistant Language
Teach er)を市立中学校・高等学校及び小学校に派遣しているほか、人権や国際理解教育に関する
き ょ う し ょ く い く い ん け ン し ゆ う じ ゆ う じ つ そ う ご う て き が く し ゆ う じ か ン か つ よ う こ く さ い い か い き ょ う い く か ン
教 職 員 向 け 研 修 を さ ら に 充 実 さ せ、総 合 的 な 学 習 の 時 間 を 活 用 し た 国 際 理 解 教 育 の 推 進 を 図 つ
て い る。

ねんど ていげん 2001年度・提言②

がいこくじん ひつよう とき ひつよう じょうほう え たいせい すいしん はか
外国人が必要な時に必要な情報を得られるような体制づくりの推進を図る。

1 川崎市に転入して間もない人等が、公的機関の場所や法的義務等、最低限必要な情報を得られるよ
うな環境をつくる。

2 外国人が地域で生活する時に、必要な情報が得られ、外国人の相談に多言語で対応できるような
情報システムを構築する。



1, 2

ねんど
2005年度 A

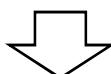
がいこくじんしみんだいひょうしやかいぎ へんしゅう ほんやく まどぐち といあわ さき りすと かわさきし す がいこくじん みな
1 外国人市民代表者会議が編集・翻訳した、窓口や問合せ先のリスト「川崎市に住む外国人の皆さん
へ」について、多言語相談の窓口やホームページアドレス等の情報を追加した改訂版を作成し、
各区役所・支所の外国人登録窓口で確実に配布することとした。

こくさいこうりゅうせんたー たげんご じょうほうしゅうしゅう ていきようおよ がいこくじん そうだん たげんご たいとう
2 国際交流センターにおいて、多言語の情報収集・提供及び外国人の相談に多言語で対応でき
たいせい がつ ぎょうむ かいし そうごう こんたくとせんたー えいご といあ
る体制をとっている。また、11月から業務を開始する総合コンタクトセンターでは、英語での問合せ
う つ ほーむペーじ しつもん えいやくじょうほう ていきよう
も受け付けるほか、ホームページの「よくある質問」でも英訳情報を提供する。
がいこくじんしみんしきくたんどう ほーむペーじ かわさきし たげんごこうほうしりょういちらん かわさきし す がいこくじん
外国人市民施策担当のホームページに、「川崎市の多言語広報資料一覧」や「川崎市に住む外国人
のみな けいさい がいこくじんしみんむ たげんごじょうほうペーじ かいぜん おこな
の皆さんへ」を掲載するなど、外国人市民向けの多言語情報ページの改善を行った。

ねんど ていげん 2003年度・提言①

しりつしょうがっこう ちゅうがっこう こうこうとう こ きょうしょくいん こくさいりかい ふか
市立小学校・中学校・高校等で、子どもと教職員の国際理解を深めると
こと ぶんか みと あ かんきょうせいび せいび はか
ともに異なる文化を認め合える環境整備を図る。

- 1 各校に国際理解教育の担当者を置き、多文化共生を目指す国際理解教育を継続的・定期的・全校的に推進する。
- 2 子どもたちや教職員が異なる文化とふれあい、学ぶ場として、多文化理解教室や多文化理解コーナーなどの設置に努める。



1	ねんど 2008年度 A
2004年度から市立学校全校に国際理解教育の担当者を置いて、研修などを行っている。今後も、全校で取り組む国際理解教育の在り方を、各校の国際理解教育担当を通して、各学校に発信していく。	
2007年度、文部科学省「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」の委嘱研究を受け、今井小学校、京町小学校、富士見中学校を研究モデル校にして、外国人児童生徒への教育支援と多文化共生を軸にした国際理解教育を推進している。	
また、稗原小学校が市の国際理解教育委嘱研究校として実践を進めている。さらに、10年研修、人権尊重教育研修に加え、夏の希望研修に多文化共生を目指した国際理解教育研修等を行った。	

2	ねんど 2006年度 A
在籍している児童生徒の出身国等の文化紹介、姉妹都市交流コーナーの設置、職員室、保健室などの特別教室の多言語表示など、各学校の状況に応じた取組がひろがってきている。また、図書館に多文化コーナーを設置したり、世界の国々についての本を充実させる学校が多くなった。引き続き、多文化理解のための環境整備を進めていく。	

ねんど ていげん 2003年度・提言②

がいこくじん ほ ご し ゃ に ほ ん きょういく
外国人保護者が日本の教育について理解を深め、保護者として自立て
り か い ふ か ほ ご し ゃ じ り つ
きるよう支援する。

- 1 外国人保護者が日本の教育制度や学校生活について理解できるよう、定期的に情報提供や相談を行いう機会を設ける。
- 2 各学校に外国人保護者の相談窓口になる担当者を置き、外国人保護者が「外国人保護者の会」を作り、PTAなどと協力して支援する。



1, 2

ねんど
2018年度 A

そ う ご う き う い く せ ん た 一 へんにゅう そ う だ ン に ほ ん が つ こ う せ い か つ せ つ み い か ぎ で い ね い じ っ し
1 総合教育センターでの編入相談では、日本の学校生活についての説明ができる限り丁寧に実施
ち ゆ う が つ こ う へんにゅう ほ ご し ゃ ほ ん に ん た ぶ ん か き う せ い ね つ と わ ー く さ く せ い
した。中学校へ編入する保護者・本人には「多文化共生ネットワークかながわ」が作成している
こ う り つ こ う こ う に ゆ う が く が い ど ぶ っ く げ ン ご と く べ つ わ く じ ゥ け ン ひ ょ う せ つ み い お こ な
「公立高校入学のためのガイドブック(10言語)」にそって特別卒業試験、費用などについて説明を行
ま い と し が つ じ っ し に ほ ん ご ぼ ご ち ゆ う が く せ い こ う り つ こ う と う が つ こ う し が く せ つ み い か い こ べ つ
っている。毎年11月実施の「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」では、個別
そ う だ ン じ か ん は は ご つ う や く さ く ね ん ど う う よ う じ ゥ う じ つ が く し ゅ う し え い い ん け ン し ゅ う
相談に時間をかけられるように母語通訳を昨年度同様充実させた。また、学習支援員の研修も
か い い さ い し い ろ た ん と う せ つ み い し つ ぎ お う と う お こ な こ ん ご ひ づ づ と り く み け い ぞ く じ ゥ う じ つ は か
開催し、進路担当による説明や質疑応答を行った。今後も、引き続き取組の継続と充実を図っていく。

し ょ う ち ゅ う と く べ つ し え ン が つ こ う き こ く が い こ く じ ん じ ど う せ い と き う い く た ん と う し ゃ た い け ン し ゅ う か い か い い さ い か わ き き し
2 小・中・特別支援学校の帰国・外国人児童生徒教育担当者に対する研修会を開催した。川崎市
け ン じ ょ う う け い て き お う け ン し ゅ う だ い が く こ う し ま ね き こ く が い こ く じ ん じ ど う せ い と
の現状や受け入れ・適応について研修するとともに、大学から講師を招き、帰国・外国人児童生徒の
に ほ ん ご し ど う が く し ゅ う し え ン う け い は い り よ け ン し ゅ う お こ な
日本語指導や学習支援、受け入れで配慮することなどについて研修を行った。

こ ん ご ひ づ づ と り く み け い ぞ く じ ゥ う じ つ は か
今後も、引き続き取組の継続と充実を図っていく。

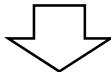
が い こ く じ ん ほ ご し ゃ が い こ く じ ん ほ ご し ゃ か い つ く さ い し え ン
外国人保護者が「外国人保護者の会」を作る際には、支援する。

ねんど ていげん 2003年度・提言③

がいこくじんしみん ちいきしゃかい こうせいいん しせいさんか かわさきし
外国人市民が地域社会の構成員として市政参加できるよう、川崎市が
じゅうみんとうひょうせ いど そうせつ さい がいこくじんしみん さんか
住民投票制度を創設する際に外国人市民も参加できるようにする。

1 住民投票制度の投票資格者に、1年以上市内に外国人登録をしている外国人市民を入れる。

2 投票資格は事前に申請しないでも投票できるようにする。



1, 2

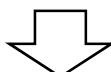
ねんど A
2008年度 A

せいどそあん たい ばぶりつ くこめん とてつづきけつかふ じょうれいあん さくせい へいせい ねんがつ
制度素案に対するパブリックコメント手続結果を踏まえて条例案を作成し、2008(平成20)年6月、
しきかい ねんだい かかいでいよいよ じゅうみんとうひょうじょううれい かけつ せいりつ
市議会(2008年第2回定例会)において住民投票条例が可決・成立した。
どうじょうれい がいこくじん とうひょうしかく まん さいいじょう えいじゅうしやおよ とくべつえいじゅうしやなら にほん
同条例では、外国人の投票資格について、満18歳以上の永住者及び特別永住者並びに日本に
ざいりゆうしかく ねん こ ざいりゆう ひ つづ ほんし げついじょうざいりゆう もの
在留資格をもって3年を超えて在留し、引き続き本市に3か月以上在留としている者としている。
がいこくじん とうひょうしかくしやめいぼ さくせい あ がいこくじんとうろくげんびょう じょうほう りよう じどうてき
また、外国人の投票資格者名簿の作成に当たっては、外国人登録原票の情報を利用し、自動的
とうひょうしかくしやめいぼ とうろく ほうはう
に投票資格者名簿へ登録する方法としている。
げんさい しこう きそく さくせい とうひょうしかくしやめいぼ かん しすて むかいはつとう さぎょう すす
現在、施行規則の作成や投票資格者名簿に関するシステム開発等の作業を進めており、2009年4月
にち どうじょうれい しこう 1日に同条例を施行する。

ねんど ていげん 2003年度・提言④

がいこくじんしみん りょうしつ じゅうたく きょうきゅう きょじゅう あんてい
外国人市民にとって、良質な住宅の供給がなされ、居住の安定
はか こうきょうじゅうたく にゅうきよ にゅうきよ かんきょう せいび
が図られるよう、公共住宅に入居しやすい環境を整備する。

- 1 市営住宅の入居や募集の情報を外国人市民に積極的に広報するとともに、募集の案内にルビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすいようにする。
- 2 県営住宅についても市営住宅と同様の対応を図るよう、県に働きかける。
- 3 市営住宅の応募方法について、外国人市民が気軽に相談できるよう、窓口の充実を図る。



1 ねんど 2008年度 A
2005年度から、市営住宅の募集案内ポスターにルビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすいものに改めた。区役所・行政サービスコーナーだけでなく、国際交流センターにも募集案内ポスターを掲示し、外国人市民への広報に努めた。また「募集のしおり」の理解できない部分については窓口等で説明し、十分に理解できるよう対応した。これらの取組の結果、2006年度から2008年度までの3年間で、外国人市民の入居者数は20か国604人から23か国635人に増加した。

2 ねんど 2005年度 A
ぜんこくこうえいじゅうたくかんりきょうかいかんとうぶろっくかいぎどう けんしゅつせきかいぎ ていげんないよう せつめい
全国公営住宅管理協議会関東ブロック会議等、県が出席する会議で提言内容についての説明を行った。

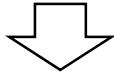
3 ねんど 2008年度 A
2006年度から、募集の窓口が住宅業務に精通した川崎市住宅供給公社に一元化されたため、外国人市民に対して的確かつ迅速な対応が可能となり、特に適切な相談業務を実施したことが、外国人市民の入居者数の増加につながっている。これからも相談窓口の指導を継続し、公社相談業務のより一層の向上を図っていく。

2003年度・提言⑤

年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。

1 脱退一時金の支給額を納付期間に見合った額に改善する。

2 脱退一時金の支給率をあげる。



1, 2

2018年度 A

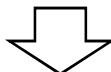
短期在留外国人の脱退一時金の支給加入期間の設定及び支給額の見直しについて、政令指定都市から厚生労働省に要望してきたが、2017年度の回答によると、国としては脱退一時金は特例であり、本来社会保障協定の締結によって解決すべきと考えており、将来廃止の方向で縮小を検討しているため拡充は困難であるということであった。引き続き脱退一時金に対する国の考え方を注視していく。

ねんど ていげん 2005年度・提言①

にほんご ぼご こ はいけい ねんれい のうりょく おう がくしゅうしえん
日本語を母語としない子どもが、その背景、年齢、能力に応じ学習支援
う しすてむ じゅうじつ
を受けることができるよう、システムをさらに充実させる。

1 生活言語(日常生活に必要な日本語)だけでなく、学習言語(学習に必要な日本語)が学べる体制づくりや教材開発を行う。

2 学習支援は、その子どもが通う学校や身近な地域で行うことができるようとする。



1, 2

ねんど
2020年度 A

1 日本語指導の体制見直しを行い、2020年度から、国際教室の設置基準を満たす、日本語指導が必要な児童生徒が5名以上いる全ての学校(37校)に国際教室を設置している。また、5名に満たない学校においても、教員免許を有する非常勤講師による巡回指導を実施し、すべての児童生徒が、在籍する学校で特別な教育課程に基づく指導が受けられる体制も整備した。さらに、新たな転入等で、日本語での学校生活に不安のある児童生徒に対しては、母語支援を主とした日本語初期支援員を、業務委託により迅速かつ確実に配置している。

国際教室担当者や非常勤講師に対しては、日本語指導実施にあたっての研修会を開催し、専門性の向上を図りながら、指導力のさらなる向上を図っている。

2 日本語指導体制の見直しを行い、2020年度から、国際教室の設置基準を満たす、日本語指導が必要な児童生徒が5名以上いる37校全てに国際教室を設置している。また、5名に満たない学校においても、教員免許を有する非常勤講師による巡回指導を行うことで、すべての児童生徒が、在籍する学校で特別な教育課程にもとづく指導が継続的に受けられる体制を整備した。

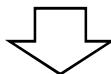
また、これらの教員による指導とともに、母語での支援を主とした日本語指導初期支援員の配置を、業務委託により迅速かつ確実に実施している。中学校の段階で支援をはじめた生徒については、実態に応じて時間数の延長対応も行っている。

さらに、担当課では「外国につながりのある児童生徒・保護者のための支援事業一覧」を作成して教員に情報提供を行い、地域の学習支援団体との連携も進めている。

ねんど ていげん 2005年度・提言②

がいこくじんしみん にほんじんしみん す かわさきし
外国人市民と日本人市民がともに住みやすい川崎市をつくっていくため
がいこくじんしみん しせいさんか いっそうすいしん
に、外国人市民の市政参加をより一層推進する。

- がいこくじんしみん はばひろ ぶんや いけん ひょうめい こうけん し かくしゅしんぎ かいとう さんか
1 外国人市民が幅広い分野で意見を表明・貢献することができるよう、市の各種審議会等に参加しやす
くするなど、環境整備に努める。
- がいこくじんしみん ちほうさんせいけんじつけん む くに はたら つと
2 外国人市民の地方参政権実現に向けて、国に働きかけるよう努める。



1, 2

ねんど 2021年度 B

- いらいもと し こくさいこうりゆうきょうかい しんぎ かいとう いいん がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃ すいせん
1 依頼に基づき、市や国際交流協会の審議会等の委員に外国人市民代表者会議の代表者を推薦
こうほうこううちょうしゅかんかいぎ がいこくじんしみん たい こうほう こうちょう じゅうようせい よ
した。そのほか、「広報広聴主管会議」で外国人市民に対する広報・広聴の重要性を呼びかけた。
こんご よ けいぞく
今後も、呼びかけを継続していく。
- がいこくじんしみん ちほうさんせいけん
2 外国人市民の地方参政権について、国会の動向等を注視していく。

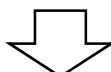
ねんど ていげん 2005年度・提言③

がいこくじんしみん ひつよう じょうほう ひろ しゅうち じょうほう ていきょう
外国人市民にとって必要な情報がより広く周知されるよう、情報の提供
ほうほう みなお おこな
方法について見直しを行う。

1 各区の区役所、市民館、図書館等に設置された外国人市民情報コーナーを改善する。

2 外国人登録窓口に来たすべての外国人に、多言語情報資料『川崎市に住む外国人の皆さんへ』を渡すようにする。

3 国際交流センター以外に、区役所など身近な場所にも外国人市民のための多言語相談窓口を設ける
よう検討する。



1 2021年度 B
かくくやくしょ しみんかん としょかん じょうほう ぶらざ こくさいこうりゅう せんた がいこくじんしみんじょうほう こ一なしきつ
各区役所、市民館、図書館、情報プラザ、国際交流センターの外国人市民情報コーナーを観察
はいか しりょう げんじょうかくにん おこな さい ふそく じょうほう ほじゅう たんとうしょくいん
し、配架されている資料の現状確認を行った。その際、不足している情報の補充を担当職員に
いらい がいこくじんしみん に一 ひごろ かんりほうほうとう ひありんぐ おこな
依頼するとともに、外国人市民からのニーズや日頃の管理方法等についてヒアリングを行った。
がいこくじんしみんじょうほう こ一な はいか しりょう たんとうしょくいん あ れんらく がいこくじんしみん
また、外国人市民情報コーナーに配架すべき資料について担当職員宛てに連絡し、外国人市民に
に一 たか たげんごじょうほう かくじつ はいか はたら か
とってニーズの高い多言語情報が、確実に配架されるよう働き掛けた。

2 2015年度 A
かわさきし す がいこくじん みな ないよう かいいてい かくくやくしょ しみんかん としょかんとう ねんどばん
「川崎市に住む外国人の皆さんへ」の内容を改訂し、各区役所と市民館や図書館等に2015年度版
はいふ
として配布する。
かくくやくしょでんにゅうまどぐち がいこくじんしみん ひつよう きほんてき じょうほう うえる かむせつと
また、各区役所転入窓口において、外国人市民に必要で基本的な情報（ウェルカムセット）を、
どういつき はいふ かいし
統一的に配布を開始した。

3 2007年度 A
ねん がつ かわさきやくしょ あさおくやくしょ げんご えいご ちゅうごくご たがろぐご がいこくじん
2006年10月から川崎区役所と麻生区役所において、3言語（英語・中国語・タガログ語）による外国人
そうだんまどぐち かいせつ ひとつき かい かい はんにち
相談窓口を開設している（一月に2回・1回当たり半日）。
しみん こうほう しせい し たげんご そうだんまどぐちあんないば すた 一 さくせい
市民への広報としては、市政だよりでお知らせしたり、多言語の相談窓口案内ポスターを作成し、
し しせつ しせんいき こうほうけいじばん しよ けいじ りょうしゃ すこ ふ
市の施設や市全域にある広報掲示板（545か所）などで掲示した。利用者は少しづつ増えているが、
そうだんまどぐち ふ し しみん こんご おお がいこくじんしみん りょう
まだ相談窓口が増えたことを知らない市民もいるので、今後も、より多くの外国人市民に利用される
こうほう
ように、広報していく。

ねんど ていげん 2007年度・提言①

にほんご ぼご こ にほん しゃかい じりつ せいかつ
日本語を母語としない子どもが日本の社会で自立して生活していくよ
 うに、義務教育修了後に進学を希望する子どもへの支援体制を整える。

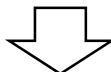
ちゅうがっこうそつきょう こうとうがっこうしんがく ひつよう きそてきがくりょく み さぼーと
1 中学校卒業までに高等学校進学に必要な基礎的学力が身につくようサポートする。

にほんごしどうとうきょうりょくはけんせいで じゅうじつ こ にほんごしゅうとじょうきょう おう はけんきかん はけん
(1) 日本語指導等協力者派遣制度を充実させ、子どもの日本語習得状況に応じて、派遣期間や派遣回数を工夫する。

がくしゅうしょん ほご かつよう けんどう
(2) 学習支援における母語の活用について検討する。

にほんご ほご こ ほごしや こうとうがっこうしんがくせめいかい じゅうじつ はんどぶっく さくせい
2 日本語を母語としない子どもと保護者のための高等学校進学説明会の充実や、ハンドブックの作成など、進学に関する情報の周知に努める。

こうとうがっこうにゆうがく にほんごしょん せいしんてき さぼーと あんてい がっこうせいかつ おく さまざま
3 高等学校入学後も、日本語支援や精神的なサポートなど、安定して学校生活を送っていくための様々な支援を行う。



1

ねんど
2020年度 A

にほんごしどうたいせい みなお ねんど にほんごしどうとうきょうりょくしゃ はけん はいし こくさいきょうしつ せつち
日本語指導体制を見直し、2020年度から日本語指導等協力者の派遣を廃止し、国際教室の設置基準に満たない、日本語指導が必要な児童生徒在籍数1~4名の学校においても、教員免許を有する非常勤講師が巡回することで、すべての児童生徒が、年間を通じて特別な教育課程に位置づいた指導が受けられる体制を整えた。

また、これらの教員とともに、母語での支援を主とした日本語初期支援を行なう支援員を、業務委託により配置した。支援員は、中学生に対しては支援の時間を延長できる仕組みとしている。さらに、希望する学校に通訳機器を配置し、日常のコミュニケーションや学習支援に役立てている。

2, 3

ねんど
2018年度 A

そぞうきょういくせんたー へんにゅうそうだん ちゅうがっこう へんにゅう ほごしや ほんにん たぶんかきょうせい
2 総合教育センターでの編入相談では、すべての中学校へ編入する保護者・本人に「多文化共生教育ネットワークかながわ」で作成している多言語の「公立高校入学のためのガイドブック」にそって特別枠受験、費用などについて時間をかけて説明の充実を図っている。11月実施の「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」は母語通訳の派遣を行った。

こうした取組を継続して実施するとともに、一層の周知にも努めていきたい。

ていじせいこうこう こう ひじょうきんこう はけん おこな にほんごしどう がっこうせいかつ さぼーと おこな
3 定時制高校3校で非常勤講師派遣を行い、日本語指導、学校生活のサポートを行っている。

こうとうがっこうていじせい にゅうがく がいこく せいと ねんねんぞうかけいこう にほんごしどうおよ がっこうてきおう
 高等学校定時制に入学する外国につながる生徒は年々増加傾向にあり、日本語指導及び学校適応などに対する支援ニーズは強くなっている。現在は各高等学校が独自に情報を集め、支援を各関係機関に依頼している形であるが、その方法を検討していく必要がある。

ねんど ていげん 2007年度・提言②

にほんご にほん しゅうかんとう ふな がいこくじんしみん きんきゅうじ こま
日本語や日本の習慣等に不慣れな外国人市民が緊急時に困らないよ
うな体制づくりをすすめる。

- 1 地震などの経験のない外国人市民も災害への心構えができるように、危険から身を守る方法、事前に準備しておくこと、避難の方法などが書いてある防災啓発資料を作成し、広く配布する。
- 2 災害がおこったとき、どの避難所でも災害用多言語ツールを使えるようにしたり、「やさしい日本語」やイラスト・絵文字(ピクトグラム)を使った表示をするなど、外国人市民にも十分に情報を伝えられる体制を整える。



ねんど 2008年度 A

1 「地震に自信を(緊急時の対応ガイド)」(英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ラオス語、カンボジア語版)を各区役所やイベント時に配布している。また、これまでにも多言語版防災マップ作成を対象としたパワーアップモデル事業補助金による支援、「ぼうさい出前講座」の開催、職員による防災講話等を実施している。
さらに2008(平成20)年度作成の「備える。かわさき」の防災マップを英訳した。日本語版の裏面に英語版を印刷し、外国人転入者や日本語学級などで配布した。
今後は、多言語の防災マップを作成するに当たって、外国人市民がどのような情報が必要としているのかを調査し、可能な限り反映させていくことを検討している。

2 現在の情報提供体制として、避難所標識に英語併記を行っており、マークを緑十字からピクトグラムへ変更している。また、今年度は、災害時に避難所等で必要な案内、注意、呼びかけなどを多言語で表示できるよう、災害時多言語ツールを各区防災担当者に紹介し操作方法を説明することで、普及を図った。
今後は、避難所運営会議などで、より一層の周知を図るとともに、災害時、速やかに各避難所で地域の特性にあった言語の表示ができるよう、掲示物を常備していくことの重要性を啓発していく。

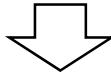
ねんど ていげん 2007年度・提言③

しみん もっと みぢか ぎょうせいまとぐち く やくしょ にほんご じゅうぶん
市民にとって最も身近な行政窓口である区役所で、日本語が十分でな
がいこくじんしみん たい じょうほうていきょう てきせつ おこな
い外国人市民に対する情報提供が適切に行われるようとする。

ちいき す さいていいげんひつよう せいかつじょうほう て い かくくやくしょ がい
1 どの地域に住むことになっても、最低限必要な生活情報を手に入れることができるよう、各区役所で外
こくじん しみん む ていきょう じょうほう とういつてき きじゅん すたんだーど せってい
国人市民向けに提供する情報についての統一的な基準(スタンダード)を設定する。

ちょうしゃない あんないひょうじ たげんご る び ふ がいこくじんしみん りょう く やくしょ
2 厅舎内の案内表示を多言語にしたりルビを振るなど、外国人市民にも利用しやすい区役所となるよう
はいりよ 配慮する。

たげんご がい いらすと え もじ びくとぐらむ とう かつよう だれ じょうほう さくせい
3 多言語以外にもイラストや絵文字(ピクトグラム)等を活用して、誰にでもわかりやすい情報を作成、
ていきょう 提供する。



1	ねんど 2015年度 A
かくくやくしょてんにゅうまどぐち がいこくじん みな ぶんべつ ぼうさい かん たげんごばん 各区役所転入窓口において、「外国人の皆さんへ」をはじめ、ごみの分別や防災に関する多言語版 しりょう がいこくじんしみん ひつよう きほんてき じょうほう とういつ うえる かむせつと はいふ かいし の資料などを、外国人市民に必要な基本的な情報を作成し、「ウェルカムセット」として配布を開始 した。	

2, 3	ねんど 2008年度 A
げんご ようご で 一 たしゅうおよ あんないぶんしゅう がいこくじんしみんじょうほう こ ー な ー げんごひょうき およ 6言語による用語データ集及び案内文集、「外国人市民情報コーナー(6言語表記+「i」)」及び そぞうあんない うけつけ げんごひょうき あんないひょうじばん ばん さくせい かくくやくしょ ししょ はいふ 「総合案内・受付(6言語表記+「?」)」の案内表示板(A3判)を作成し、各区役所・支所に配布した。 ひづづ だれ ひょうじ しよう はたら 引き続き、誰にでもわかりやすい表示の使用を働きかけていく。	

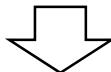
ねんど ていげん 2009年度・提言①

がいこく こうとうがっこうしんがく しえん じゅうじつ
外国につながる子どもたち[※]に高等学校進学のための支援を充実さ
せる。

1 外国につながる子どもたちが学校の授業や高等学校入試に適応するため、学習支援を受けられる仕組みを整備する。

2 高等学校入試について、市立高等学校において外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試制度の導入を検討する。そして、神奈川県に対し、在県外国人等特別募集を川崎市内の県立高等学校において実施することと、募集定員を拡大することを働きかける。

[※]外国籍の子ども及び国際結婚家庭の子どもや外国で成長した子ども等、外国に背景を持つ子どもたちのこと。



1 2016年度 A

今年度も、児童生徒に初期の日本語指導を1回2時間、週2回計72回(9か月)行った。また、中学3年生の学習支援(定期試験での母語通訳、定期的な学習支援、進路個人面談での母語通訳など)を日本語指導等協力者派遣事業の中で実施し、21校の中学校へ学習支援員を派遣した。日本語指導等協力者派遣事業について、学習支援員の研修を含めて、体制の整備を行うことことができた。今後は、整備した体制を活性化させ、よりよい学習支援をめざして学習支援員の研修を充実させていく。

2 2021年度 B

市内2校の県立高校で在県外国人特別募集が2017年度から実施されており、2021年度入学者選抜においては、募集定員合計145名のところ103名の受検者があった。市内中学校の卒業予定者数等の状況を踏まえながら、外国につながる子どもたちの進路実現に向け川崎市域における県立高校における在県外国人特別募集の定員増について県教育委員会と協議を行った。川崎市立高校への制度導入については、引き続き情報収集を行った。

2009年度・提言②

小・中学校における多文化理解教育の充実

1 小・中学校での多文化理解教育の中心である民族文化講師ふれあい事業[※]の今後の参考となる実践集を作成し、多文化理解教育を推進する。

2 多文化理解教育は、子どもたちのアイデンティティ形成や自己肯定の重要な機会になる。外国につながる子どもたちの文化や言葉を多文化理解教育に取り入れる。

[※] 外国人市民に、学校の授業等において自らの文化や国等のことについて講義や実演をしてもらうことで、日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重し合い、共に生きる豊かな社会を築いていくとする意識と態度を育んでいくことをねらいとする。1997年度から講師派遣を行っている。



1, 2

2014年度 A

1 今年度は、これまで「人権尊重教育実践集録」に掲載してきた民族文化講師ふれあい事業の取組や、2月に開催している交流会の内容などをまとめ、今後の民族文化講師ふれあい事業の参考となる「民族文化講師ふれあい事業実践集」を作成し、年度末に各学校に配布する予定である。

2 今年度も、民族文化講師ふれあい事業を継続して実施している。これまでの取組の中で、外国につながる子どもたちの文化や言葉、遊び等を取り入れて実践している学校も多くあり、子どもたちのアイデンティティ形成や自己肯定の向上及び多文化理解の推進につながっている。多文化共生に向けた取組がより充実した内容で行われた実践例が数多く報告されていることから、一定の成果を得たものと考える。

今後も、講師派遣団体と連携を図り、民族文化講師ふれあい事業の継続と充実、多文化共生教育の理解、周知を進めていく。

ねんど ていげん 2009年度・提言③

がいこくじんしみん あんしん ちいき いりょう う たいせい つく
外国人市民が安心して地域で医療が受けられる体制を作る。

1 国際交流協会や市民活動団体など関係機関が連携を図り、医療についての相談や病院への付き添い者派遣などの支援ができるようにする。

2 外国語で対応できる病院や、多言語医療問診票などの医療情報をまとめたリンク集を市のホームページ上に作る。

3 市内の医療機関で多言語医療問診票の利用や院内表示の多言語化をすすめるとともに、医療通訳者や付き添い者の利用ができるようにするなど、医療機関において外国人が受診しやすい環境整備を働きかける。



1

2020年度 A

2020年度の上半期（4月から9月）の川崎市国際交流センターの外国人窓口相談における医療相談の件数は76件で、今年度は上半期だけですでに昨年度1年間（87件）とほぼ同数の相談を受けた。専門性の高い医療についての相談や、特別なスキルが求められる病院への付き添い者の派遣については、AMDA国際医療情報センターやMICかながわ等の専門機関と連携し、相談者を紹介することが定着している。

2

2011年度 A

医療情報をまとめたリンク集を市の外国人市民施策担当のページに作成している。今後も情報が古くならないよう注意し、新しい情報を随時収集し、更新していく。

3

2011、2012年度 A

【健康福祉局において担当】2011年度 A
神奈川県が主体となった医療通訳派遣システム事業に協調し、市町村負担金を支出するとともに、かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会に参加し、医療通訳派遣システムの充実・強化を図り、今年度からは市立多摩病院、市立井田病院、川崎協同病院の3病院を協定医療機関に追加することができた。

今後も、神奈川県や県内他市町村と連携しながら、医療関連団体等への働きかけを行っていくことにより、引き続き外国人市民が受診しやすい環境の整備に努めていく。

【病院局において担当】2012年度 A

市立病院においては、受付窓口に神奈川県作成のガイドブックを設置する等、病院ごとに工夫し、外国人市民への円滑な対応に努めた。また、神奈川県医療通訳派遣システム事業に、市立3病院全て参加し、外国人市民が受診しやすい環境を整備した。

さらに、市立井田病院の再編整備に伴い、部分的に院内表記に英語を併記した。

ねんど ていげん 2009年度・提言④

がいこくじんしみん た よう か そ う だ に 一 す た い お う せ ン も ん て き ち し き も
外国人市民の多様化する相談ニーズに対応できる専門的な知識を持つ
じんざい ようせい もんだいかいけつ しえん
た人材を養成し、問題解決の支援ができるようにする。

- こくさいこうりゅうきょうかい しみんかつどうだんたいとう しょくいん く やくしょしょくいん たいしう せんもんてき けんしゅう じっし がいこくじん
1 國際交流協会や市民活動団体等の職員と区役所職員などを対象に専門的な研修を実施し、外国人市民の複雑で多様化した問題に連携して対応できるようにする。
- せんもんてき ち し き も じんざい く やくしょ がいこくじんそうだんまどぐち かつよう
2 専門的な知識を持った人材を区役所や外国人相談窓口などで活用できるようにする。



1, ねんど 2021年度 B

そ う む き か く き ょ く た ん と う
【総務企画局において担当】
かくかいそうべつけんしゅう おお かいそう たいしう ら 一 に ん ぐ し す て む し ょ う じんけん かか こ う ぎ
各階層別研修において、多くの階層を対象にeラーニングシステムを使用した人権に係る講義
じっし なか がいこくじんしみん かん だいさい あつか こんご かんけいぶしょ じゅうぶん きょうぎ ひ つづ
を実施し、その中で外国人市民に関する題材も扱った。今後も、関係部署と十分に協議し、引き続
かくかいそうべつけんしゅうとう がいこくじんしみん たい いしき ふく じんけん たぶん かきょうせい かか かもく じっし
き各階層別研修等において外国人市民に対する意識を含めた人権や多文化共生に係る科目を実施
しょくいん いしき こうじょう はか
し、職員の意識向上を図る。

し み ん ぶ ん か き ょ く た ん と う ね ん ど
【市民文化局において担当】2021年度 A
た ぶ ん か き ま う そ う ご う そ う だ な わ ン す と つ ぶ せ ン た 一 ね ン が つ そ う だ ン う け つけ じ か ン か く じ ゅ う が つ
「多文化共生総合相談ワンストップセンター」では、2021年4月に相談受付時間を拡充し、7月に
て れ び か い ぎ し す て む か つ よ う お ん ら い ん そ う だ ン か い し そ う だ ン し え ん た い せ い
は テ レ ビ 会 議 シ ス テ ム (ZOOM) を活用したオンライン相談を開始するなど、相談支援体制のさらなる
か く じ ゅ う は か そ う だ ン い い ん け ン し ゅ う な い ぶ け ン し ゅ う べ ン き ま う か い じ っ し が い ぶ き か ン じ っ し け ン し ゅ う
拡充を図った。相談員の研修については、内部研修・勉強会の実施、外部機関が実施する研修
せ つ き ま く て き さ ン か さ く ね ん ど ひ つ づ と り く み じ っ し な い ぶ け ン し ゅ う が い こ く じ ン し み ン そ う だ ン
への積極的な参加など、昨年度に引き続き取組を実施している。内部研修では、外国人市民の相談
に 一 す そ く け ン し ゅ う な い よ う く ふ う か ン け い き か ン ぎ ま う せ い ま ど ぐ ち れ ン け い
ニーズに即した研修となるように、内容も工夫している。また、関係機関や行政の窓口と連携した
そ う だ ン ひ つ づ と り く み じ っ し 相 談 に つ い て も、引 き 続 き 取 組 を 実 施 し て い る。

2 ねんど 2020年度 A

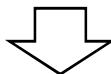
ね ン が つ た ぶ ン か き ま う そ う ご う そ う だ ン わ ン す と つ ぶ せ ン た 一 ど う せ ン た 一 ない せ っ ち と も な
2019年7月に多文化共生総合相談ワンストップセンターが同センター内に設置されたことに伴
げ ン ご べ と な む ご た い ご い ん ど ね し あ ご ね ば ー る ご つい か げ ン ご そ う だ ン い い
い、4言語（ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語）を追加し、11言語の相談員による
ま ど ぐ ち そ う だ ン じ ぎ ょう か い し が つ か く く や く し ょ ち い き し ン こ う か そ う だ ン じ ょ う ほ う た ん と う
窓口相談事業が開始された。また、10月に各区役所の地域振興課相談情報担当に
わ ン す と つ ぶ せ ン た 一 た ぶ ね つ と は い ふ そ う だ ン い い そ う だ ン
ワンストップセンターとつながるタブレットを配布し、相談員への相談ができるようになった。
た と し と り く み じ れ い と う さ ン こ う わ ン す と つ ぶ せ ン た 一 か ン け い ぶ し ょ れ ン け い
他都市の取組事例等を参考にしつつ、ワンストップセンターと関係部署との連携について検討していく。

2011年度・提言①

外国人市民に関する調査を、5年に1度実施する。

1 外国人市民が困っていることや生活に必要な情報が届いているか等の外国人市民の実態を把握するために、5年に1度調査を行う。

2 調査結果は、市民に公表するとともに、外国人市民代表者会議に報告する。また、市の施策で活用するものとする。



1 2020年度 A
提言を受けて2014年度に外国人市民意識実態調査（アンケート調査）を、2015年度に外国人市民意識実態調査（インタビュー調査）を実施した。2019年度にも外国人市民意識実態調査（アンケート調査）を実施したことから、5年に1度の調査が実施できている。引き続き、定期的な調査が実施できるよう努めていく。

2 2015年度 A
外国人市民意識実態調査（アンケート調査）の調査結果を外国人市民代表者会議に報告し、調査審議の検討材料として活用した。また、作成した報告書については、府内全局（区）及び関係団体等へ配布するとともに、市ホームページで公開し、市の様々な施策に活用した。

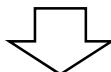
ねんど ていげん 2011年度・提言②

だれ はい ねんきんせいでくに はたら
誰にでも入りやすい年金制度を国に働きかける。

1 社会保障協定の締結国を増やし、できるだけ早く締結するよう国に働きかける。

2 年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。(2003年度提言の再提言)

3 年金制度に関する分かりやすい資料の作成を国に働きかける。



1

ねんど
2020年度 A

れいねん どうよう せいれいしていと しこくほ ねんきんしゅかんぶ かちょうかいぎ つう こうせいろうどうしよう こくみんねんきん かん
例年と同様、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に「国民年金に関する要望書」を提出した。

なお、2020年10月1日現在における社会保障協定発効国は20か国となっている。(ドイツ、英國、
韓国、米国、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、スペイン、アイルランド、
ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルグ、フィリピン、スロバキア、中國)
引き続き、社会保障協定締結国の拡充について、厚生労働省に働きかけていく。

2

ねんど
2018年度 A

たんきざいりゅうがいこくじん だつたいいちじきん しきゅうかにゅうきかん せつておよ しきゅうがく みなお せいれいしていと し
短期在留外国人の脱退一時金の支給加入期間の設定及び支給額の見直しについて、政令指定都市
から厚生労働省に要望してきたが、2017年度の回答によると、国としては脱退一時金は特例であり、
本来社会保障協定の締結によって解決すべきと考えており、将来廃止の方向で縮小を検討して
いるため拡充は困難であるとのことであった。この回答を踏まえ、政令指定都市国保・年金主管部課
長会議を通じて、社会保障協定締結国の拡充について厚生労働省に「国民年金に関する要望書」
を提出している。今後予定されている年金制度改革について、国の動向を注視し、市民サービスの
向上を図っていく。

3

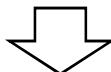
ねんど
2020年度 A

たげんご じょうほうていきょう じゅうじつ ようぼう も こ せいれいしていと しこくほ ねんきんしゅかんぶ かちょう
多言語による情報提供の充実についての要望を盛り込み、政令指定都市国保・年金主管部課長
会議を通じて、厚生労働省に要望書を提出した。また、2020年10月1日から、各区役所・支所の窓口
で年金機構が契約している電話による多言語通訳サービスの利用が開始された。引き続き、分かりや
すい資料の作成や年金事務所への外国語相談員配置や多言語電話通訳の導入について、厚生
労働省や日本年金機構に働きかけていく。

ねんど ていげん 2011年度・提言③

たぶんかりかいいょういくうきかいかくじゅうないようじゅうじつはか
多文化理解教育を受ける機会を拡充し、内容の充実を図る。
ねんど ていげん ほそくいん
(2009年度提言の補足意見)

- 1 小・中学校において、すべての児童生徒に対し、少なくとも1年に1回以上、多文化理解教育を行えるよう推進する。
- 2 多文化理解教育において、より多様な国や文化を取り入れることを推進する。



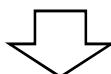
1	2021年度 B
かくがっこう たぶんかきょうせいきょういく ふく こくさいりかい かん とりくみ がくしゅうしどうようりょう そく 各学校において、多文化共生教育を含む国際理解に関する取組を学習指導要領のねらいに則 して行っている。また、「民族文化講師ふれあい事業」を「多文化共生ふれあい事業」に名称変更 し、今年度は78校で実施する予定である。この事業を実施した学校の児童は、「異文化体験の学習 で様々な国の文化を知ることができ、日本とのちがいも見つけられた」という感想をもった。また 担当教員からは、「異文化について子どもたちの理解が深まった」といった声が多く寄せられた。 今後も、学習指導要領のねらいに則し、各教科等の関係を図りながら、多文化共生教育がめざ す資質・能力を育むために多文化共生ふれあい事業をはじめとする取組を継続していきたい。	

2	2020年度 A
かくがっこう たぶんかきょうせいきょういく ふく こくさいりかい かん とりくみ がくしゅうしどうようりょう そく 各学校において、多文化共生教育を含む国際理解に関する取組を学習指導要領のねらいに則 して行っている。今年度の民族文化講師ふれあい事業においては、78校で多様な国々を取り上げ て実施する予定である。また、学校独自の予算を活用して、民族文化体験の実施を予定している学校 もある。 民族講師ふれあい事業も含めた多文化理解教育においては、児童生徒の国籍の多様化なども踏 まえ、合同校長会議や人権尊重教育推進担当者研修などを通じて多様な国や文化に触れる機会を 積極的に取り入れるよう周知している。	

ねんど ていげん 2011年度・提言④

がっこう もんだいかいつけ とりくみ すいしん ほごしゃ
学校におけるいじめ問題解決のための取組を推進し、保護者への
さぼーと じゅうじつ
サポートを充実させる。

- 1 対応事例を含めたいじめ問題に関する総合的な手引きを作成し、教育関係者等に配布して、いじめの未然防止や早期解決ができるようする。
- 2 保護者・児童生徒が学校でのいじめや悩みを母語で相談できる環境を整備し、多言語相談の広報に努める。



1 2018年度 A

2018年3月に「川崎市いじめ防止基本方針」を改訂し、改訂した内容について全市立学校へ周知しました。学校では、改訂した基本方針に基づき「学校いじめ防止基本方針」を作成し、保護者や地域に周知するとともに、いじめ問題の未然防止や早期発見・早期対応、組織的な対応について取組を進めています。また、2018年2月に教職員向けの冊子「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして〔10〕～いじめ問題の理解と対応～」を作成し、全教職員に配布して校内研修等を行った。さらに、2018年度も引き続き、教育委員会では、管理職の研修、児童生徒指導担当者及び初任者研修等において、いじめ問題に関する研修や研究協議を実施した。いじめ問題への対応力の向上に向けた取組を今後も続けていく。

2 2020年度 A

「国際教室担当者連絡協議会」等で担当教員に対し、帰国・外国人児童生徒受入れに当たっての心構えや留意点について研修を行い、理解を深めた。また、母語支援を主とした日本語初期支援を行う支援員を業務委託により配置し、児童生徒の学校生活及び日常生活への適応支援を行っている。さらに、コミュニケーションの支援として、希望する学校には通訳機器の配置を行っている。併せて、日本語に不慣れな児童生徒及び保護者等との相談等の際に、業務委託により通訳者を派遣できるようにした。

今後も、帰国、外国人児童生徒受入れに当たっての心構えや留意点について、研修を通じて国際教室の担当者や児童支援コーディネーター等の理解を深めていくとともに、多様な支援ツールや団体等との連携について周知することで、児童生徒および保護者に寄り添った支援ができるよう努めていく。

2013年度・提言①

区役所における外国人市民を対象としたサービスを充実させる。

1 情報提供について(2001年度、2005年度、2007年度提言の再提言)

(1) 転入者に対して住民登録窓口で渡す情報について市内で共通の内容を定めた「ウェルカムセット(仮称)」を作成し、各区の窓口で最低限必要な情報が得られるようとする。

(2) 外国人市民に対しては、外国人市民に必要な基本的な情報(特に、生活・防災・医療など)の英語版を「ウェルカムセット(仮称)」に加えるとともに、外国人市民情報コーナーがあることを多言語資料で案内する。

また、すでに多言語で作成されている資料を有効に活用するために各担当窓口だけではなく、外国人市民情報コーナーにもそれらの資料を揃えるなど情報の集約と充実を図る。

(3) 外国人市民にとって重要な情報については、中長期的に多言語化を推進し情報提供の充実を図る。

2 窓口サービスについて

(1) 区役所を訪れた外国人市民が目的に即した窓口にたどりつくことができるよう、担当窓口へ案内を行える体制を整備し窓口を明示する。

また、各窓口においては、外国人市民への対応に必要な業務知識の共有や説明能力の向上等のための人材育成を行うとともに組織的に対応できるようにする。

(2) 市が英語(ローマ字)で発行することができる証明書が一部あることを広く周知し、利用を促進する。



1(1)

2015年度 A

【各区役所において担当】
各区役所にて、区民課で転入者に対し、生活中必要な最低限の情報を「ウェルカムセット」として、市内共通の資料を窓口で配布している。今後も配布を継続していくとともに、各区で情報交換しながら、内容の充実や更新等、継続的にサービスの向上に取り組んでいく。

1(2)

2016年度 A

【各区役所、市民文化局において担当】
外国人市民向けの多言語資料(「川崎市に住む外国人の皆さんへ」「川崎市資源物とごみの分け方・出し方」等)について、各区役所で転入者向け資料のセットと合わせて統一的に配布を行っている。外国人市民情報コーナーについて、初めて区役所を訪れた外国人市民にも情報収集しやすいようにレイアウトを工夫した上で、生活中必要と考えられる情報が得られるよう資料を揃えて配布している。また、外国人市民情報コーナーを案内する多言語資料を継続して配布している。今後も、外国人情報コーナーの配布物の定期的なチェックを行って、最新の情報を提供していくとともに、外国人市民が窓口を訪れた際には外国人情報コーナーに情報が集約されていることを積極的に案内していく。

1(3)

ねんど
2020年度 A

【市民文化局において担当】

例年、「広報広聴主管会議」等で「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の説明を行い、市HPの多言語サイトへのコンテンツ掲載を含めた多言語での広報の推進について依頼している。毎年10月1日現在の市内の多言語広報資料の情報をとりまとめた「多言語広報資料一覧」によると、2020年度の多言語資料は昨年より増加し118点であり、対応言語数は18言語に達した。「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の表1「多言語広報の優先順位の基準」に掲げる情報については一通り多言語化が実施されており、情報提供における多言語化の推進は着実に進んだ。引き続き、多言語化を推進するよう働きかけていく。

2(1)

ねんど
2021年度 B

【各区役所において担当】

各区において、多言語を併記したフロア案内表示を行っている。また、区独自の取組として、外国人市民用窓口ガイドの作成、多言語に対応した総合案内掲示や案内サインの設置、タブレット端末を用いた翻訳・通訳対応、英語版応対マニュアルの作成、「やさしい日本語」を用いた窓口業務に関する職員向け講座等の取組を行っている。外国人来庁者に対する接遇の向上に努めているが、現状では外国人が来庁した際の案内に苦慮するケースも多い。外国人市民が来庁した際の円滑な対応に向けて、今後も人材育成や組織的な対応に努めていく。

2(2)

ねんど
2021年度 B

【市民文化局において担当】

引き続き、情報収集を行うとともに、周知方法について検討を進めた。

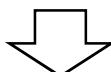
2013年度・提言②

がいこくじんほごしゃあんしんにほんこかていきょういくおこなにほん
外国人保護者が安心して日本で子どもの家庭教育を行えるよう、日本
がっこうきょういくしきせいどりかいふかとりくみ
の学校や教育の仕組み・制度についての理解を深めるための取組を
せつきょくよてきすいしん
積極的に推進する。

(1996年度、2001年度、2003年度、2011年度提言の補足意見)

1 日本の学校や教育の仕組み・制度について知るための多言語資料の提供や説明のための機会を設ける。

2 子育て中の外国人保護者が地域の保護者や子育て経験者と交流できる場所や機会を提供する。



1 2015年度 A

ほんがっこうきょういくしききょういくせいどとうたげんごきさいもんぶかがくしょうさくせい
日本の学校や教育の仕組み・教育制度等について、多言語で記載されている文部科学省作成の
しゅうがくがいどぶつくきこくがいこくじんじどうせいとういこんだんさいてわたせつめい
就学ガイドブックを帰国・外国人児童生徒の受け入れ懇談の際に手渡して説明している。また、
かくしょうちゅうがっこうめいせつちしきこくがいこくじんじどうせいときょういくたんとうしやあつけんしゅうなか
各小・中学校に1名ずつ設置している帰国・外国人児童生徒教育担当者を集める研修の中でもこ
さっしそうかいかくがっこうがいこくせきかくかていしりつがっこうしみんかんくやくしょくみんかじどうかていか
の冊子を紹介し、各学校においても外国人保護者に説明してもらえるよう担当者に周知した。
しりつしょうがっこうにゅうがくがいこくせきかくかていしりつがっこうしみんかんくやくしょくみんかじどうかていか
さらに、市立小学校へ入学する外国籍の各家庭、市立学校、市民館、区役所(区民課・児童家庭課)、
こくさいこうりゅうせんたーかんしゅうがくかかてつづじゅんびせつめいけいさいがいこくじん
国際交流センター、ふれあい館に就学に関わる手続きや準備などの説明を掲載した「外国人
ほごしゃようしゅうがくはんぶつくげんごそうふこんねんどさっしおかみかいていにほんご
保護者用就学ハンドブック」(7言語)を送付しているが、今年度から冊子の中身を改訂し、日本語
がっこうきょういくしききょういくせいどとうせつめいペーじくわはいふ
学校や教育の仕組み・教育制度等を説明するページを加えて配布した。

2 2015年度 A

きょういくぶんかかいがんしみんかんじっししゃかいきょういくしんこうじょうこそだ
教育文化会館・市民館で実施する社会教育振興事業において、「子育てひろば」や
ふりーすペーすとうめいしようちいきほごしゃどうしこそだけいんしやこうりゅうきかいていきょうおこな
「フリースペース」等の名称で、地域の保護者同士や子育て経験者と交流できる機会の提供を行
っている。多摩市民館においては外国人保護者に対象を絞った子育てひろばも開設している。(4月
たましみんかんがいこくじんほごしゃたいしようしほこそだかいせつがつ
がつぜんかいよてい～3月、全11回予定)
つうじょうきかいていきょうくわさんかきかいがいこくじんこそだていちゃくいってい
通常の機会提供に加え、より参加しやすい機会としての「外国人子育てひろば」も定着し、一定
さんかしゃこんごたげんごこうほうつうやくほじょがいこくじんほごしゃあんしんさんかたいせい
の参加者があった。今後も、多言語広報、通訳補助など、外国人保護者が安心して参加できる体制の
せいびつと整備に努める。

2013年度・提言③

外国人市民が安定した家庭生活のもと、その能力や労働力を發揮し
日本の社会・経済に貢献できるよう、出入国管理行政の改善を法務
大臣に働きかける。

1 在留資格「家族滞在」の「家族」の範囲に在留外国人及びその配偶者の親を含めることを国に働きかける。

2 在留資格「永住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者」「定住者」を持つ在留外国人が当該資格を有する期間に限り、その親が日本に滞在できるようにすることを国に働きかける。

3 1、2の場合において、親の在留期間更新手続きが必要な時は、日本国内で行えるようにすることを国に働きかける。



1, 2, 3

2021年度 B

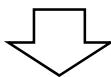
出入国管理行政について、国の動向や各自治体の取組等の情報収集に努めた。引き続き情報収集を行っていく。

ねんど ていげん 2015年度・提言①

がいこくじんしえん じょうほうていきょう じょうほうはっしん そうだんまどぐち たぶんかきょうせい すいしん
外国人支援（情報提供・情報発信、相談窓口）と多文化共生の推進
いぶんかこうりゅう こくさいりかい そくしん いばしょ ねつとわーく もくべき
(異文化交流、国際理解の促進、居場所やネットワークづくり)を目的と
し、市民と行政、また市民同士をつなぐ中間支援組織の役割をはたす
ちいき きよてん すいしん
地域の拠点づくりを推進する。

1 「多文化共生ラウンジ(仮)」を市内の複数か所に設置する。

かわさきしこくさいこうりゅうきょうかい ぎょうせい きょうりょく かくきょてんどうし そうごれんけい ねつとわーく
2 川崎市国際交流協会は、行政とも協力しながら各拠点同士の相互連携やネットワークづくりにおいて
しゅどうてき やくわり にな つと
主導的な役割を担うよう努める。



1 2021年度 B

せいかつおりえんてーしょんがくしゅうしえん きかく じっし なか さんかしゃ あんけーと おこな
生活オリエンテーションや学習支援の企画を実施し、その中で参加者へのアンケートを行い、
がいこくじんしみん じょうきょう に 一 ずはあく つと
外国人市民の状況やニーズ把握に努めた。

2 2021年度 B

こうえきざいだんほうじんかわさきしこくさいこうりゅうきょうかい ねん がつ がつ かんこう ぼらんていあつうやく
公益財団法人川崎市国際交流協会が 2021年10月から 11月までに、観光ボランティア通訳
せみなー かいかいさい かわさきし く がいこくじん たいおう じんざいいくせい けんしゅう おこな がつ
セミナーを5回開催し、川崎市に来る外国人に対応できる人材育成の研修を行った。また、9月か
がつ たぶんかきょうせいしやかいしんじぎょう がいこくじんしみん きょうせい せみなー
ら 11月までに、多文化共生社会推進事業として、外国人市民と共に生するまちづくりセミナーを3
かいかいさい しのみん さんか つう たぶんかきょうせい すいしん む とりくみ おこな がつ がつ
回開催し、市民の参加を通じて、多文化共生の推進に向けた取組を行った。また、11月から 12月
えいご ちゅうごくご かんこくご こくさいりかいこうざ かいさい こくさいりかい そくしん はか
に、英語・中国語・韓国語による国際理解講座を開催し、国際理解の促進を図った。
たぶんかきょうせいらうんじかり せつち じつけん せつち む けんとう さい
「多文化共生ラウンジ(仮)」の設置はまだ実現していないが、設置に向けて検討される際には、
さまざまとりくみ つう うんえい しえんとう けんとう
様々な取組を通じて運営・支援等を検討していく。

ねんど ていげん 2015年度・提言②

がいこくじんしみん あんしん にほん こそだ しゅっさん こそだ かん
外国人市民が安心して日本で子育てができるよう、出産・子育てに関する多言語情報の提供を促進する。

1 外国語版母子健康手帳の窓口での提供および広報・周知を促進する。

かくく さくせい こそだ がいどぶつく たげんごか すいしん ゆうこう かつよう
2 各区が作成している子育てガイドブックの多言語化を推進するとともに、それが有効に活用されるよう
がいこくじんしみん ていきょう つと
外国人市民への提供に努める。



1 2018年度 A
げんご がいこくごばん ほしけんこうてちょう まどぐち ていきょう こんご ひつよう ひと ひつよう どど
9言語の外国語版母子健康手帳を窓口で提供している。今後も必要な人に必要なものを届けるよ
じぎょう けいぞく じっし
う事業を継続して実施する。

2 【川崎区にて担当】2016年度 A
かわさきく たんとう ねんど
6言語版子育てガイドブックや多言語資料を窓口や情報コーナーだけでなく、地域子育て支援
せんたー ぶんかせんたー ほいくえんとう くないこそだ しょんきかん はいか
センターやこども文化センター、保育園等の区内子育て支援機関でも配架している。また、区役所内
こそだ しょんかんけいき かん はいか がいこくごばん けいぞく ぞうさつ
だけでなく、子育て支援関係機関に配架するために、外国語版を継続して増刷している。

【幸区にて担当】2016年度 A
さいわいく たんとう ねんど
「外国人の方へ」のページを設け、川崎市と神奈川県のホームページ（多言語版）のQRコードを
けいさい みぢか じょうほう かんじすべ るび つけいさい にんぶ かた そだんじ
掲載とともに、身近な情報について漢字全てにルビを付けて掲載している。妊婦の方へ相談時
がいこくごばん ほしけんこうてちょう いつしょ あんない かつよう
に外国語版母子健康手帳と一緒に案内し、活用している。

【中原区にて担当】2021年度 B
なかはらく たんとう ねんど
年齢に応じた窓口案内を多言語で作成し、併せて、かながわ国際交流財団が作成した外国人
じゅうみんむ こそだ しょんばんふれつと かつよう そうだんまどぐち てきかく たげんごじょうほう
住民向けの子育て支援パンフレットを活用して、相談窓口に的確につながるよう多言語情報の
ていきょう すす
提供を進めた。

【高津区にて担当】2020年度 A
たかづく たんとう ねんど
こそだ じょうほう がいど ほつ がいこくじん かた いくじしえん にほんごきょうしつ
子育て情報ガイド「ホツとこそだて・たかつ」に、外国人の方への育児支援として、日本語教室、
がいこくご そだんまどぐち にんしん しゅっさん かん てつづ けんこうしんさ わく ちんせつしゅ じょせいきん いりょうきかん
外国語による相談窓口、妊娠・出産に関する手続き、健康診査とワクチン接種、助成金、医療機関
およ ほいく もうしこみほうほう がいこくじんしみん じゅうよう おも じょうほう えいご にほんご
及び保育の申込方法などの、外国人市民にとってもっとも重要と思われる情報を英語と日本語
る び つき きさい どうがいど にんしんとどけていしゆつじ ほしけんこうてちょう どうじ こうふ
ルビ付きにて記載した。同ガイドは、妊娠届提出時に、母子健康手帳と同時に交付しているほか、
ほけんねんきんか じどうかていか はいふ ねん しけんでき くやくしょ かいいりぐちふきん
保険年金課、児童家庭課でも配布している。また、2020年から試験的に区役所1階入口付近にて
らいちょうしゃ たいしょう さつし こうふ いつそうおお がいこくじんしみん こうふ
来庁者を対象に冊子を交付することにした。このことにより、より一層多くの外国人市民に交付す
かのう
ることが可能になった。

【宮前区にて担当】2017年度 A

「みやまえ子育てガイドブックとことこ」の改訂に当たり、「外国人の方への支援」のページを追加し、生活に必要な情報を掲載するホームページや、相談窓口の連絡先等を掲載した。

【多摩区にて担当】2016年度 A

関係部署と連携を図り、「多摩区地域子育て情報ブック」に『外国籍の親子のページ（全6ページ）』を設け、日本語と英語の併記又は日本語にはルビを付ける等の工夫をした。出生から就学前までにおける手続き等の情報を中心に掲載している。

【麻生区にて担当】2020年度 A

子育てガイドブック内の「外国人の方に向けて」ページにて、必要と思われる手続き、案内等を英語表記で掲載している。子育てガイドブック改訂に際して、QRコードでのリンク貼り付けを増やした。川崎市ホームページ内の外国人向けページへのリンクや、その他団体へのページリンクを掲載することで、紙面で提供できる限られた情報をだけでなく、他の情報収集を行うツールにつながるよう配慮を行った。

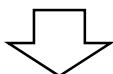
ねんど ていげん 2015年度・提言③

がいこく こ げんご かべ こうとうがっこう しんがく
外国につながる子どもたちが、言語の壁によって高等学校への進学を
あきら にゅうしせいど にゅうがくご しえん じゅうじつ
諦めることがないよう、入試制度および入学後の支援を充実させる。
ねんど ていげん さいていげん
(2009年度提言の再提言)

1 川崎市立の高等学校において、外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試制度を導入する。

かながわけんりつ こうとうがっこう がいこく こ はいりよ とくべつ にゅうしせいど どうにゅう
2 神奈川県立の高等学校において現在実施されている在県外国人等特別募集枠(在県枠)について、
がっこうすう ていいんすう ふ ねんいない じょうけん かんわ はたら かわさきしない
学校数と定員数を増やすとともに、3年以内という条件を緩和するよう働きかける。また、とくに川崎市内
けんりつこうこう さいけんわく せつち はたら の県立高校において在県枠が設置されるよう働きかける。

3 受験時における配慮だけではなく、学校生活にスムーズに適応できるよう日本語指導をはじめとする
にゅうがくご う い たいせい せいび じゅうじつ 入学後の受け入れ体制についても整備、充実させる。



1 2021年度 B
かわさきしりつこうこう とくべつ にゅうしせいど どうにゅう ざいけんがいこくじんとうとくべつぼしゅうせいど おこな
川崎市立高校への特別な入試制度の導入について、在県外国人等特別募集制度がすでに行われ
がっこう けいたい ばしゅうじょうきょうとう ひ づ じょうほうしゅうじゅう おこな きそくかいせいとう
ている学校での形態や募集状況等について、引き続き情報収集を行うとともに、規則改正等の
じゅんび きょうしょくいん はいち けんとう 準備と教職員の配置を検討している。

2 2021年度 A
かながわけんこうりつこうとうがっこうにゅうがくしゃせんばつ かながわけんこうりつこうとうがっこうきょうぎかい にゅうがく
神奈川県公立高等学校入学者選抜については、神奈川県公私立高等学校協議会において、入学
でいいんかいかく せんばつについてとう きょうぎ ねんどにゅうがくしゃせんばつ ざいけんがいこくじんとうとくべつぼしゅう
定員計画、選抜日程等を協議している。2021年度入学者選抜においては、在県外国人等特別募集と
けんないこうりつこうこう じっし ほしゅうていひんごうけい めい めい じゅけんしゃ ねんど
して県内公立高校で実施され、募集定員合計145名のところ103名の受検者であった。また、2022年度
にゅうがくしゃせんばつ にゅうこくご ざいりゅうきかん つうさん ねんいない ねんいない じょうけん かんわ
入学者選抜においては、入国後の在留期間が通算で3年以内から6年以内となり条件が緩和され
た。
こんご けんりつこうこう ざいけんがいこくじんとくべつぼしゅうわく こんご けんないおよ ほんしき はいちじょうきょう
今後も、県立高校における在県外国人特別募集枠について、今後の県内及び本市域での配置状況
はあく かくこう しがんじょうきょう ふ ぼしゅうわく けんきょういくいいんかい ひ づ きょうぎ
を把握するとともに、各校の志願状況を踏まえて、募集枠について県教育委員会と引き続き協議
していく。

3 2021年度 B
さいわいこうこうぜんにちせい かわさきこうこうでいじせい かわさきそうごうかがくこうこうでいじせい たちはなこうこうでいじせい たかつこうこうでい
幸 高校全日制、川崎高校定時制、川崎総合科学高校定時制、橘 高校定時制および高津高校定
じせい にほんご せんもんき しどう おこな ひじょうきんこうし はいち にほんごしどう ひつよう
時制に、日本語の専門的な指導を行える非常勤講師を配置している。とくに日本語指導が必要な
せいと おお ざいせき かわさきこうこうでいじせい めい ひじょうきんこうし はいち しりつ
生徒が多く在籍している川崎高校定時制については、4名の非常勤講師を配置している。また、「市立
こうどうがっこうかいすいしんけいかく だい じ けいかく とりくみ じゅうじつ はか しめ けんとう オオ
高等学校改革推進計画」第2次計画においても、これらの取組の充実を図るよう示し、検討を進め
ている。

ねんど ていげん 2015年度・提言④

にゅうきょさ べつ かいしょう とりくみ すいしん ねんどていげん
入居差別を解消するための取組を推進する。(1996、1997年度提言の
さいいていげん
再提言)

1 入居差別解消に向けた取組を進めるための相談窓口を設置する。

2 川崎市住宅基本条例を不動産会社や家主だけでなく、外国人市民へも周知する。

3 川崎市居住支援制度の利用促進のための取組を行う。



1

ねんど
2019年度 A

がいこくじん ふく じゅうたくかくほようはいりょしゃ す さが そうだん たいおう そうだんまどぐち
外国人を含めた住宅確保要配慮者からの住まい探しの相談に対応する「すまいの相談窓口」につ
いて『周知チラシ』と『多言語(10言語)対応のホームページ』を作成し、その中で差別解消の相談
窓口についても案内を行った。引き続き、同チラシ等による周知を行っていく。

2

ねんど
2019年度 A

がいこくじん ふく じゅうたくかくほようはいりょしゃ す さが そうだん たいおう そうだんまどぐち
外国人を含めた住宅確保要配慮者からの住まい探しの相談に対応する「すまいの相談窓口」につ
いて『周知チラシ』と『多言語(10言語)対応のホームページ』を作成し、その中で住宅基本条例
についても案内を行った。引き続き、同チラシ等による周知を行っていく。

3

ねんど
2019年度 A

しゅうちょうばんふれつと げんご かくくやくしょ がいこくじんしみんじょうほう こーなー はいか
周知用パンフレット(6言語)を各区役所の外国人市民情報コーナーへ配架した。

2015年度・提言⑤

「やさしい日本語」による情報提供を充実させる。

1 「やさしい日本語」に関するガイドラインを作成する。

2 市ホームページにおける「やさしい日本語」による情報を増やすとともに、それらを集約し、外国人市民が利用しやすいものとなるようホームページを改善する。



1

2021年度 A

「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」を2021年3月に策定し、市ホームページやSNS等を通して広報を行った。また、ガイドラインの周知・活用を推進するための研修を実施した。

2

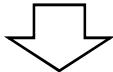
2021年度 B

「広報広聴主管会議」を通して「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」策定を周知し、〈やさしい日本語〉での情報の充実を呼びかけた。また、新型コロナウイルス感染症関連情報や、ワクチン情報を市ホームページに〈やさしい日本語〉で掲載するなど、市ホームページにおける〈やさしい日本語〉で書かれた情報の充実に努めた。

2017年度・提言①

外国人市民が自立した市民として、安心して生活が送れるよう支援する。

1 新たに転入してきた外国人市民を主な対象に、行政の制度や情報、生活を送る上でのルールやマナー、川崎市の魅力などを説明するオリエンテーションを開催する。

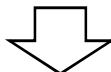


1	2021年度 B
市民文化局多文化共生推進課では、自治体国際化協会の助成金を活用する形で、生活オリエンテーションを1回試行的に実施した、さらに年度内にはあと2回実施予定である。公益財団法人川崎市国際交流協会では、多文化共生推進課が実施した生活オリエンテーションに相談員を派遣し協力するとともに、今後の生活オリエンテーションの開催手法の参考とした。	

ねんど ていげん 2017年度・提言②

さいがいじ ひなんじよ たぶんかきょうせい がいこくじんしえん 災害時における避難所での多文化共生と外国人支援のための仕組み づくりを推進する。

- 1 外国人市民が日本人市民と協力して避難所の運営に関わることができるように、代表者会議が作成した多言語版の「受付シート」を活用する。
- 2 避難所に来た外国人市民の情報や状況・状態などを正確に把握するために、一般財団法人自治体国際化協会(以下CLAIRという)が作成した「多言語避難者登録カード」を活用する。
- 3 災害時の外国人支援のための様々なツールが確実に活用されるよう、CLAIRが作成したツールの存在を各区の避難所運営マニュアルに記載する。(2007年度提言の補足意見)
- 4 日本語が不自由な外国人市民のために、代表者会議が作成した多言語版の「り災証明書交付願『記入ガイド』」を活用する。



1, 2, 3, 4

ねんど
2018年度 A

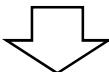
- 1 外国人市民代表者会議が作成した「受付シート」7言語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ロシア語)を、2018年8月に改定した「避難所運営マニュアル」の様式集に掲載した。今後も、避難所運営訓練等を通じて、活用等の周知を図る。
- 2 自治体国際化協会(CLAIR)が作成した「避難者登録カード」7言語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ロシア語)を、2018年8月に改定した「避難所運営マニュアル」の様式集に掲載した。
- 3 自治体国際化協会(CLAIR)のホームページ上に掲載された「災害時多言語表示シート」を参考にする旨を、2018年8月に改定した「避難所運営マニュアル」上に掲載した。
- 4 区担当者会議で説明した上で、罹災証明の申請・発行を担当する各区に対し、多言語版の「り災証明書交付願『記入ガイド』」を送付し、災害時の活用を促した。

ねんど ていげん 2017年度・提言③

がいこくじんしみん こそだ しゅうろうしえん ほいく りょうしんせい さぽーと
外国人市民の子育ておよび就労支援として、保育の利用申請をサポート
するための多言語による支援の充実を図る。

1 代表者会議が作成した多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を活用する。

2 日本語が苦手な外国人市民のために、多言語に対応した相談の機会を設ける。



1 2018年度 A
かくくやくしょじどうかでいか かくちくけんこうふくしすてーしょん だいひょうしゃかいぎ さくせい たげんごばん えいご
各区役所児童家庭課・各地区健康福祉ステーションにて、代表者会議が作成した多言語版（英語、
ちゅうごくご かんこく ちょうせんご たがろぐご ほいくあんない がいよう ほいくしんせい ちえつくりすと しゅうち
中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語）の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を周知・
はいふ がいこくじんしみん まどぐらうだんじ かつよう
配布し、外国人市民の窓口相談時に活用した。
ろしあご すべいんご ぼるとがるご こんごたいおうよてい
また、ロシア語・スペイン語・ポルトガル語については、今後対応予定。

2 2019年度 A
かわさきく たんとう ねんど
【川崎区にて担当】2018年度 A
たいしようしゃ きぼう おう ほいく りょうそうだん ひつよう でんわ つうやくさー びす がいこくご
対象者それぞれの希望に応じた保育の利用相談が必要であるため、電話の通訳サービスや外国语
か がいこうしりょう ちず ほいくさー びす はやみひょう だいひょうしゃかいぎ さくせい たげんごばん ほいく
で書かれた概要資料、地図、保育サービスの早見表、また、代表者会議が作成した多言語版の「保育
あんない がいよう ほいくしんせい ちえつくりすと かつよう こべつそうだん たいおう
案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を活用し、個別相談に対応している。

さいわいく たんとう ねんど
【幸区にて担当】2019年度 A
たげんごばん ほいくあんない がいよう ほいくしんせい ちえつくりすと しめ こべつ にゅうしょしんせい ひつよう
多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を示しながら個別に入所申請の必要
しょりい あんない じどうかでいか せつち たぶれつと くやくしょつやくさー びす りょう
書類を案内したり、児童家庭課に設置しているタブレットの区役所通訳サービスを利用した。

なかはらく たんとう ねんど
【中原区にて担当】2019年度 A
ねん がついたち げんご たいおう たぶれつと しきたんまつ かつよう たげんごつうやくさー びす どうにゅう
2019年4月1日に13言語に対応したタブレット式端末を活用した多言語通訳サービスを導入し
にほんご にがて がいこくじんしみん らいちょう さい ほいくじょ りょうしんせい そุดんじ たぶれつと しきたんまつ
た。日本語が苦手な外国人市民が来庁した際に、保育所の利用申請や相談時に、タブレット式端末
もち てれ びつうわ でんわつうやく かつよう たげんご しえん じゅうじつ はか
を用いたテレビ通話や電話通訳を活用し、多言語による支援の充実を図った。

たかつく たんとう ねんど
【高津区にて担当】2019年度 A
たぶれつと たんまつ つうやくおよ でんわつうやく ねん がつ どうにゅう かつよう
タブレット端末によるTV通訳及び電話通訳を2019年4月から導入した。それらを活用すること
がいこくじんしみん こみゅにけーしょん こうじょう ほいくじょあんないぎょうむ ほいくじょにゅうしょとう かくてつづ
で、外国人市民とのコミュニケーションが向上し、保育所案内業務や保育所入所等の各手続き時に
たげんご たいおう しえん そุดんぎょうむ おこな おいて、多言語に対応した支援・相談業務を行うことができた。

【宮前区にて担当】2019年度 A

英語のできる職員が対応又は片言の英語で対応するか、「保育案内【概要】」を使用し簡易的な案内をするに加え、今年度からは児童家庭課に設置しているテレビ通訳タブレット端末を用いて、多言語による保育利用申請等の相談に対応している。

【多摩区にて担当】2019年度 A

外国人市民から相談を受ける際に、職員が窓口備え付けのタブレットを用いた多言語通訳サービスツールを活用し、保育利用申請等について多言語で説明を行った。

【麻生区にて担当】2018年度 A

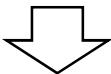
日本語が苦手な外国人市民からの相談について、他部署が所有するタブレット端末を活用し、TV通訳を通して相談内容を把握し、回答することで対応した。

ねんど ていげん 2019年度・提言①

がいこくじんしみん こそだ しえん にゅうようじけんこうしんさ たげんご
外国人市民の子育て支援として、乳幼児健康診査のための多言語によ
る支援の充実を図る。

1 だいひょうしゃか いぎ さくせい もんしんひょう たげんごきにゅう がいど かつよう
代表者会議が作成した問診票の「多言語記入ガイド」を活用する。

2 にゅうようじけんこうしんさ ほしほけんじぎょう かか じょうほう たげんごか すいしん
乳幼児健康診査やそのほかの母子保健事業に関わる情報の多言語化を推進する。



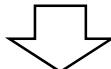
1 2020年度 A
市ホームページ内「子どもの健診」にて多言語記入ガイドPDF版を掲載し、問診票として自由にダウンロードできるようにした。また、毎月発送する乳幼児健診の対象者宛て案内通知の封筒に多言語記入ガイドの紹介及びホームページのQRコードを印刷して全対象者へ周知をした。今後、多言語記入ガイドをより一層活用してもらえるよう、掲載先のホームページの構成を工夫する。

2 2021年度 A
乳幼児健康診査の帳票類について多言語版（11言語）を作成し、市ホームページ内「子どもの健診」に掲載し市民が活用できるようにした。職員向けのものは府内に公開し、各区の必要に応じて加工して使用できるようにした。また、そのほかの母子保健事業に関わる情報や各区で実施している事業の帳票類も多言語化し、各区で活用している。

2019年度・提言②

日本語指導が必要な児童生徒が安心して学校生活を送れるよう日本語支援の充実を図る。

- 1 日本語指導が必要な子どもに対して総合的に支援ができるような体制を整備する。



1 2020年度 A

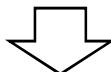
これまで教育委員会において、多文化共生教育の推進全般に関しては総務部が、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援については総合教育センターカリキュラムセンターがそれぞれ所管していたが、今年度の組織改編により、すべて教育政策室人権・多文化共生教育担当の所管となった。これにより、日本語指導が必要な子どもに対し総合的に支援ができるようになった。併せて、予算の拡充などにより、日本語指導の体制を抜本的に見直したことで、日本語指導が必要なすべての児童生徒に対し支援の手が行き届くようになった。

今後も、日本語指導が必要な児童生徒への支援について、研修等を通じて職員や学校の支援力の向上に努めていく。また、今年度から実施した新たな施策を検証するとともに、児童生徒への適切な支援のあり方について、社会情勢や他都市の状況等を踏まえながら、引き続き検討を続けていく。

ねんど ていげん 2019年度・提言③

がいこくじんろうどうしゃ てきせい しゅうろう む とりくみ すいしん
外国人労働者の適正な就労に向けた取組を推進する。

- 1 労働関連法が遵守され、公正な待遇が確保されるよう事業主等への啓発と適切な監督指導を徹底するとともに、外国人労働者への啓発と情報提供の充実を図るよう国に働きかける。
- 2 外国人を雇用する事業主等に対して、外国人の雇用ルールに関する啓発と情報提供を充実させる。
- 3 外国人労働者に対して、適正な労働条件や相談窓口に関する啓発と情報提供の充実を図る。



1	2021年度 B
事業主等への啓発について、従来と同様に、広報誌やガイドブック、ホームページ等を通じて実施した。 今後の取組については検討を進める。	

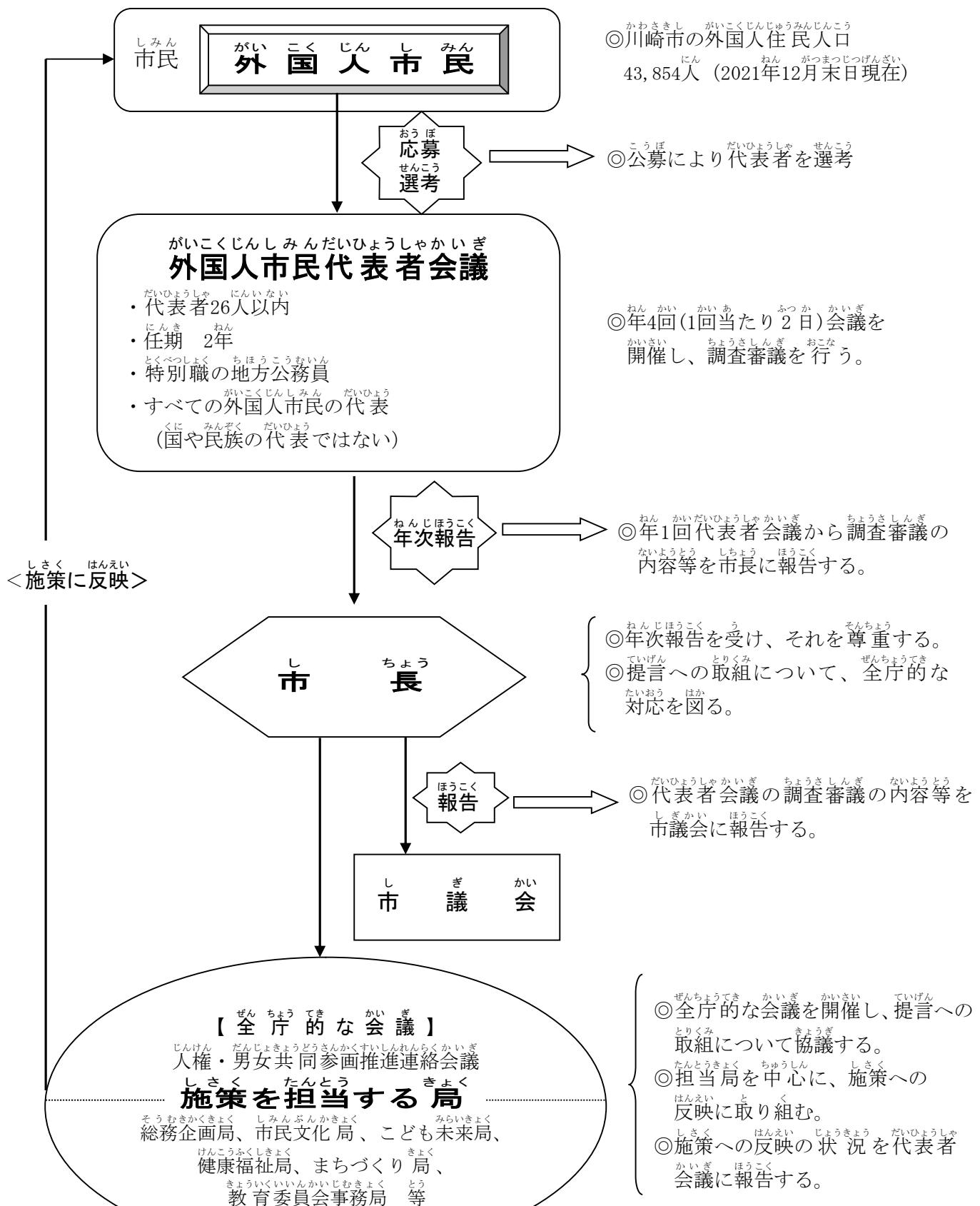
2	2021年度 B
外国人を雇用する事業主等に対して、従来と同様に、ホームページや広報誌、ガイドブックでの情報提供を行った。来年度以降も引き続き取組を進める。	

3	2021年度 B
外国人を含む労働者に対して、労働条件や相談窓口等について、従来と同様に、ホームページや広報誌、ガイドブックでの情報提供を行った。外国人労働者からの相談は、全体の1割にも満たないため、より周知を図る必要がある。	

4

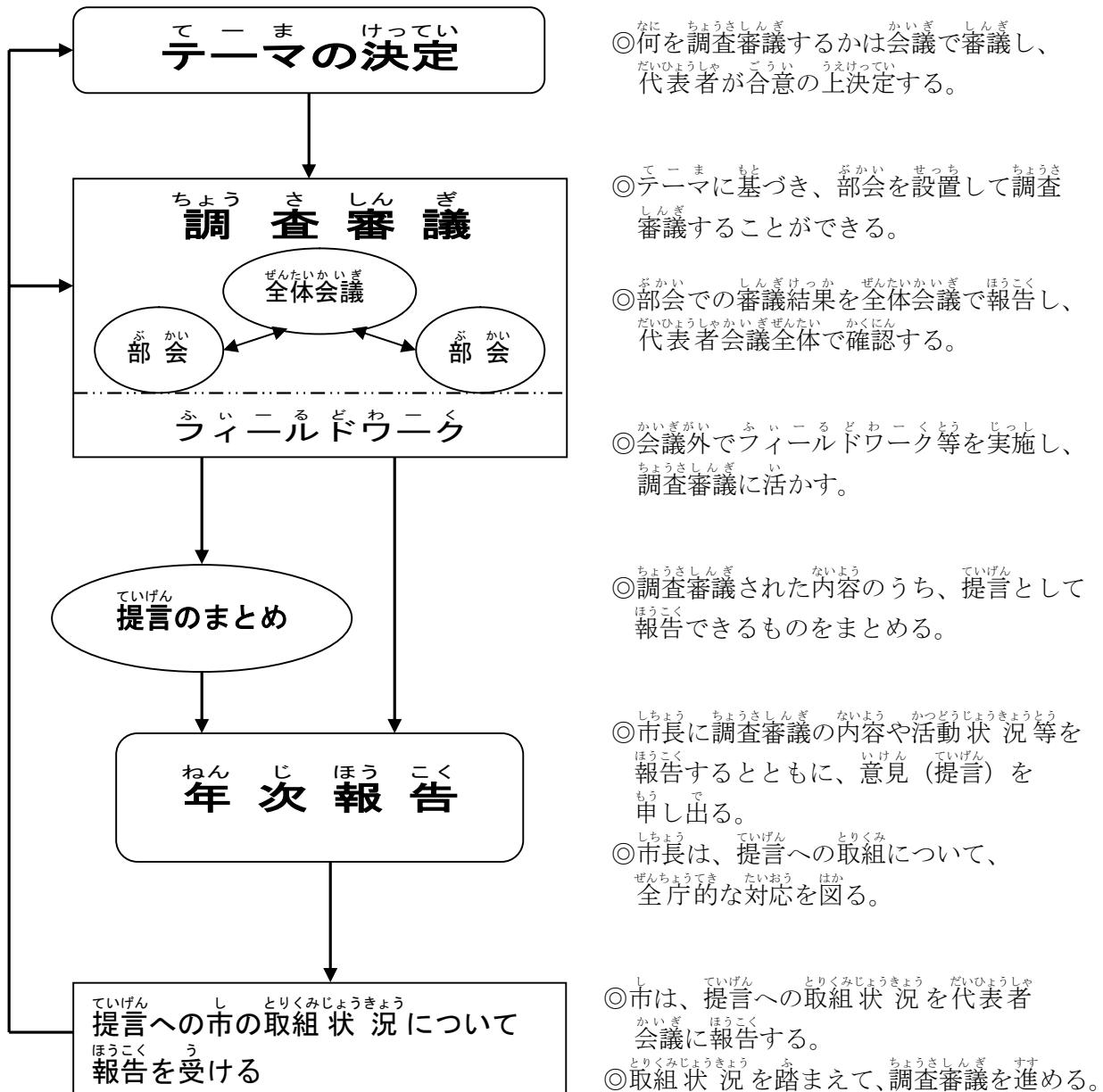
外国人市民代表者会議のしくみ

1 外国人市民代表者会議からの報告が施策に反映されるしくみ



2 外国人市民代表者会議の運営

会議の運営方法は、条例・運営要綱に基づき、代表者が決定する。



[事務局] 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課

- * 会議運営のサポート、調査審議資料及び議事録作成
- * 関係局等との調整及び連携
- * 他都市等の情報収集及び情報提供

5 条例・要綱・要領

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎじょうれい 川崎市外国人市民代表者会議条例

〔 平成 8 年 10 月 3 日
條例第 25 号 〕

(目的及び設置)

第1条 本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、ともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 代表者会議は、外国人市民に係る施策その他の外国人市民に関し前条の目的を達成するために必要と認められる事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。ただし、外国に関する事項は、調査審議の対象としない。(市長等の責務)

第3条 市長その他の執行機関は、代表者会議の運営に関し協力及び援助に努め、並びに代表者会議から前条に規定する報告又は意見の申出があったときは、これを尊重するものとする。

(組織等)

第4条 代表者会議は、代表者(第3項の規定により委嘱を受けた者をいう。以下同じ。)26人以内をもって組織する。

2 代表者は、日本の国籍を有しない者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 年齢満18歳以上であること。

(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) その他市長が定める事項

3 代表者は、前項に定める者のうちから市長が委嘱する。

4 代表者は、任期を2年とし、1期に限り再任されることができる。

5 補欠の代表者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者の責務)

第5条 代表者は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

2 代表者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 代表者会議に委員長及び副委員長各1人を置き、代表者の互選により定める。

2 委員長は、代表者会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 代表者会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第8条 代表者会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、代表者会議の自主的な運営により、行われるものとする。

3 会議は、代表者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した代表者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会議が終了したときは、会議の経過等をまとめ、市長に提出しなければならない。

(会議の開催)

第9条 会議の開催は、1年に4回とし、1回当たり2日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

(資料の提出等)

第10条 代表者会議は、その調査審議に必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(報告等)

第11条 委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(庶務)

第12条 代表者会議の庶務は、市民文化局において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、代表者会議の運営について必要な事項は委員長が代表者会議に諮って定め、その他この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(任期等の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される代表者は、第4条第4項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとし、1期に限り再任されることがある。

(会議の開催の特例)

3 平成8年度の会議の開催については、第9条第1項中「4回」とあるのは、「2回」とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き本市の住民基本台帳に記録されているものに対する改正後の第4条第2項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民記録台帳に記録されている期間に通算する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

川崎市外国人市民代表者会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例(平成8年川崎市条例第25号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき設置される川崎市外国人市民代表者会議(以下「会議」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開閉)

第2条 会議の開会、散会、延会、中止または休憩は、議長が宣言する。

(会議の公開)

第3条 会議は原則として公開とする。ただし、出席代表者の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができます。

(会議の傍聴)

第4条 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は、会議の都度定める。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を越えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。

3 傍聴人が会議を妨害するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議の使用言語)

第5条 会議は日本語を用いる。ただし、代表者が必要とするときは、通訳を同行することができる。

(正副議長会議)

第6条 会議の運営については、必要に応じて正副議長会議を開催し協議する。

(部会の設置)

第7条 条例第7条に規定する部会は、議長が会議に諮って設置する。

2 部会には部会長を置く。部会長は、当該部会に属する代表者の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を議長に報告する。

3 部会長は、必要に応じて正副議長会議に出席することができる。

(臨時の会議)

第8条 条例第9条に規定する臨時の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、開催することができる。

(1) 緊急に会議の招集が必要な場合

(2) 代表者の4分の1以上の者から会議に付議する案件を示して会議の請求があるとき

(会議の報告)

第9条 条例第8条第5項の規定により、市長に提出する会議の経過等は概要を記した摘要とする。

2 条例第11条の規定による市長への報告は、会議の概要、調査審議の結果及び意見等を内容とする書面により行う。

(解嘱の申出)

第10条 委員長は、代表者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長にこれを申し出ることができる。

(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと思われるとき。

(3) 職務上の義務違反があるとき。

(補充の申出)

第11条 代表者に欠員が生じた場合、委員長は会議に諮って、その補充を市長に申し出ることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、会議の委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしやかいぎだいひょうしやせんにんようこう
川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱

(**趣旨**)

だいじょうようこうかわさきしがいこくじんしみんだいひょうしやかいぎだいひょうしやせんにんようこう
第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例(平成8年川崎市条例第25号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、市長が委嘱する外国人市民代表者会議の代表者(以下「代表者」という。)の選任について必要な事項を定めるものとする。

(**代表者選考委員会の設置**)

だいじょうしちょうだいひょうしやせんにんかわさきしがいこくじんしみんだいひょうしやかいぎだいひょうしやせんこういいんかい
第2条 市長は、代表者を選任するときは、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会(以下「代表者選考委員会」という。)を設置し、その選考の結果に基づき委嘱するものとする。

(**代表者の構成**)

だいじょうじょうれいだいじょうもとだいひょうしやこうせいこくさいれんごうじんけんりじかいいいんせんしゅつちいきくぶん
第3条 条例第4条に基づく代表者の構成は、国際連合人権理事会の委員選出の地域区分に基づく5地域から少なくとも各1人以上とし、同一の国籍・地域の委員は、4人を超えないものとする。

みぜんこうきていだいひょうしやこうせいたいおうぼすうみまたおうぼしゃせんこうきじゅん
2 前項に規定する代表者の構成に対して、応募数が満たないとき又は応募者が選考基準を満たさないときは、その都度協議するものとする。

(**代表者の募集**)

だいじょうだいひょうしやぼしゅうこうぼおこな
第4条 代表者の募集は、公募により行う。

ぼしゅうがいこくじんしみんだいひょうしやかいだいひょうしやおうぼしんせいしょだいごうようしきおこな
2 募集は、外国人市民代表者会議代表者応募申請書(第1号様式)により行う。

(**代表者の選考基準**)

だいじょうだいひょうしやせんこういいんかいだいひょうしやせんこうあおうぼしゃにはんごかいわのうりょく
第5条 代表者選考委員会は、代表者の選考に当たっては、応募者の日本語会話能力のほか、市政への関心、地域や外国人相互の交流状況、共生のまちづくりについての積極性等を考慮して選考する。

ぜんこうさだだいひょうしやせんこういいんかいだんじょきんこうちいきねんれいとうてきせつ
2 前項に定めるもののほか、代表者選考委員会は、男女の均衡、地域、年齢等について適切な配慮をするものとする。

(**基準日**)

だいじょうだいじょうだいこうだいごうおよだいごうきていまんねんおよしないさいじゅうねんいじょうようけん
第6条 第4条第2項第1号及び第2号に規定する満18年及び市内在住1年以上の要件の基準日は、代表者の任期の始まる年の4月1日とする。

(**委任**)

だいじょうようこうさだひつようじこうだいひょうしやせんこういいんかいはかしみんぶんか
第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表者選考委員会に諮って、市民文化局長が定める。

(**附則**)

(**施行期日**)

ようこうへいせいねんがつなのかしこう
1 この要綱は、平成8年10月7日から施行する。

(**基準日の特例**)

ようこうしこうひいごさいしょいしょくだいひょうしやはいぶんきじゅんがいこくじんとうろくしやすう
2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者の配分の基準となる外国人登録者数は、

だい じょう だい こう きてい へいせい ねん がついたち がいこく じんとうろく しゃすう もち まん さいおよ
第6条 第1項の規定にかかるわらず、平成8年4月1日の外国人登録者数を用い、満18歳及び市内在住1年の要件の基準日は、同条第2項の規定にかかるわらず、平成8年11月1日とする。

(代表者選考委員会の任期)

3 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者選考委員会は、第3条第2項の規定にかかるわらず、任期は平成10年3月31日までとする。

ふそく
附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

ふそく
附 則

この要綱は、平成12年2月25日から施行する。

ふそく
附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

ふそく
附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

ふそく
附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

ふそく
附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

ふそく
附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

ふそく
附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

ふそく
附 則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

ふそく
附 則

この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

ふそく
附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ふそく
附 則

この要綱は、平成29年7月27日から施行する。

ふそく
附 則

この要綱は、令和元年7月22日から施行する。

かわさきし がいこくじん しみん だいひょうしゃ かいぎ だいひょうしゃせんこう いいん かい せっち ようりょう 川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会設置要領

(目的及び設置)

だい じょう かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだいひょうしゃせんにんようこう いか ようこう だい じょう もと
第1条 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づ
かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎいか だいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃせんこう いいん かい せんこう せいこう
き、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)の代表者を選考するため、
かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだいひょうしゃせんこういいんかい いか せんこういいんかい
川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

だい じょう せんこういいんかい ようこう もと だいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃせんこう しゃしょう
第2条 選考委員会は、要綱に基づく代表者会議の代表者の選考を所掌する。

(組織)

だい じょう せんこういいんかい いいん つぎ かか もの あ
第3条 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民文化局長
- (2) 市民文化局市民生活部長
- (3) 市民文化局人権・男女共同参画室長
- (4) 市民文化局コミュニケーション推進部長
- (5) 総務企画局総務部長
- (6) 教育委員会事務局総務部長

(委員長)

だい じょう せんこういいんかい いいんちょう お しみんぶんかきょくちょう あ
第4条 選考委員会に委員長を置き、市民文化局長をもって充てる。

いいんちょう せんこういいんかい だいひょう かいむ そうり
2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

いいんちょう じこ いいんちょう しめい もの しょくむ だいり
3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

だい じょう せんこういいんかい いいんちょう しょうしゅう かいぎ ぎちょう
第5条 選考委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

せんこういいんかい いいん かれんすう しゅっせき かいぎ ひら
2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

せんこういいんかい だいひょうしゃせんこう ひつよう おう がいこくじんしみんしきく かん けんしき
3 選考委員会は、代表者の選考にあたっては、必要に応じて外国人市民施策に関して見識を
ゆう もの いけん き 有する者の意見を聞くことができるものとする。

(事務局)

だい じょう せんこういいんかい じむきょく しみんぶんかきょく お
第6条 選考委員会の事務局は、市民文化局に置く。

(委任)

だい じょう ようりょう さだ ひつよう じこう しみんぶんかきょくちょう さだ
第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が定める。

附則

ようりょう へいせい ねん がつはつか しこう
この要領は、平成27年1月20日から施行する。

附則

ようりょう へいせい ねん がつついたち しこう
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

ようりょう へいせい ねん がつ にち しこう
この要領は、平成29年1月21日から施行する。

ふ そく
附 則

この要領は、令和元年7月22日から施行する。

ふ そく
附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議 年次報告<2021年度>
れいわ ねん がつ
2022(令和4)年 3月

へん しゅう かわさき し がいこくじん し みんだいひょうしゃかい ぎ
編 集 川崎市外国人市民代表者会議

はつ こう かわさき し し みんぶん かきょく し みんせいかつぶた ぶん か きょうせいすい しんか
発 行 川崎市市民文化局 市民生活部多文化共生推進課
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2
かわさき しかわさき くえきまえほんちょう
かわさき ふ ろ ん て い あ び る かい
川崎フロンティアビル9階

TEL 044-200-2846 FAX 044-200-3707

[http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-7-2-0-0-0-0-0-0-0.html](http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-7-2-0-0-0-0-0-0.html)



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市